地研年報

第14号

新たな『地研年報』の発行にあたって 三重短期大学地域問題研究所長	岩田	俊二	
論説			
農業・農村から見た地方都市の都市形成史に関する研	25		
-津市を事例に-	, ,		
	井 力	11代子	(1)
「東アジア共同体」構想の現状と問題点(上)	tu:	Λ Μ.	(01)
	石原	洋介	(31)
Ethnos, State, and the National Independence			
	南	有哲	(55)
明治前期三重県域におけるマビキ慣行			
- 近代三重県域における人口動態の研究(6) -			
近代一里界域におりる八口動窓の前先(0)	古木	陽一	(65)
	及小	1-90	(03)
調			
高年齢者の雇用確保に関する三重県での取組み			
四十四日 77年/17年/17日 7 3 二里水 (77八年 77	ШШ	和義	(83)
津市における来日外国人の生活実態調査報告書	1-47.1	11132	(00)
楠本 孝(外国人問題調査研	开究PT	'代表)	(105)
自動車リサイクル企業の現状と課題		1.3.6.16	
- 三重県下3社に対する訪問調査記録-			
	島内	高太	(139)
2008年度地域問題研究所活動記録			
地域問題研究所概要			
地域問題研究所活動日誌			
地域問題研究所刊行物			
受入図書・雑誌			
研究活動			
研究目 张 德一 些			

2009年5月

三重短期大学地域問題研究所

新たな『地研年報』の発行にあたって

三重短期大学地域問題研究所長 岩田 俊二

今号の『地研年報第 14 号』は 2008 年 4 月から組織名称を変更し新たに出発した三重短期大 学地域問題研究所が発行する最初のものであり、記事内容は研究所報としての性格を強める変 更を行い充実させました。また、諸研究員の研究成果も従前通り掲載しておりますので、ご高 覧のうえご指導ご鞭撻を賜れば幸いであります。

新たな研究所の責務は前身の地域問題総合調査研究室が設立以来 23 年に渉って培ってきた 地域問題研究とその成果の地域還元を今後とも継続し、さらに発展させることであります。 蒈 て地域問題総合調査研究室は、本学が三重県およびも津市という地域にねざした短期大学であ ることから、「本学がよって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会 の生活と文化の向上に寄与し、併せて本学の教育・研究の発展に資する」ことを目的に設立さ れましたが、現在の研究所にとってもこの課題に変化はありません。

この課題は①地域問題研究の促進と深化、②地域の研究機関、研究者との連携による研究拠点化、③研究成果の地域への還元および教育への応用の三点が主であると解することが出来ます。この中で、研究成果の地域への還元については、1993年から毎年、地域問題研究交流集会を開催し学外の地域問題研究者(大学、行政、住民など)と研究動向や研究成果を交流することで、地域問題研究についての刺激や問題提起を受け止め、そしてそれを研究に反映することを通して実践して参りました。

しかも、三重短期大学地域連携センターが、地域との連携を強化し地域貢献の組織的取り組みを充実するために 2008 年 4 月に新設されました。当研究所といたしましても、研究成果の地域還元については従前の研究的色彩が強い地域問題研究交流集会に加えて、『地研年報』に掲載した研究の幾つかの研究テーマについて市民向けセミナーを同センターと連携し開催することといたしました。2009 年度は、「なぜ環境を守るのか?(南有哲研究員)」、「津市における成人女性の食事摂取状況(梅澤眞樹子研究員)」、「近代女性史の裏側~近代三重県地域におけるマビキ慣行について~(茂木陽一研究員)」、「地方財政の最近の動向(雨宮照雄研究員)」を予定しております。

当研究所の活動は研究所構成員一同の主体的努力の他に、市民の皆様や地域の関係機関のご理解とご協力があって初めて意義のあるものになると考えておりますので、当研究所の活動の充実のために今後とも一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

岩田 俊二 中井 加代子

はじめに

拙稿「地方都市の都市計画史に関する研究 一津市を事例に一」では明治時代に市政がひかれた津市の近代都市としての形成過程を明らかにし、現在の中心市街地の衰退問題等を歴史的にとらえ直し、今後の地方都市の都市計画の方向を考えようとしたものである。地方都市は市街地のみで形成されているのではなく、周辺の近郊農村を包含しているのであるから、周辺農村整備の歴史的発展過程をも明らかにする必要がある。本稿は旧津市における明治期以降の農村整備の展開過程を跡づけ、その特徴を分析すること、さらに農村整備と都市計画との関係についても分析し、都市と農村の両面から地方都市が近代化する過程とその特徴を明らかにすることを目的としている。こうした成果が今後の地方計画の検討にあたっての参考資料となることを期待している。

本稿の論述は三重県の土地改良史の展開を時間軸の縦糸とし、時々に出現する旧津市における土地改良事業を横糸にして織りなす記述を採っている。土地改良事業の性格上、三重県の土地改良史は国の土地改良史に重なるものであるから、旧津市の土地改良事業の展開過程を国の土地改良の政策の流れの中で位置づけていることとなる。三重県の土地改良史については、『三重県土地改良の歩み』三重県土地改良事業団体連合会昭和 53 年刊、津市の土地改良史については、行政資料「津市農業基盤整備事業実施計画つづり」と『津の歴史を語る碑』三ッ村健吉著平成9年刊を、また耕地整理法の沿革とその改正経緯及び耕地整理法によるまちづくり(I章2~3節)については『新建築学体系 18 集落計画』石田頼房他著、彰国社、昭和 61 年刊を引用・参考にしたことを明らかにしておく。

I 耕地整理法の創設と耕地整理事業の進展

1. 耕地整理法制定以前

封建時代には畦畔整理が行われていたが、明治になってからは、地租改正による鍬下年期の設定の影響もあって、やや規模の大きい区画整理が行われるようになった。静岡県、石川県が特に進んでいて、この区画整理方式を「田区改正」と称し、明治 20 年代には広く全国に普及し始めた。静岡式は静岡県磐田郡田原村(現袋井市)の名倉太郎馬などによる事業(1872(明治 5)~1875年)がよく知られている。これは単に耕地の畦畔・区画の改良にとどまらず、集落内の宅地の整理や道路の改廃を同時に行っていることは、農村計画として見た場合注目に値するとされている。石川式の田区改正はドイツの耕地整理の影響であった。伊勢地方において

も徳川時代から「畝町倒し」又は「サイメ」と呼ばれ、小規模の畦畔整理が行われていた。

わが国最初の耕地整理に関する法律は、1897 (明治 30) 年の「土地区画改良二関スル法律」であるが、この法律は土地改良のため区画形状の変更を行っても地価総額を従来通りに抑え、登録税の納税を不要にしたものであり、耕地整理の促進に力があったという。しかし、この法律のみでは手続の煩雑さ、土地所有者間の合意の得にくさなどの障害が多く残された。

2. 耕地整理法の創設と改正過程

1894 (明治 27·28) 年の日清戦争において、日本は戦勝国となったが、多額の戦費を使い財政的危機を招来した。この難局を克服するためには、工業の進んでいない当時としては、農事の改良により増収を図らなければならなかった。ここにおいて維新以来吸収した諸外国の区画整理方式と、国内において成果を挙げている、田区改正とを組合せて 1899 (明治 32) 年 8 月「耕地整理法」として公布され、翌年1月から施行された。けだし土地改良としては最初の、しかも画期的法律である。

1899 年法の第 1 条において、「本法ニ於テ耕地整理ト称スルハ耕地、利用ヲ増進スル目的ヲ以テ其ノ所有者共同シテ土地ノ交換若クハ分合、区割形状ノ変更、道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等ノ変更、改廃ヲ行フコトヲ謂フ」のであり、土地の交換分合と区画整理を主たる対象とするのであったが、同法は畑作経営のドイツ国の直訳的輸入部分が多く、水田経営を主とする我が国の農業形態と合致せず、所期の生産的効果を挙げられないのみならず、費用倒れになることも少しとしなかった。そこで 1905 (明治 38) 年大改正を行い「灌漑排水ニ関スル設備並ニ工事ヲ行フ」を加え、灌漑排水事業もその対象とされた。

1899 年耕地整理法では、土地所有者数・面積・地価額で3分の2以上の同意があれば、不同意者の土地も耕地整理区域に編入することができることにしたが、建物ある宅地等に関しては強制編入が認められなかったから、強制編入が認められる耕地との間に差を生じ、いきおい集落などは区域から除外され、耕地のみの区画整理になって、農村計画上は問題が残されたといえる。

かくて 1909 (明治 42) 年 4 月第 2 次大改正となり、開墾、地目変換及び整理施行の為若しくは、その結果必要な施設、またはその維持管理をも包含することとなった。この改正により 耕地整理法はますます当面の米穀増産を目的とする、生産的土地改良事業の色を澱くした。

1907 (明治 39) 年 6 月農商務省令第 18 号で「耕地整理及土地改良奨励費規則」が定められ、その第 2 条において、耕地整理及び土地改良事業の調査設計監督等の費用に対する補助の途が開かれた。三重県においては、1908 (明治 40) 年 12 月県議会の議決に基づき、従来県農会に委託していた事業の施行を県自らが行うこととし、内務部に「耕地整理課」を新設し、人事発令を行った。

なお、1897 (明治 30) 年の「土地区画改良ニ関スル法律」は、1899 年耕地整理法制定後も そのまま残され、宅地の利用を目的とする土地区画改良はもちろん、耕地整理でさえ 1897 年 法で行われていたという。さらに、1908 (明治 41) 年には、「土地区画改良ニ関スル法律」にも強制編入を認める改正が行われたから、法制上は耕地以外の土地も強制編入をして土地区画改良が行えることになったが、このことによって集落などの整理が行われたかどうかは明らかでない。「土地区画改良ニ関スル法律」は、1909 年耕地整理法(新耕地整理法)の公布により廃止となった。

一方我が国は、明治 30 年代に入って米の輸出国から輸入国に転落し、1905 (明治 37·38) 年の日露戦争後は、人口の増加等により内地米の絶対量がその重要度を加え、耕地の拡張、及び生産力の増大が要望されるに至った。

3. 耕地整理法によるまちづくり

都市周辺地域で宅地化を目的とする土地の区画改良が行われるようになるのは、1900年前後であり、大阪の西区九条地区が最初であるといわれる。1909(明治 42) 年新耕地整理法の制定に伴い、宅地化目的の区画整理もこの法律で行われるようになる。大阪でも、この法律の制定直後、明らかに宅地化目的の耕地整理として今宮地区など次々に事業が行われる。耕地整理として宅地化目的の事業を行うことは、1919(大正 8)年都市計画法によって宅地化目的の土地区画整理制度が別に作られてからも変わらなかった。このため、農業基盤を整備する耕地整理事業と、宅地化のための土地の区画形質の変更という、目的の違った事業の間の矛盾を調整するさまざまな技術的工夫が行われる。例えば、耕作のためには適当であるが宅地化のためには大きすぎる「街区」を建築線指定により2つないし4つに分割しておくこと、あるいは、農道としては適当であるが住宅地の道路としては狭小である場合に後退建築線によって将来の必要幅員を確保することが、かなり一般的に行われた。

しかし、宅地化目的のため耕地整理法を用いるというのは、事業目的を逸脱しているので、1931(昭和6)年の耕地整理法の改正では、市の区域、すなわち都市計画区域における耕地整理事業の認可を原則として行わないことにした。このことによって都市計画法による土地区画整理事業が都市近郊地域で増加するが、今度は逆に、土地区画整理事業の側で経過的に農業が続けられる工夫を行うことが必要になる。例えば、幹線道路を暫定幅員で整備し農地の減少を防ぐ方法、農業用の水路と都市排水路とを併用させる工夫などであった。

4. 耕地整理費補助規程及び耕地整理事業の資金融資

三重県では用悪水路、溜池、樋管、井堰等の工事については、土木課の所管事項とし、「三重県土木費支弁規程」により補助金を交付していた。またその補助率は、工種、年度、予算、規模、新改築等によりその都度異なり3割~8割であったが、1909(明治42)年の耕地整理法の改正により県令をもって、1910(明治43)年3月「耕地整理工事費補助規程」を定め、その第1条に於て「耕地整理法ニ基キ耕地整理ヲ施行シタルモノニ対シ、其ノ直接工事ニ要スル費用ニ限り、予算ノ範囲ニ於テ、県之ヲ補助ス」とし、第2条において「補助金ハ、面積三十町

歩以上ノ地区二於ケル三重県土木費支弁規程第一条及第二条二依ル道路及河川ノ付、替工事、 灌漑及排水機械二関スル工事、堰堤及樋管ノ工事、其ノ他特に必要と認メタル工事二対シ、其 ノ費用ノ二分ノー以内トス」と定められた。この規程が、耕地整理事業に県費補助の制度化さ れた最初である。

耕地整理事業は、法制定以来その実施により多くの利得があることが認められ、年を追うて増加したが、事業の施工には多額の経費を要し、その資金面において難色のあることが出て来た。すなわち資金を銀行融資に仰いだ場合、物価の変動特に米価下落の場合は農民はその返済に困窮した。これが救済策として農商務省においては、1910(明治 43)年度から預金部資金を日本勧業銀行、及び農工銀行を通じて年利 9 分 9 厘、20年年賦償還で融資の道を開いた。

三重県においては、1911 (明治 44) 年 6 月耕第 225 号の 1 を以て「耕地整理事業資金取扱順序」を定め融資方法の細部を示している。その主な内容は一口 3 万円以上の場合 (大臣認可) は日本勧業銀行において、3 万円以下の場合 (知事認可) は同銀行の代理として、三重県農工銀行で取扱うと示している。なお、この取扱い方法は、1912 (大正元) 年 10 月農商務省農務局長通牒により、事務簡素化のため 3 万円以上の場合の認可権も知事に委譲された。

5. 明治時代の耕地整理事業

耕地整理法公布以来、三重県において最初に施工されたのは阿山郡上野町大字上野村地区で、整理前面積 17 町 7,424、整理後面積 18 町 5,110、 工事費 5,648 円 86 銭、1901 (明治 34) 年 12 月工事に着手し、明治 35 年 5 月工事を完了した。次は三重郡川原田村大字川尻の 26 町 4,918、第 3 位は度会郡下外城田村大字山岡、小社の 51 町 1,518 であるが、明治時代施行された耕地整理事業は、表 1 の通りで年と共にますます発展した。

津市においては下部田余慶町耕地整理組合が 1908~1915 (明治 41~大正 4) 年に実施したのが最も早いものである。

	— AC 100 A	~ nm v/. Hm -	
表 1	一 申 但 //) FID A THE U.	1 SEC 141 NO 144 SE SEC 37- 11- 14 SEC 38: 35
20. 1	— = 77 °	ノグルコロフタルマン	耕地整理事業施行状況調書

	認	可	工事着手		Ţ	F 完了
	地区数	地 積	地区数	地 積	地区数	地 積
1901 (M34) 年	1	18町	1	18町		町
1902 (M35)	1	26	1	26	1	19
1903 (M36)	1	51				
1904 (M37)	1	43	1	52		
1905 (M38)	1	109	1	109		-
1906 (M39)	1	7	2	50	1	26
1907 (M40)	7	373	5	215		
1908 (M41)	12	450	7	352	1	120
1909 (M42)	5	108	3	207	4	51
1910 (M43)	11	520	7	78	4	74
1911 (M44)	14	1082	9	249	2	37
明治合計	55	2787	87	1356	13	327

6. 大正時代の耕地事業

(1) 耕地整理法の改正

耕地整理法は、1914(大正3)年3月みたび大改正が加えられ、湖海の埋立及び干拓が追加された。この改正により同法は、従来の既耕地本位の事業から未墾地である水面の開発を含む政策となり、ますます生産的土地改良となった。

更に、1919(大正8)年4月の改正により、水面の埋立、干拓を行う場合、漁業権との調整、事業資金融資を容易ならしめるための対策、また移住民を招致して新たに開墾事業を行う場合を予想して、整理施行の利用に必要な施設も事業として遂行出来るようにし、積極的な新田開発、畑地の水田化が制度的に打ち出された。

(2) 三重県における耕地整理事業

大正時代の三重県における耕地整理事業の施行状況は表 2 の通りである。表で見ると、明治時代 11 年間に認可面積 2,787 町、工事着手面積 1,356 町、完了面積 327 町であるが、大正時代 14 年間にはそれぞれ 13,805 町、10,486 町、3,477 町で如何に膨大な面積の事業が施行されたかが判る。

表 2 三重県の大正期の耕地整理事業施行状況調書

	認可		I:	事着手	T.	事完了
	地区数	地積	地区数	地積	地区数	地積
1912(T1)年	18	891 町	17	1685 町	9	194 町
1913 (T2)	24	1327	20	986	8	206
1914 (T3)	19	931	17	969	4	52
1915 (T4)	14	921	14	717	6	271
1916 (T5)	18	1279	19	905	6	144
1917 (T6)	10	579	9	511	12	362
1918 (T7)	8	752	7	239	8	373
1919 (T8)	21	978	13	831	4	168
1920 (T9)	19	737	10	397	10	268
1921 (T10)	20	723	27	1415	3	223
1922 (T11)	8	3467	8	454	5	70
1923 (T12)	10	614	10	684	10	336
1924 (T13)	6	439	7	270	11	644
1925 (T14)	6	167	8	423	13	166
大正合計	202	13805	186	10486	109	3477

(3) 津市における耕地整理事業

津市におけるこの時期の耕地整理事業は次のものがあった。

上浜町耕地整理組合 大正 5 年~大正 15 年(1916~1926)

高茶屋地区耕地整理組合 大正 10年~昭和 15年(1921~1940)

乙部地区耕地整理組合 大正 11 年~昭和 5 年 (1922~1930)

岩田耕地整理組合 大正 12 年~昭和 5 年(1923~1930)

橋南耕地整理組合 大正 13 年~昭和 5 年(1924~1930)

橋北耕地整理組合 大正 14 年~昭和 3 年 (1925~1928)

津興耕地整理組合 大正 15 年~昭和 7 年 (1926~1932)

阿漕耕地整理組合 大正 15 年~昭和 7 年 (1926~1932)

(4) 上浜町耕地整理組合 大正5年~大正15年(1916~1926)の概要

上浜町耕地整理竣工記念碑(昭和2年建立)の碑文に以下の概要が記載されている。耕地 整理区域内の一部の土地を紡績工場に売却し、工事代金を捻出する方法は現代の土地区画整 理事業の保留地処分と同じ効果を生み出した。しかし、耕地整理事業であったが、完工後の 都市的土地利用への変化は著しいものがあった。このあと昭和初期の乙部・中川原・新町と 津市中心部の橋内地区の整理が進んだ。

「明治の中興以来、天下の政治が盛んになり、その活動が進んでやまない。学問教育は新しくなり、軍の行政も向上した。農業、養蚕業、工業、商業もまた発達した。天皇のご威光は広く四方に輝き、人々は勇んで行動し昔の消極的な民ではなくなった。

その頃、伊藤某が来て言うには、我が上浜の地は津市の北の隅に位置し、県庁と鉄道の駅とに接し、真に重要な位置を占めている。今や都市と田舎は時勢とともに発展し、我が上浜区も将来は市の中心となろうとしている。以前に、県の耕地整理課がしきりに耕地を整理しその模範となるように区民を説得したことがあった。そこで某らが走り回って何回も会合を持ち計画を相談したところ、耕地整理組合を組織し長所を取り短所を補って区域を正しく定めた。土地は約五十町、組合員は百名余役割を決めてその長を選び、橋本清助を推して組合長にし、伊藤太七・赤塚伊左衛門を副長とした。佐治七郎を庶務部長とし富田金七は会計を取り扱った。長谷川増次郎・水谷七十郎を正副工事長、水谷五郎左衛門・赤塚伊兵衛・野呂多兵衛が評議員になった。このほかに評価人十人・代議員二十人が決まった。

大正五年九月、役所に申し出てその許可を受け、起工式を小丹神社で行なった。しばらくして工事は月日を重ねるにつれて進んでいった。長さ三十間広さ十間をもって一つの区域とし、秩序正しく見渡すかぎり広がり、それをつなぐために大小の用水路と道路が縦横に交わり、車馬の往来、田畑へ水を引く便、田畑の耕作の便いずれもすべてが備わり、きらきらとした輝きを見ることができる。

大正八年十二月、たまたま新しく津紡績会社を作るために、その用地をわが区に定め二万

坪の土地を分け与えてほしいと頼んできた。そこで部員がいろいろと相談して考えた結果、今この事を受けることは我が区が繁栄するばかりか、将来津市が発展するための助けになると思うがどうだろうという事で意見がまとまって、その代価として十万円を受け取った。その後、その人が岸和田紡績社に土地を譲り渡した。いまT大工場が区の西の隅にそびえたち、女子工員たちがあちこちから多く集まって来て賑いを見せ、高い建物が沢山立ち並んだ。その付近の土地の地価が急にあがり、前の十倍にもなろうとしている。

一方、この事業がまだ完了しないのに橋本清助は死んで伊藤太七がこれに代わり、清助の 跡取りが副組合長になり、赤塚伊左衛門が死にその後継ぎ勇次郎がこれに代わった。今は貸 付の土地の増減がはげしく、例えば田の四十三町四反は三十四町八反に減り、三反余の宅地 は九町八反となり、八反余の道路や溝も五町五反に増えた。この間の経費は全部で四万余円、 そのすべては前に得た土地の代金を当て余った金は皆それを工事に使った。

工事は去年の冬で完了しすでに竣工式を行なった。今一基の碑を建てて永遠にこの事業のことを後世に伝えようということになりその文を頼みに来た。そこで私は快く引き受けて言うには、この度の事業は誠に立派だった。このごろどこでも大都市の構想を言う者が多いが、よくその実績をあげたことは聞いていない。現に上浜の人達は深い考えのもとに、将来を見通す深い考えを打ち込んでこの事業を完了した。またよい機会を利用して計画を実現し、大いに町の面目を一新して人を驚かした。これは事にあたった人々の力が、これをよく成し遂げた結果ではないか。思えば大正五年着工以来、各係りの者が心を砕いて十年の長い間をまるで一日のように休むこともなく努力した結果がもたらしたものと言えようか。これから推し測ればこの区の人々は将来更に何かを成し遂げるにちがいない。ついにこの言葉を記して次の詞をつなぐ次第である。

命を受けて相談したことが、幸いにもよい時期に適い よい穀物が立派に実り大きい建物が高くそびえたつ 人々の喜びは広がり家々は明るく平和である この上浜の町志登茂川はそのほとりに出て流れている」

(5) 高茶屋地区耕地整理組合 大正 10年~昭和 15年(1921~1940)の概要

高茶屋地区耕地整理完工記念碑(昭和 16 年建立)に概要が記載されている。津市南郊における高茶屋村の東部地区の耕地整理は村を一変する大事業として、大正九年、時の村長服部米次郎の陣頭指揮の下に実現した。長年の夢が叶って今までの湿田が化して美田と成り、村の明るい将来が約束された村民の喜びが行間に踊っている。

「大神宮に奉る御厨の塩は九斗と、古い記録に残されている替れも高い高茶屋の昔を偲んで、 語り継いだ立派な話の種を持ちながら、さらにまた桃山江戸の時代から旅する文人たちの目 に写った交通文化の姿がうたいはやされた村の誇りは、古い文書の上に輝いているが、現実 には水田が、限りなく広がっていながら、裏作の出来ない湿田が六割にも及ぶと、思慮のあ る人たちが嘆いてきた。ありがたいこの時代の恵みのもとに人々は耕地整理をしようと立ち上がった。時は大正十年の一月のこと、空はまだ寒かったが凍てついた大地を蹴って工事は 開始された。

村の長にはその名もめでたい服部米次郎を頂いて、その指揮に従って、力の限り知恵を絞って励んだ人々の誠意は、立派な結果として隣村雲出の民までがそのおかげに喜ぶ百余丁の美田を生み出した。その上自動で開閉できる鉄扉を備えた新しい樋門に守られる村の幸せはゆるぐことはない。工費は七万九千円、鉄より固く一つの心に団結した村人たちの労働に天も感動したのであろうか、天の仕業に助けられて豊かな秋の実りに恵まれるとは何ともめでたいことではないか。昔名僧澄心が里の松風と詠んだとか言うが、その髙茶屋の松風も後の世まで永くこの豊かな神の恵みを称えて歌うことであろう。」

(6) 乙部地区耕地整理組合 大正 11年~昭和5年(1922~1930)の概要

乙部地区耕地整理完工記念碑(昭和5年建立)に概要が記されている。この事業は水利の向上による豊かな土地の確保を第1の目的としたが、一方では将来の宅地化を見通した計画を織り込んだのが、一般の耕地整理とはその趣を異にしていた。すなわち、宅地化に便利なように農道間に30間毎に細かく道路を入れた。このすぐれた決断は工事完了後、土地利用価値の値上がりと住宅の建設を進め地区の面目が一新された。また宅地への転換が進み組合員も2倍に増えた。そこへもって伊勢電鉄が延びて停留場が設置され、多くの苦しい節をこえて実現した大事業は大きい花をつけ、他の模範または促進剤となって実を結んだ。

「乙部の耕地の整理計画が呼び掛けられてからすでに長い年が流れた。しかし多くの事情に 邪魔されて実現に至らなかったが、町の有力者は深くこのことを残念がって一日中あちこち に忙しく走り回って、この計画に賛成するように大いに進めた結果、やっと開始の動きが見 えてきて関係地主の間で相談がまとまり、大正十一年十月二十四日工事を認可命令を受ける ことになった。それ以来各役員は一心を打ち込んで工事の監督にあるいは繁忙な事務に務め、十分その責任を果して工事の完成を見ることになった。

初め、この整理を行なった耕地の総面積は、田畑その他を合わせて五十六町四反余歩、その目的は言うまでもなく水の便と土地がよく肥えるようにと願うことにあったが、一方では将来宅地化に向けて発展しようとする時の動きを広く見通して、すぐに三十間を基準として間の道を作るなど、普通一般に行なわれる耕地整理とは少しそのやり方に違いがあった。道理でこの大きく将来を見通したすぐれた判断は、整理後すぐに土地の利用価値の向上を招き、次々と家屋の建設を見るようになり地域の様子が大きく変わった。こうして耕地で宅地に変わったものは実に二万八千余坪を数え、初めの組合員の数、百八十二名の者はついに三百六十の多数になった。これは言い換えれば住宅化がもたらした大きい変化であり、そのうえ先頃伊勢電鉄の延長線がこの地区内を横断して通り停留場が設けられたことで、その発展ぶりはまるで時代が大きく変わったように思われる。しかも全市の耕地整理を急がせる力となり、

実に全く模範的な整理であると高く評価され、その恵を受けた組合員は手を打ち踊って心からその喜びに浸っている。ここに記念碑を建設するに当たり、事業の経過のあらましを誌して後世の人達に伝えるものである。」

Ⅱ 食料自給方策

1. 開墾助成法

1914 (大正 3) 年、一発の拳銃が起爆剤となって第1次世界大戦が起り、わが国は同盟国の故をもって一部戦線に参加したが、戦争による被害は軽微で、欧州諸国の破壊による生産低下が、日本の工業の一大発展を招来して好景気となり、諸物価は上昇し、特に米価は急騰して1918 (大正 7) 年 8 月には米騒動が起きた。この米騒動を契機として、政府は食糧の自給を国策とし、開墾助成法公布のほか開墾地移住奨励、大規模国営開墾、朝鮮、台湾の産米計画等の計画立案となった。

「開墾助成法」は内地の開墾適地 25 万町歩を 15 ヶ年間で開墾する目的で制定され、1919 (大正 8) 年 4 月公布、6 月から施行された。その第 1 条に「土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ開墾、湖海ノ埋立干拓又ハ開田」及び「前号ニ掲ゲル事業ニ伴フ潅漑排水ニ関スル施設又ハ道路堤塘ノ新設若ハ変更」を行う者には助成金を交付する。第 2 条 「助成金ハ命令ノ定ムル所ニ依り工事開始ノ年ヨリ工事終了後四年ニ至ル期間内ニ於テ之ヲ交付ス」「助成金ノ年額ハ其ノ交付ノ日迄ニ支出シタル総金額ノ百分ノ六以内トス」と定められ、またその施行面積5 町歩以上のものと、施行面積5 町歩以上に伴うものに限る(施行規則第 1 条)と規定されたが、後 4 割の助成金を交付するということに改正された。同法は、明治以来最初の大がかりの耕地事業に対する行政投資制度の発足であることは特に注目すべきことである。

耕地整理法は過去の改正により開墾、地目変換、埋立、干拓等が事業目的に加えられていたが、開墾助成法による補助金の裏付により広範囲に開田が行われるようになった。この法律によって開墾あるいは開田が進んだ以外に、以後耕地事業は農業政策の中心となり政府補助金に密着し、補助金なしの耕地事業は考えられなくなった。

なお開墾助成法により助成金の交付を受けられる事業は、その施行面積に一定の制限があるので、その限度以下の場合は地租条例、耕地整理法に依り地租減免の恩典を与えられた外、耕地整理事業の一部をなす場合は、府県及び国庫の補助金又は低利資金融資の恩恵に浴した。

2. 耕地拡張費助成規程

開墾助成法は、施行面積5町歩以下の場合は補助の対象とならなかったので5町歩以下の開墾の救済策として三重県においては、1919 (大正8)年3月県令第33号をもって「耕地拡張費補助規程」を制定、4月から施行した。その第1条に「耕地拡張事業ヲ奨励スル為開墾、干拓及埋立等ニ依リ面積一反歩以上ノ土地ヲ耕地ト為シタル者ニ対シ毎年度予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付ス」、第2条「補助金額ハ工事費予算ノニ分ノー以内ニシテ左ノ各号ニ定ムル所ニ

依ル」、

- 「一、田ト為シタルモノニ付テハー反歩ニ付金拾五円以内
 - 二、畑ト為シタルモノニ付テハー反歩ニ付金拾円以内

耕地ト為シタル面積五町歩以上ニ達スルトキハー反歩ニ付各金七円ヲ減ズ」、

第3条に補助金は耕地整理法ニ依り施工シタルモノニ付テハ換地処分認可後、其ノ他ノモノニ 付テハ、地租条例ニ依り開墾成功届出後又ハ民有地ニ認可許可後ニ於テ之ヲ交付ス」と定めら れた。

	耕地整理法ニ依ルモノ				地租条例ニ依ルモノ)
	地区数	開田	開畑	計	地区数	開田	開畑	計
1919 (T8) 年	1	30 町	5町	35 町	1	町	1 町	1 町
1920 (T9)				i	130	11	35	46
1921 (T10)	2	4	3	7	153	18	44	62
1922 (T11)	1	3		3	196	20	42	62
1923 (T12)	4		13	13	62	9	20	29
1924 (T13)	2		11	11	44	3	10	14
1925 (T14)	1	3		3	17	5	4	9

表 3 大正期の耕地拡張面積

3. 開墾地移住奨励

開墾助成法と関連のある事業として 1920 (大正 9) 年開墾地移住奨励の補助制度が設けられた。その趣旨は開墾地に移住民を招致して、開墾事業の経営を容易ならしめると共に、優良な新農村の創成を助け、事業の効果を永遠におさめようとするもので、国庫の補助対象は移住家屋と共同建築物である。

大正9年9月、農第12280 号農務局長から知事宛の右趣旨の通牒により、三重県においては1921 (大正10) 年3月県令第34号をもって「開墾地移住奨励規程」を定め同9年4月以降起工の分から適用した。その第2条に「奨励金ハ開墾助成法ニ依り事業ヲ施行スル地区ニ於テ農業者移住ノ為必要ナル家屋及付属建物ヲ建築スル者ニ対シ、一坪当金弐拾円以内ヲ交付ス。但シ建築費ノニ分ノーヲ限度トス」というのである。

Ⅲ 昭和恐慌と戦時体制下の耕地事業

1. 県営耕地事業

(1) 農業水利事業

農商務省においては、1923(大正 12) 年 4 月「用排水改良事業補助要項」を定め、耕地

面積 500 町歩以上を支配する用排水幹線、または用排水設備の改良事業を府県営で行う場合 には、5割以内の国庫補助を行い、およそ20ヶ年間に2650万円の国費を投じて水利不良な 耕地 20 万町歩の改良事業を計画した。

三重県においては、この要項に該当する事業を県営事業として施行するに当り、1931(昭 和 6) 年 2 月 「三重県農業水利改良事務所規程」を定めて、新たに事務所を設け所長以下職 員を配置した。その最初の事業は桑名郡長島村「県営長島村排水改良事業」であるが、津市 以外 4 ヶ町村を受益地とした雲出用水改良事業は 724 町歩の用水路改良工事を 25 万 5 千円 の事業費で昭和15年~18年に施工された。しかして、これらの事業の財源は、国庫補助4 割 5 分~5 割、県費 1 分~1 割、地元寄付金 4 割 5 分~5 割であった。

(2) その他の県営事業

農業水利事業に続いて開墾助成法による大規模の開拓事業が、県営事業として施工された。 その施行地区は表 4 の通りである。

開墾地灌漑用溜

池拡築

(S10~11 年度)

1936~1940 (S11~15 年度)

270 千円

地区名	受益地区	関係面積	主要工事	事業費	事業年度
伊曾島村青鷺川埋	桑名郡伊曾島	14 町	池沼埋立	56 千円	1935~1936

570町

表 4 開拓関係県営耕地事業地区別調書

村

村

阿山郡壬生野

2. 時局匡救耕地関係農業土木事業

(1) 事業の経緯と内容

壬生野村開墾事業

立事業

昭和になって経済界の不況は農村にも波及した。1930 (昭和5)年世界農産物の過剰と国 内の増収とは農作物の大暴落を来たし、農村経済は破局的打撃を蒙った。恐慌の波はすべて の産業部門に及び、都市の労働争議、農村の小作争議の激化と農村窮乏の深刻化は大きな社 会問題となった。この重大な事態に直面した政府は、1930(昭和5)年「失業救済農山漁村 臨時対策低利資金」の融資、昭和6年には「新地租法」を制定して農家の救済、負担軽減を 図ったが、それらの効果は余りなく昭和6年はまた大凶作であった。

政府は 1932 (昭和 7) 年、3 ヶ年計画をもって「時局匡救耕地関係農業土木事業」を施行 した。すなわち2年虽開墾、用排水幹線改良、小用排水、暗渠排水、小設備事業等に対し補 助金を交付したがその内容は次の通りである。

(a) 開墾事業

(i)2 年量開墾 1 団地 5 町歩以上 国庫補助率 4割

5割 (ii)小開墾 〃 5 町歩以下

(b) 用排水改良事業

(i)用排水幹線改良 1 団地 500 町歩以上 国庫補助率

(ii)小用排水 " 500 町歩以下 " 5 割

5割

(c) 暗渠排水及小設備事業

(i)暗渠排水 1 団地 5 反歩以上 国庫補助率 5 割

(ii)小設備 耕地関係道路堤塘井堰 "5割

樋門等の新設改良

(2) 事業量及び助成金割当額

(a)2年量開墾面積(開田開畑)

昭和7年 259 町

同8年 46町

同 9 年 73 町

(b) 時局匡救耕地関係農業土木事業助成金割当額

昭和7年 412,440円

同8年 473,765円

同9年 248,903円

この事業については、三重県耕地面積 104,200 町歩は全国のそれの 1.7 %に相当するのに比較して、助成金は全国の 2%であるので全国平均よりも多くの事業量を消化した。時局匡救事業は恐慌による失業対策と農村の困窮打開をねらって実施された緊急措置であったが、この結果、1932 (昭和 7) 年から昭和 9 年にかけて耕地事業は従来にない多額の国家予算に支えられて大幅に拡大した。また過去において国庫補助の対象とならなかった小規模開墾、小用排水、暗渠排水あるいは小設備等、直接耕作条件の改善を可能とする事業が補助の対象となったことは、農民にとって大きな収穫であった。いずれにしても明治以来、耕地事業が常に内包していた二つの性格、すなわち経済政策と社会政策のうち救農土木事業は、後者を代表するものであって、その社会性のゆえに耕地事業は著しく公共性を高め、殊に大東亜戦争後は公共事業として華々しい展開となった。

3. 昭和初期の耕地整理事業

(1)三重県

1899 (明治 32) 年公布された耕地整理法は、幾度も改正を加えられ、事業は大正から昭和へと引続き各所において施工された。その施行状況は表 5、6 の通りである。

表 5 昭和初期の耕地整理事業施行状況調書

	認 可		工事	着手	I.	事完了
	地区数	地 積	地区数	地積	地区数	地積
1926 (S1)	19	1474 町	12	981町	15	468 町
1927 (S2)	27	961	23	1085	9	832
1928 (S3)	16	588	13	539	17	916
1929 (S4)	7	286	9	403	5	306
1930 (S5)	25	1290	14	495	9	376
1931 (S6)	24	1443	13	525	6	250
1932 (S7)	32	618	30	1475	4	131
1933 (S8)	17	142	8	809	12	348
1934 (S9)	18	227	9	106	24	718
1935 (S10)	9	120	4	59	9	285
1936 (S11)	8	245	5	95	8	449
1937 (S12)	7	295	6	135	7	126
1938 (S13)	11	339	4	80	7	610
1939 (S14)	5	65	3	316	7	583
合計	279	8094	190	8103	139	6398

表 6 昭和初期の年度別耕地整理及び開墾に関する各種補助金一覧表

	耕地整理 工事費補助	耕地拡張費補助	移住家屋奨励	計
1926 (S1) 年	72,000 円	5,013 円	1,098 円	78,111 円
1927 (S2)	87,000	4,015	760	91,793
1928 (S3)	72,000	2,600		74,600
1929 (S4)	61,200	1,360	5,140	67,760
1930 (S5)	61,200	1,360	5,200	63,792
1931 (S6)	58,200	1,292	4,300	57,672
1932 (S7)	52,380	1,292	4,000	19,663
1933 (S8)	14,500	1,163	4,000	21,663
1934 (S9)	16,500	1,163	4,000	19,663
1935 (S10)	16,500	1,163	2,000	21,730
1936 (S11)	20,000	930	800	20,800
1937 (S12)	20,000		800	19,400
1938 (S13)	19,000		400	20,800
1939 (S14)	18,000		2,800	19,800
1940 (S15)	16,200		3,600	18,180
1941 (S16)	14,580		3,600	13,900
1942 (S17)	13,500		400	16,200
1943 (S18)	13,000		3,200	

(2) 津市

この時期の津市における耕地整理事業は次があげられる。 新町耕地整理組合 昭和2年~昭和7年(1927~1932) 中河原耕地整理組合 昭和3年~昭和7年(1928~1932) 橋北第二耕地整理組合 昭和3年~4年(1928~1929)

(3) 新町耕地整理組合 昭和2年~昭和7年(1927~1932)の概要

新町耕地整理の概要は同事業完工記念碑(昭和8年建立)に記されている。耕地整理事業によって5間道路が西郊に延び、参宮電鉄(現在の近鉄)が国鉄に併行して縦貫し、更に旧制津中学校が地区に移転してくるなど、都市化要因が増えることで将来の都市基盤が整備されたという当時の認識が判読出来る。

「安濃郡新町大字古河・刑部の地は、昔からの溝や道が曲がりくねって、処々で耕作や収穫に困ることがあった。ところが、天皇の御仁政に感化された人民の間に、自力で事を始めようとする動きが生れていた。ちょうど良い時に当たったと言うか、昭和二年五月農業に特に熱心な人々百二十人が地域の発展のために精進しようと誓って立ち上がった。朝早くから夜遅くまで彼等の活動は続いた。

工事の地域は広さ八十町余り、これにかけた費用は四万数千円、関係者の協力は固く五年の間一貫して続いた。その誠意が天に通じたのかそれを助けるように自然の災害もなく土木 工事は完全にでき上がった。

今高い所に登って、計画した工事を苦労のあげく、完成させた跡を見渡して見ると、そこには水路がきちんと整い田畑を潅漑するには十分であり、色々な花が咲き穀物が実り、道路や畦道が東西南北に通じ店が今にも立ち並びそうな勢い、働く人達のかけ声が聞こえてくる。まことに国の利益と民の幸福をもたらす基礎が確立したと言うことができる。中でも五間道路が東西に貫き、参宮電鉄が国鉄に平行して新設され、これで文明の恵みを十分に受けることになる。それだけに止まらず、三重県立津中学校がこの地を占い選んで古河からの移築が予定され、まさに前途には多くの幸せが約束されている。

今や日本の国は春一色、国中の桜が咲き乱れる好季節、そこで山の石を切り出してこの盛 大な事業をその石に彫り付け、後に続く者達にこの碑を造るに至るいきさつを知らせたいと 思う。銘に言う、

今年の穀物の豊作は去年における耕地の状態の如何による 来年に味わう安楽は今年の苦心と努力がもたらしてくれる 子孫の福利は祖先の汗と涙を流した苦労の成果のおかげだ 朝夕祖先の恩を忘れずに自ら日々の生活を反省してほしい!

(4) 中河原耕地整理組合 昭和3年~昭和7年(1928~1932) の概要

中河原耕地整理の概要は同事業完工記念碑(昭和7年建立)に記されている。乙部地区同様に、中河原地区でも耕地整理事業であるが、実質的には宅地化を目的とした土地区画整理 事業であった。事業終了後すぐに都市計画の住居地域指定がなされた。

「この中河原の耕地整理をすすめる声は長年かけての願いであり、地元の人達の間でも賛成 と反対の二つに議論が分かれ、そう簡単には意見が一致することは出来なかったが、時代の 進歩への動き・時勢の早い流れは次第にこの実現の時機を生み出し、発起人の世話と努力の おかげでついにみんなの相談が一つに決まり、昭和三年三月組合組織の申請費を役所に提出 し、同年七月十八日許可の命令を受けることになった。

それ以来それぞれの役人は一日中、心から熱意を込めて工事の監督と忙しい事務の処理に 精神を打ち込み、骨折り励んでその責任を果し、予定していた工事の日程を進めて、ここに その完成を見るに至ったのは本当にめでたいことと言うべきであろう。そうして、整理を実 施した耕地の総面積は田畑その他を合わせて七拾九町弐百余歩、組合員の数は百七十三であ ったのが、整理後の現在では組合員は大きく増えて二百二十有余名の多数を数えることにな った。

一体耕地整理の目的は、もちろん水利と農作の便を考えて豊かな作物の収穫を願うものだが、地勢のうえから将来の発展が期待できるこの地域内にあっては、特に道路の施設に重点をおき、組合員としてはかなりの犠牲を差し出したものである。思ったとおり整地が完了した後の土地の利用価値は大いに向上して、あちこちに点々と住宅家屋が見られ、地域の様子が全く新しく変わった。そのうえ近く開かれた都市計画三重地方委員会は津市の都市計画に対する地域として、この中河原一帯の地を住宅地帯として新しく決定したのである。それゆえに将来この方面の交通機関の充実と海岸施設の十分な整備とによって、その発展は期待して待つことができよう。とりもなおさずこの耕地整理の決行に芽を出して、この町の開発と往民の福祉の増進に役立つところが極めて大きいことを思うにつけ、組合員の喜びは限りもなく大きい。ここに記念碑の建設に当たって、この事業のあらましを碑に誌し長く事業の跡を後世に伝えるものである。」

4. 戦時体制下の耕地事業

(1) 戦争初期の耕地事業

1937 (昭和 12) 年 7 月、中国大陸に支那事変が勃発し、日本は現地即時解決、戦争の不拡大方針を唱えながら、戦線は日を追って拡大し、やがて大陸全土におよび、多くの壮丁は召集されて戦争に参加、農村の稼動力は遂次減少した。日本の食糧事情は、支那事変が始まってから 2 ヶ年程は比較的無事平穏であった。内地産米不足約 1500 万石は、朝鮮台湾から移入して、内地人口 7,300 万人を養った。しかし 1939 (昭和 14) 年夏は、朝鮮、中国、四国地方を始め各地の干魅は数十年来まれにみるもので、農作物の被害は甚大であった。政府

は戦時食糧自給のため、各種の農業奨励施策を講ずると共に、1938(昭和 13)年4月「国家総動員法」を最高法規として、一連の戦時経済統制を行った。一方戦争による消費の増加、農業労働力及び生産資材の不足は食糧自給の安定性を欠く結果となり、殊に1941(昭和 16)年12月大東亜戦争に突入後はいよいよ深刻の度を増した。

新耕地を開発して健実な自作農を扶植し、旧農村の農家の経営地を調整拡充して、窮迫した小農階級の経済を緩和し農村社会状態の改善に資するため、1937 (昭和 12) 年 10 月、農林省令第 46 号で、「自作農創設維持補助助成規則」が公布された。この事業はつぎのようなものであった。

- (a) 未墾地の開発により自作農創設のため開墾工事を行う個人または団体には事業費の 4割の助成金を交付する。
- (b) 移住家屋1戸当り300円、共同施設費の3割の助成金を交付する。

(2) 戦時応急対策耕地事業

1) 農産資源開発開墾事業

アルコールの原料である甘藷、馬鈴薯の増産により燃料国策の遂行に資し、また飼料作物、 麻類、茶等の増産により国際収支の改善を図るため、これら農作物を栽培する相当面積の開 畑を必要とし、1938(昭和 13)年 4 月農第 4421 号通牒で、「農産資源開発開墾助成要項」 が公布された。この事業は個人または団体が行う事業に府県が交付する助成金の 4 割を助成 するというものであった。

2) 臨時米穀増産施設耕地事業及び主要農産物増産耕地事業

戦争の長期化と、1939(昭和 14)年の旱魃による農作物の現状に鑑み、昭和 14 年 12 月 農第 16921 号通牒により「臨時米穀増産施設耕地事業」が施行された。その内容は三重県の 場合、水田造成 80 町、暗渠排水 330 町、床締 60 町、客土 30 町、農用公共施設 450 町、合 計 950 町であった。次で同種事業の「主要農産物増産耕地事業」が、1940(昭和 15)年 8 月、農第 12383 号、及び 1941(昭和 16)年 1 月農政第 513 号で通牒された。

(3) 農地開発法制定

支那事変勃発以来約 4 年を経過して、政府はあらゆる戦時食糧増産応急対策を打出したが、 進展する戦局と逐年逼迫する食糧事情はもはやこのような消極的対策では許されず、1939(昭和16)年3月「農地開発法」を制定、5月から施行された。同法は食糧自給強化及び国土の合理的開発と自作農創設事業の強化を目的としたものであるが、食糧自給強化のために農地の造成改良事業は統一され、「開墾助成法」、「農業水利改良事業補助規則」、「干害防止用排水、農用公共施設改良事業補助要項」は廃止された。また国土の合理的開発のため大規模の農地開発は「農地開発営団」を設立して、同営団により施行させることとし、開墾、大規模農業水利事業は6割の高率補助とした。かくして主要食糧等自給強化10カ年計画は発足した。

(4) 食糧増産対策事業

1) 第1次食糧增産応急対策事業

2) 第2次食糧增產対策土地改良事業

第1次対策は非常な成果を挙げたが、なお全面的な食糧増産対策とは言えず一方、時局はますます食糧増産の要請が強く、1943(昭和18)年8月、昭和19年産米180万石、麦112万石、昭和20米穀年度以降米218万石、麦122万石増産を目標に「第2次食糧増産対策要網」が国策として決定された。第2次は第1次と異なり、土地改良事業を広範囲にわたって急速に実施することを根幹とする、いわゆる「第2次食糧増産対策土地改良事業」と称せられたもので、急速に効果を挙げ得る暗渠排水、客土、小用排水、開田農道整備事業等を行い、翌年の作付に効果を挙げられない開墾、農業水利改良事業は一時中止された。なおこの事業は、昭和18~19年の2ヶ年継続事業で、その事業量は従来施行された耕地事業の5~6ヶ年分に相当する膨大なもので、このような大規模な遂行は、尋常一様のことでは完遂出来ないので、農業団体を活用しこれを事業主体としまた地元負担を軽減するため、補助率を上げ農道は5割、その他は6割5分とした。

なお三重県においては、暗渠排水事業は特別会計に繰れて県営事業とし、暗渠排水工営所を新設したが、終戦直後この制度は廃止されて、補助事業となった。第2次食糧増産対策事業の頃から戦争はますます熾烈化し、生産資材の不足に伴う統制は強化され、壮丁の徴集による農村労働力の不足は、いよいよ深刻化した。三重県の食糧増産対策事業には土地改良勤労動員計画に基づき、移動作業隊、国民勤労報国隊、勤労奉仕隊等の名のもとに、北海道、東北地方出身の青少年で編成された農兵隊あるいは主として中等学校の生徒、婦人団体、官庁、会社の職員団体等が協力し、農家の労働力不足を補った。

3) 第3次食糧增産対策土地改良事業

第2次に引続き、1944 (昭和 19) 年には「第3次食糧増産対策事業」が、昭和 19~20 年の2ヶ年継続事業として計画実施された。第3次には耕地整理が新たに加えられた。補助率は、暗渠排水、小用排水 6割5分、客土8割、耕地整理5割4分であった。しかしこれらの事業の半ば、即ち1945 (昭和 20) 年8月15日、終戦となった。

Ⅳ 戦後緊急開拓と食料増産

1. 緊急開拓事業

1945 (昭和 20) 年 8 月 15 日、日本は「ポツダム宣言」を受諾し、連合軍司令部の占領下に置かれた。敗戦は日本内外の諸般の情勢を一変せしめた。未曾有の事態を迎えて、国内のあらゆる分野に混乱が起り、民心は荒廃動揺して居た。しかし一刻もゆるがせに出来ない問題は、国民の食糧確保と、膨大な失業者に職を与えることであった。敗戦により日本人の3分の1は餓死し、残りの者も強度の栄養失調に陥るだろうと言われたことからも、当時の国内の食糧危機の深刻さが想像できる。

政府は 1945 (昭和 20) 年 11 月、「緊急開拓事業実施要領」を決定した。その目的とするところは、開墾、干拓及び土地改良事業を実施して、食糧の自給化と、敗戦による失業者を農業に吸収するためであった。その内容は 5 ヶ年間に 155 万町歩の開墾、10 万町歩の干拓、210万町歩の土地改良事業の実施により、米、麦、雑穀、芋類等を米換算 2,1 0 0 万石の増産計画であった。しかしながら緊急事業のこととて、充分な調査計画も行われず、資材、技術不足等多くの制約下にあって、その実績は必ずしも芳ばしいものではなかった。

かくて計画は改訂され、1947 (昭和 22) 年 10 月「開拓事業実施要領」が定められた。同要領は、開拓を国土の総合的高度利用に立脚して実施することとし、期間の延長、事業の若干の縮少、農業水利事業の新設等の修正がなされた。

これらの事業のうち重点となった開拓事業(干拓を含む)は、1 団地開墾面積 300 町歩以上の地区を国の直轄開墾とし、50 町歩以上を委託開墾(国が農地開発営団または都道府県に事業を委託する)、50 町歩以下を補助開墾とする三方式が採られた。直轄、委託地区の基幹工事は全額国費を以て行い、補助開墾は、知事が適当と認める団体または個人に対して、 国が一部の補助をして行うものである。かくして全国に散在する広大な旧軍用地、国有地から開墾が着手され、国の民有未墾地の強制買収が進むと共に、これらの解放地にも開墾の鍬がふるわれた。1948(昭和 23)年 5 月「農地の開発建設工事代行要綱」の制定により、委託地区は代行地区と改称された。

終戦後の食糧事業の緊迫した昭和 20 年秋、新農村建設の要請に即応し大規模な開拓事業を実施するため、三重県においては、1946 (昭和 21) 年 1 月、県下 11 地方事務所に開拓課が新設され、開墾適地調査、補助開墾の外、一般耕地事業の指導に当り委託 (代行) 事業の施行には、各地区毎に事務所を設けてその事務を行わせた。三重県における委託 (代行) 開墾建設事業は、40 地区弱実施され、津市においては津地区 (開田開畑 125 町、1945~1949 (昭和 20~24) 年度)、高茶屋沿海地区 (水路、揚水機、樋門、1947~1952 (昭和 22~27) 年度) が実施された。

2. 食糧增產対策土地改良事業

戦時中の国内食糧自給化をめざして計画実施された、食糧増産対策土地改良事業は、その第

3 次の半ばで終戦となった。戦後は飢餓にあえぐ国民を養うため、その後も第 4 次、第 5 次と 行われたが 1948 (昭和 23) 年 10 月、第 5 次食糧増産対策土地改良事業は、土地改良事業と改 称された。

3. 団体営及び県営土地改良事業

戦後の食糧増産と、失業者救済対策を目的とした緊急開拓事業及び開拓事業実施要綱の中で、 開拓は土地改良に優先したが、建設資材の極度に不足した当時、資材の使用度が少なく、かつ 食糧増産に直結した小規模土地改良事業が、団体営土地改良事業(耕地整理組合及び市町村が 施行主体)として施行された。

三重県においては、戦時中からの継続事業であった、谷和池新設事業(一志郡榊原村)の外、神田用水(高度の技術を要する工事のため、1947(昭和 22)年度は特別団体営事業とされ、23年度から県営事業として施行)(員弁郡神田村)、協和池新設事業(員弁郡員弁町)等が、新規認証された。しかるに 1948(昭和 23)年末に出された、いわゆる「ドッチ声明」による緊縮予算により、24年度から、この種事業の予算は大削減され、僅かに比較的規模の大きい継続事業のみが施行された。たまたま 1950(昭和 25)年 6月突如として勃発した朝鮮動乱による特需景気と、米国の対日援助資金による食糧の援助輸入の急激な減少により、大幅に復活された。

県営土地改良事業は、農業水利事業として、同種の事業が戦前から施行されていたが、1943 (昭和 18) 年第 2 次以降の食糧増産対策事業のため全面的に中止されていた。しかし、戦後緊急開拓事業の一環として再開された。その採択基準は受益面積 300 町歩以上の用排水幹線または施設の新設改良事業で、事業費に対し国庫補助 10 分の 5、県費 10 分の 2.5、地元負担 10 分の 2.5 の割合で負担し、県が事業主体となって施行するものであった。

戦後、三重県においては、神田用水改良事業(員弁郡東員町)が、1947(昭和 22)年度特別団体営事業として採択され、翌23年度から県営事業として施行されたのが、第1号で、1960(昭和 35)年頃までは、県営土地改良事業の全盛期であった。津市に関わるものでは津市他7町村を受益地域とした雲出川沿岸用水改良事業(受益面積 2762 町、1950~1967(昭和 25年~42)年度)が実施された。

4. 土地改良法制定

(1) 土地改良法

1949 (昭和 24) 年 6 月、従来の土地改良関係諸法令を統合し、耕作農民の民主的運営による土地改良事業の実施とその管理をめざして、土地改良法が制定された。同法は、「農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、農地の改良、開発、保全及び集団化を行い、食糧その他農産物の維持増進に寄与することを目的とし、土地改良事業の施行に当っては、その事業は、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに、国民経済の発展に適合す

るものであり、かつ土地利用、森林その他資源の保全、開発に適切な考慮を払わねばならぬ」としている。しかして土地改良事業の担当者は原則として耕作者とし、多くの法律によっていた土地改良を一元化して、運営及び指導監督を統一し、国、県営、開拓、土地改良事業について、実施手続を明確にすると共に、受益者負担の制度を設け、従来実施困難であった農地の集団化事業を積極的に進められるよう制度化したことである。

この結果従来の耕地整理組合及び普通水利組合に代り、土地改良事業実施と、施設管理の 両機能をもつ土地改良区が設立されることとなった。土地改良区は極めて公共性の強い団体 であるが、一面耕作者の自主的組織としての性格をもつている。従って土地改良法では、このような性格を尊重し、設立に際しての手続を合理化すると共に、管理に際しては、総会も しくは公選による総代会に重要な権限を与え、行政庁の監督を最少限に留めて、その運営の 民主化を期した。

津市における土地改良法に対応した初期の耕地整理は一身田中野土地改良区(1951~1955 (昭和 26 年~昭和 30) 年) があげられる。

(2) 一身田中野土地改良区 昭和 26年~昭和 30 (1951~1955) 年の概要

一身田中野の集落の中ほどに観音堂がある。その横に立つ土地改良碑は、1951 (昭和 26)年から満4年の歳月をかけて、実施した土地改良事業の完成を記念して建立したものである。長い戦争によって疲弊した土地を活性化し増産を意図したものであろう。事業実施中、1949 (昭和 24)年に土地改良法が制定されたため、土地改良事業として銘記されている(図 1、2)。一身田中野は 1968 (昭和 43)年、新都市計画法により、図 1 の中の伊勢鉄道・JR 紀勢線以東が市街化区域に区分された。その結果、図 2 の 1996 (平成 8)年の状況のように土地改良事業実施地区の市街地化が進行した。

「 土地改良竣工記念碑

津市長 堀川美戯書

(碑陰) 昭和三十一年三月竣工

工種名 区画整理 客土工 繋泉工 樋門工 堤塘工 右工事ハ昭和廿六年十二月起エス 満四年ヲ要ス

一身田土地改良区(理事・組合員名列記、省略す)

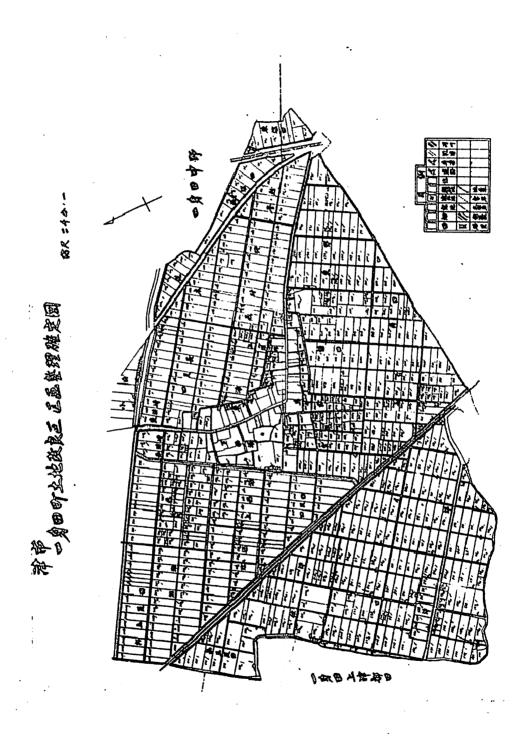


図1 一身田中野土地改良区区画整理確定図(1951(昭和26)年)

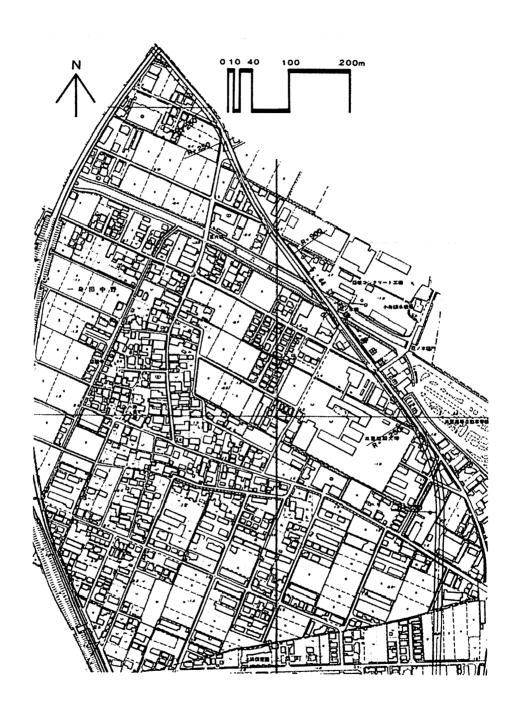


図2 一身田中野(1996(平成8)年状況図

V 農業基本法の制定と農業構造改善事業

1. 農業基本法

戦後、我が国の農業生産は、農地改革、資本装備や農業技術の同上、土地改良事業等公共投資の拡大などによって、顕著な発展をしたが、1950(昭和 25)年の朝鮮動乱に始まるいわゆる神武景気、岩戸景気等の経済の驚異的発展に比べれば、農業従事者と他産業(2 次、3 次産業)従事者の所得や生活水準の格差の拡大が明白に表われ、農業者の農外への依存度が高まって、農業の兼業化傾向が一層強くなり、その後もこの傾向はますます激化することが予想され、国民所得の増大によって、農業をめぐる条件に大きな変革が起り、農業を一層深刻なものとした。農業をめぐる条件変化として、農産物特に食糧消費構造の変化と、農業から他産業への労働力の移行であった。

この様な情勢に立って、農業を産業として確立するため、今後の農業の向かうべき方向を明らかにし、一切の施策がそれに基づいて講ぜられるよう、基本的立法措置として、1961(昭和36)年6月「農業基本法」が制定された。同法は国の政策目標として、第1条に「農業及び農業従事者が産業、経済及び社会において果すべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができることを目途として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする」とし、国の施策として第2条に「国は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につきその政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない」。その第2項に「2.土地及び水の農業上の有効利用及び開発並びに農業技術の向上によって農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図ること」と示している。

2. 昭和 40 年以降の土地改良事業

(1) 県営土地改良事業

国営事業の進捗に伴い、これに付帯する県営事業クラスの灌漑排水事業が、国営付帯県営土地改良事業として、開始された。津市に関係するものとしては、津市他3町村が関係した国営付帯中勢用水改良事業(頭首工、用水路工、1975(昭和50)年度~)があった。

(2) 第1次農業構造改善事業

農業基本法に示された農業諸施策の目標達成の一環として、1961 (昭和36) 年度から第1次農業構造改善事業が実施された。この事業は農業生産の選択的拡大、主産地形成を図りつつ自立経営の育成と、協業の助長を目途として、これに必要な土地基盤の整備、農業経営の近代化のための施設の導入を図る事業として実施された。

三重県においては、1961 (昭和 36) 年度から 10 ヶ年間に 50 市町村 69 地域において、事

業費 6,321,368 千円のうち、約半分の3,179,180 千円が土地基盤整備で、圃場整備1,488ha、 農道整備109,680m、みかん園等の農地造成改良426haが造成された(国庫補助5割、県費 2割)。

(3) 第2次農業構造改善事業

第1次の成果と反省の上にたって、1969 (昭和44) 年度から第2次農業構造改善事業が発足した。この事業は自立経営等規模が大きく生産性の高い農業経営を育成し、これらの経営が地域農業の中核的な地位を占める農業構造の実現を図ることを究極の目標とし、土地基盤の整備、近代化施設の整備の外、新たに経営整備事業が加えられた。第2次は1969 (昭和44) 年度に指定を開始し、10ヶ年間に50地区の指定を予定していた。

(4) 県営圃場整備事業

戦後の農地改革により自作農が増加し、農業機械の普及、大型化するにつれ、農地の狭小、不整形、農道、用排水施設の不備、あるいは所有地の散在等が機械の作業効率を高める上から障害となり、農業生産性の向上を図るためには、従来の区画整理事業を中心とした圃場条件を総合的に整備する必要性が生じ、1963(昭和 38)年度に圃場整備事業が創設された。そのうち1964(昭和 39)年度の土地改良法の一部改正により、一団地 300ha 以上(その後の改正により 200ha 以上となった)の圃場整備事業は県営事業として施行出来るよう改正された。圃場整備事業は圃場の区画形質の変更を中心に、土壌及び用排水条件等を総合的に整備する事業で、農地の汎用耕地化、集団化を図るもので、農地、水路、道路等すべてを対象として、これらを全面的に改造する面的事業である。

三重県においては、1963 (昭和 38) 年の制度創設以前に一志地区が事業に着手したが、 法改正以前であったので特別圃場整備事業として、県営事業に準じた取扱いとされた。

津市においては次の地区で県営圃場整備事業が実施された。

安東地区(受益面積 369.3ha、昭和 41~48 年度(1966~1973))

河芸南部地区(受益面積 111ha、昭和 50 年~平成 5 年(1975~1994))

津西部地区(受益面積 266ha、昭和 52 年~63 年(1977~1988))

津南部地区(受益面積 114ha、昭和 55 年~平成元年(1980~1989))

大里地区(受益面積 127ha、昭和 63年~平成 11年 (1988~1999))

津中部地区県営担い手育成基盤整備事業 (受益面積 121ha、平成 9 年~平成 17 年 (1997 ~2006))

(5)安東地区土地改良事業 昭和41~48年度(1966~1973)の概要

津市の穀倉地帯といわれる安東地区の県営圃場整備事業は農業基本法による農業近代化の ための施策の一環である。この地区の成果が高く評価され昭和 52 年に全国土地改良事業団 体連合会から表彰され優良土地改良区賞を受けた。土地改良完工記念碑による事業の概要は 次のようである。

「 安東土地改良区記念碑

三重県知事 田川亮三郡

(碑陰)

沿革

津市の穀倉地帯である本地域は基盤整理がなされておらず、区画狭小と不整形、また道路狭小のため恵まれた立地条件をもちながら農業の近代化を阻害するものであった。安濃川、美濃屋川の用水も取水設備の不完全と、用水路も土水路の未改修で、用排兼用の排水路は美濃屋川のように、洪水時の浸水、湛水被害を招いた。

この現状をほ場整備、道路完備及安濃川頭首工設置と用水確保、美濃屋川の根本改修により、 湛水被害を除き、更には大型機械を導入し、労力節減と農業近代化を計らんとしたものである。

ここにその偉大な事業をたたえ、後世に伝えるために記念碑を建立するものである。

事業概要

起 工 昭和四十一年十一月七日

竣 工 昭和四十九年三月三十日

総事業費 八億六千七百四十六万円

事業量 田、三百六十九・三ヘクタール

畑、十五・三ヘクタール

道路、三万六千七百三十四メートル

水路、五万六千九十五メートル

組合員 五百三十名

役職員名 理事長 中村正(以下略)

昭和五十四年六月吉日建 安東土地改良区 記念碑施工津市農業協同組合

(6) 団体営土地改良事業

津市における団体営土地改良事業は表7のように1975(昭和50)年以降進展した。

VI 津市における土地改良事業の概要

津市の土地改良事業の実績の図(図3)から、土地改良事業地区の分布は①都市計画市街化 区域内、②市北部の市街化調整区域、③市西部の市街化調整区域、④市南部の市街化調整区域 に大別できる。北部の土地改良事業地区については、県営圃場整備事業河芸南部地区と同大里 地区を中心に団体営土地改良事業が分散している。西部については県営圃場整備事業安東地区、 同津西部地区、県営担い手育成基盤整備事業津中部地区を中心に団体営土地改良事業地区が分散している。南部については、県営圃場整備事業津南部地区他、団体営土地改良事業地区が2 カ所ある。

ここで、県営圃場整備事業とは、県知事が実施する事業で圃場整備事業の場合、一般的には 農地の区画整理面積が 60ha 以上の事業規模のものである。団体営土地改良事業とは、15 人以 上の土地改良法 3 条資格者が集まって土地改良区を結成し、その土地改良区が行う土地改良事業 業もしくは、市町村が自らの発意により都道府県知事の認可を得て行う土地改良事業のことで ある。

津市の土地改良事業の流れを時間軸に沿ってまとめると、まず明治末から大正、昭和戦前期にかけては、耕地整理法による耕地整理事業が江戸期の武家屋敷地や商業地外の農地について行われた。これらは耕地整理とは言え、市街化のための準備的措置であり都市計画事業の土地区画整理事業のような性格を持っていた。1919年に都市計画法、市街地建築物法と同時に土地区画整理法が制定され、原則的には都市計画区域内(市の範囲内)では耕地整理ができないこととなったにも関わらず昭和の戦前期まで同様な目的で耕地整理事業が進められた。その事業地区は旧都市計画法の用途地域外であって、用途地域がかかっていない「その他地域」に所在していたと思われる。そして現在、これらの事業地区は全て新都市計画法の市街化区域内に包摂され既成市街地に変化してしまったので、これらも市街地整備の準備的整備事業の性格のものに結果としてなってしまった。

戦後、1949 (昭和 24) 年に土地改良法が制定され、土地改良区の設立とそれによる事業制度が整備されると、一身田中野地区のように土地改良区による団体営事業が行われたが、一身田中野地区も現在では都市計画市街化区域内に編入され、若干の農地が残存しているももの既成市街地になってしまい戦前の耕地整理事業と同じ性格になってしまった。

津市の土地改良事業が本格化するのは、1970(昭和 40)年代に入ってからである。昭和 41 年着工の県営圃場整備事業安東地区を皮切りに、県営の津西部地区、津南部地区、河芸南部地 区、大里地区、津中部地区が相次いで実施された。さらに県営事業に及ばない規模の地区は団 体営事業として 13 地区が実施された。

1970年代は農村計画的には総合農政・総合的農村計画勃興期として位置づけられている。日本の高度経済成長は1973(昭和43)年の石油ショツクにより減速し、アメリカからの農産物市場開放圧力を受けて経済成長路線を維持するために従来の農政をより積極的に推進した。すなわち、零細兼業農家の離農・農地の流動化促進、自立経営層の形成という構造政策の一方、農産物輸入増大、米の過剰、都市化圧力に対する農政が模索された。また、総合的農村計画の必要性は、1968(昭和43)年の新都市計画法、1969年の農業振興地域の整備に関する法律により市街化区域・市街化調整区域の区域区分、農業振興地域、農用地区域の区域区分など個別法に分解された土地利用計画が実体化したことにより認識された。さらに、都市近郊地域について「農住構想」が提案され、過疎対策としては新全国総合開発計画の広域生活圏構想や農村

表 7 津市における団体営土地改良事業

実施年度	地区名	対象地区	事業内容	事業主体
昭和 50~55 年	団体営殿木	雲出島貫町	区画整理 75.9ha	津市
(1975~1980)				
昭和 52~55 年	団体営垂水	大字垂水	区画整理 31.0ha	垂水土地改
(1977~1980)				良区
昭和 53~57 年	団体営山垣内	大字分部	区画整理 27.2ha	津市
(1978~1982)				
昭和 53~57 年	団体営北窪田	大里窪田町	区画整理 37.8ha	津市
(1978~1982)				
昭和 54~55 年	団体営土地改良	髙野尾町	区画整理 6.3ha	津市
(1979~1980)	総合整備高野尾			
昭和 54~61 年	団体営髙野尾	髙野尾町	区画整理 60.4ha	津市
(1979~1986)				
昭和 56~58 年	団体営向井	大字分部	農業用排水路、農	津市
(1981~1983)			道、暗渠排水 83ha	
昭和 56 年~平成	団体営分部	大字分部	区画整理、暗渠排水	津市
元年			25.0ha	
(1981~1989)	_			
昭和 59~61 年	団体営上津部田	一身田上津部田	区画整理 33.4ha	津市
(19841986)				
昭和 60~61 年	団体営平林	大里窪田町	区画整理、暗渠排水	津市
(1985~1986)			6.6ha	
昭和 60~62 年	団体営野田	大字野田、久居市戸	区画整理 40.9ha	津市
(1985~1987)		木町		
昭和 63 年~平成	団体営南窪田	大字窪田町	区画整理 40.9ha	南窪田土地
7 年				改良区
(1988~1996)				
平成元~8 年	団体営川北	大里川北町	区画整理、暗渠排水	川北土地改
(1989~1997)			20.5ha	良区

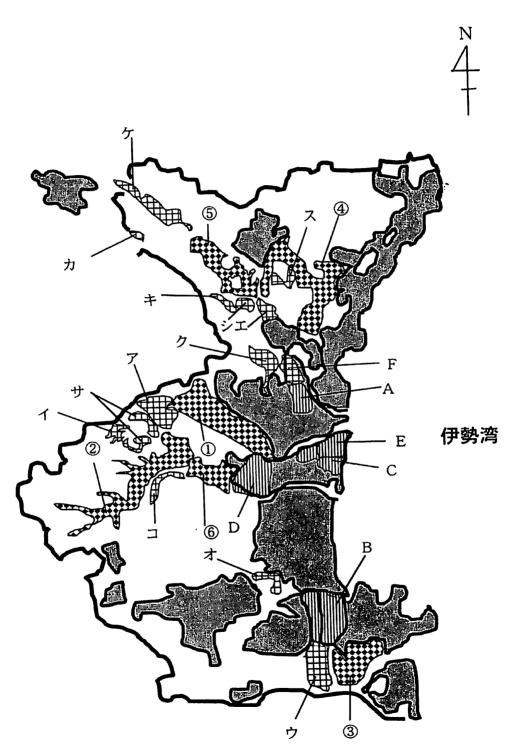


図3 津市の耕地整理事業及び土地改良事業地区

A:上浜町耕地整理(大正5~15年)

B: 高茶屋耕地整理(昭和2~7年)

C:乙部耕地整理(大正11年~昭和5年)

D:新町耕地整理(昭和2~7年)

E:中河原耕地整理(昭和3~7年)

F:一身田土地改良区(昭和26~30年)

(注) 戦前耕地整理は現在、場所を推定できるものだけを表出した。

県営事業

- ①県営ほ場整備事業(安東地区)昭和41年~48年度
- ②県営ほ場整備事業 (津西部地区) 昭和 52 年~63 年度
- ③県営ほ場整備事業 (津南部地区) 昭和 55年~平成元年度
- ④県営ほ場整備事業 (河芸南部地区) 昭和50年~平成5年度
- ⑤県営ほ場整備事業 (大里地区) 昭和63年~平成11年度
- ⑥担い手育成基盤整備事業 (津中部地区) 平成9年~17年度

団体営事業

ア:向井地区(昭和56年~58年度)

イ:山垣内地区(昭和53年~57年度)

ウ:殿木地区(昭和50年~55年度)

工:北窪田地区(昭和53年~57年度)

才: 垂水地区(昭和52年~55年度)

力: 高野尾地区 (昭和54年~55年度)

キ: 平林地区(昭和61年~61年度)

ク:上津部田地区(昭和55年~61年度)

ケ: 高野尾地区 (昭和54年~61年度)

コ:野田地区(昭和55年~62年度)

サ:分部地区(昭和56年~平成元年度)

シ:南窪田地区(昭和63年~平成7年度)

ス:川北地区(平成元年~8年度)

: 市街化区域

地域工業導入促進法による工業地方分散が実施されたことなども影響している。

1970年代の土地改良事業の主流は昭和30年代の基本法農政による農業の近代化のために農業の大規模化に対応できる生産基盤整備の推進路線であった。これは農業構造改善事業として定着していた。その一方で、1972(昭和47)年の土地改良法の改正により、制限はあるものの圃場整備の中でも非農用地を創設し、ある程度の用地整備も行えるようになったことから、住宅用地、公共施設用地、工業用地、幹線道路用地に利用する計画をも含んだ総合的な農村整備事業制度が創設された。その先駆けとなったのが農村基盤総合整備パイロット事業であり、その事業実施地区の中で全国的には愛知県常滑市の実施地区が有名であるが、三重県松阪市でも計画策定が行われた。

さて、1970年代の津市における都市・農村計画の状況を省みると、1961 (昭和 36)年に重化学工業の開発を目的とした津市開発本部を市役所内に設置し、1966 (昭和 41)年には旧都市計画法の津市用途地域の拡大を行い、1970 (昭和 45)年に新都市計画法による従前の都市計画区域を拡大し、その中で 4000ha 余 (都市計画区域面積は拡大)の市街化区域を区分した。三重県は1966 (昭和 41)年の中部圏開発整備促進法を受けて、1967 (昭和 42)年の第二次長期経済計画、1970 (昭和 45)年の中南勢開発構想において一貫して、津市から明和町にいたる沿岸域での臨海大工業地帯を形成する方針を堅持していた。

津市はこのような情勢に立っていたため、都市計画と農業振興地域計画とを明確に区分していて、都市的整備は市街化区域内で行い、土地改良事業は農業振興地域内すなわち市街化調整区域内で実施していった。土地改良事業の性格は 1970 年代に芽吹いた新しい総合的農村計画を指向するものではなく従来の生産基盤整備一本槍の構造改善事業系統のものであった。もし、市街化調整区域で都市的開発が必要であれば開発行為か市街化区域の拡大を通して措置した。したがって、市街化調整区域すなわち農村地域における農村計画的施策の採用が立ち後れ都市的整備に依存することになった。

参考引用文献

- 1)津市資料:『津市農業基盤整備事業実施計画綴り』
- 2)三重県土地改良事業団体連合会:『三重県土地改良の歩み』、1978年刊、pp20~137
- 3)三ツ村健吉:『津市の歴史を語る碑』、1997 年刊、p5、pp23~26、pp91~97、pp173~174、p200
- 4)石田頼房・木村義一・地井昭夫・紺野昭:『新建築学大系 18 集落計画』、彰国社、1986 年、pp11~14
- 5)岩田俊二・中井加代子:「地方中心都市の都市計画史に関する研究―津市を事例に―」、『地研年報』第12号、三重短期大学地域問題総合調査研究室、2007年、pp1~59

「東アジア共同体」構想の現状と問題点(上)

石原 洋介

はじめに

アジア通貨危機を契機として東アジア諸国間の相互協力は政治レベルにおいても経済レベルにおいても著しく進展し、ASEAN(Association of South-East Asian Nations)諸国に日本、中国、韓国を加えた ASEAN+3(APT: ASEAN Plus Three)を軸とする東アジア共同体の形成が、近年急速に現実味を帯び始めてきた。背景には新自由主義的なグローバル化の世界的拡大により、巨額のマネーが気まぐれに国境を越えて移動し、一国では対処できないほどの通貨・経済危機を引き起こしてきたことに対する危機意識の高まりがある。アジア通貨危機では、タイで発生した危機が、経済的な結びつきが強く経済状態に高い類似性が認められた近隣諸国に短期間のうちに伝播した。こうした事態に対処するために、地域内における相互協力体制の強化が必要だと考えられるようになり、東アジア共同体に対する期待へと発展したのである」。

東アジア共同体の形成において主導的役割を果たしてきたのは、まぎれもなく ASEAN 諸国である。経済規模の小さな国が、大国を巻き込んで経済統合の触媒となっていく様は、欧州統合の先駆けとなったベネルクス諸国の役割にも喩えられている²⁾。しかも、ASEAN 諸国は単なる先駆けや触媒で終わることなく、今も東アジア共同体論議の中でも主役の地位を確立している。とはいえ、東アジア共同体の形成は容易な道ではない。共同体形成に向けた議論の場も複数存在し、その顔ぶれも多くは重なるものの一部で異なり政治的駆け引きが続いている。共同体が目指すべき最終目標や最終形態のイメージも明確とは言えない。このように東アジア共同体は、多くの不確定要素を含みつつも形成に向けて模索を続けている。

しかし、それらの不確定要素はそれほど重要ではないように思われる。共同体形成では先達である EU (European Union) の場合でも構成国は徐々に拡大し、共同体の在り方も時代とともに変化・進化したのであり、共同体形成という長期的な取組みには「走りながら考える」式の手法を採らざるをえないとも言える。したがって本稿でも、共同体を構成するメンバーはこうでなくてはならないとか、共同体である以上こういう役割を果たさなければならないというような柔軟性を欠いた議論をするつもりはない。また、EU は東アジア共同体を議論する上で恰好の比較相手であることは確かであるが、EU 型の地域統合を唯一絶対の統合形態と断定して、東アジア地域における同様の統合の可否を判断したり、進捗の程度を測ったりすることも意図してはいない。当然、欧州には欧州の、東アジアには東アジアの特殊性と固有の課題が存在し、統合形態もそれらを反映して多様なものとなりうるからである³〕。

したがって、本稿で意図することは、すでに走り始めた東アジア共同体の現状を概観し、EUや NAFTA(北米自由貿易協定: North American Free Trade Agreement)といった地域統合の先達との比較検討を行うことで東アジア共同体の特殊性を析出し、東アジア共同体が向かお

うとする方向性に問題はないのかを考察することである。共同体形成は長く困難な課題だから こそ、その都度立ち止まって考え、方向修正をしていかなければならない。本稿がそうした議 論に少しでも貢献できれば幸いである。

I 東アジア共同体形成反対論

今日でこそ東アジア共同体に関する議論は盛んであるが、それはせいぜい 2000 年代以降の 現象にすぎず、かつては東アジア共同体の形成についても懐疑論や不要論が強かった。まず、 これらの根拠を確認することから始めたい。

1 多様性・内部格差を根拠とする共同体形成懐疑論

東アジア共同体の形成に対する懐疑論の代表が、欧州と比べて東アジアは、経済の規模から 政治体制、宗教、言語、文化的伝統に至るまで非常に多様であり、地域統合への条件を欠いて いるという見解である。確かに、東アジア諸国が、これらの分野で多様であることは直感的に も事実であると多くの人が首肯することであろう。しかし、宗教、言語や文化的伝統の多様性 については、EU においても似たような状況にあり、アジアに詳しい欧州人の目にはアジアの 方が単一の文明圏に映るようであるが。一見キリスト教国で構成されている EU は、宗教的に 差異はなく、同じ神を崇拝しているかに見えるが、歴史上カトリックとプロテスタントとは幾 度となく戦争を繰り返したほどお互いに憎み合ってきたし、ささいな教義の解釈をめぐっての 宗派間対立も珍しくなかったのであり、宗教的統一性があるとはとうてい言えない。しかし、 大事なのは宗教の差異は地域統合で問題とされていないということであり、近年ではムスリム 国のトルコも EU の加盟候補に名を連ねているほどである。

また政治体制の違いも冷戦時代ならいざ知らず、現在では地域統合を妨げる要素としては大きな問題にならないだろう。冷戦構造崩壊後、中国は社会主義市場経済を新しいスローガンに掲げ、市場経済化を推し進め WTO への加盟も認められた。また、当初は反共国連合として発足した ASEAN も 90 年代以降になると反共的性格は無くなり、ベトナムやラオスといった社会主義国が加盟しているし、軍事政権による人権抑圧が国際問題化しているミャンマーも加盟を果たしている。そして、「内政不干渉」や「漸進主義」「コンセンサス方式」などを特徴とする ASEAN 独自の行動原理(いわゆる ASEAN Way)が、多様な政治体制の国をひとつの集合体にまとめ上げるのに貢献している⁵⁾。

したがって、共同体に向けて連帯を強化していく上で問題となるのは、専ら経済問題に限定でき、共同体形成を通じて構成国の間に共通する利益を見出すことができるか否かである。そこで、EU や NAFTA などと比較しながら、東アジア共同体構成国の経済的特徴を確認していきたい。なお、東アジア共同体を構成する国については、現時点でいくつかの可能性が検討されているが、さしあたり APT の 13 ヶ国を想定するものとする。

表1 各自由貿易圏の比較 (2007年)

	ASEAN	ASEAN+3	EU	NAFTA
加盟国数				
(OECD 加盟国	10ヶ国	13ヶ国	27 ヶ国	3ヶ国
数)	(0ヶ国)	(2ヶ国)	(17ヶ国)	(3ヶ国)
人口	5 億 6,311 万人	20 億 5,939 万人	4 億 9,437 万人	4 億 3,988 万人
				2,158 万平方
面積	448 万平方 km	1,455 万平方 km	433 万平方 km	km
	1 兆 2,729 億ド		16 兆 5,466 億ド	16 兆 309 億ド
名目 GDP	ル	9 兆 8,995 億ドル	ル	ル
一人当たり GDP	2260 ドル	4807 ドル	3万3,470ドル	3万6,444ドル

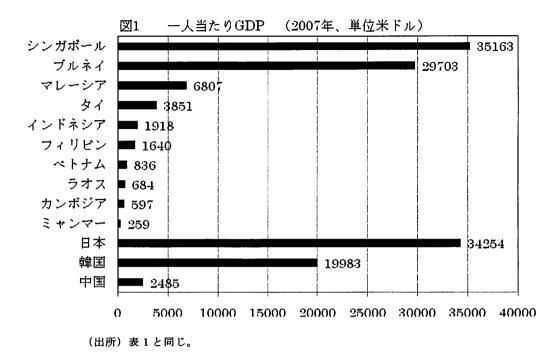
- (注) 一人当たり GDP は名目 GDP を人口で除して算出。単位のドルは米ドル。
- (出所) World Bank, World Development Indicators database.

ミャンマーの名目 GDP は ASEAN 事務局 HP で補完。

表1は、人口・面積・名目 GDP・一人当たり GDP の各項目を自由貿易圏ごとに比較したものである。EU は現在 27 ヶ国が加盟国であり⁶⁾、NAFTA は米国・カナダ・メキシコの 3 ヶ国によって構成されている。加盟国数が大きく異なるにもかかわらず、EU と NAFTA は経済圏における総人口および名目 GDP がほぼ同規模であり、必然的に一人当たり GDP も同水準となっている。つまり、米国を中心とする巨大自由貿易圏に対して、EU は小国連合で同規模の自由貿易圏を形成しているのである。そして、この両者は現在世界の二大経済圏でもある。

東アジア共同体はこれ次ぐ第三極を目指そうとしているわけだが、牽引車である ASEAN は人口で EU や NAFTA を若干上回り、面積でほぼ EU 並となっているが、名目 GDP や一人当たり GDP では EU の 1 割にも満たず、ASEAN 単独では二大経済圏に経済力で対抗できない。そこで ASEAN に日・中・韓の+3 を加えることになるわけだが、+3 各国はどこも単独で ASEAN のどの国よりも GDP 規模が大きく、APT 全体で弱点だった GDP 規模は大きく増大し、EU・NAFTA の 6 割程度にまで数値が押し上げられる。しかし反面で、中国の影響で総人口が一気に 4 倍近い 20 億人に膨れあがってしまうため、APT の一人当たりの GDP は 5000 ドル弱に上昇するだけであり、依然として EU・NAFTA とは大きく溝を空けられたままである。

言うまでもなく、これらは APT 構成国の多くが、未だ開発途上国から抜け出せていないことを反映している。仮に先進国を OECD に加盟する 30ヶ国と定義すれば、NAFTA は加盟国の 100%、EU でも全体の 6 割強に当たる 17ヶ国が OECD 加盟国で構成されているのに対し、ASEAN 諸国内には 1ヶ国も加盟国がなく、+3 にまで視野を広げてようやく日本と韓国が先進国として登場する。もっとも ASEAN の中でも、シンガポールとブルネイは先進国に区分可能なレベルにある(図 1)。しかし、両国の人口は合わせても 500 万人程度にすぎず、日・韓を含めても 1 億 8 千万人程度が APT 内の先進国人口であり、APT 全人口の 1 割に満たない。そのため、ASEAN 全体の一人当たり GDP の平均値を押し上げる力は薄められてしまうのである。



しかも、世界人口 66 億人の 3 分の 1 の人間がひとつの共同体を形成するというのは過去に 例のない試みである。中川八洋氏は東アジア共同体構想を EU と比較し、共同体づくりが現実 に可能な人口は、全体で「5億人弱」でなければならないと主張し、「20億人以上の『ASEAN+3』 で『東アジア共同体』を創るのは、軽飛行機も創ったことのないメーカーが、いきなりジャン ボ機を創るのに挑戦するようなもので…必ず失敗に終わる」と共同体人口の大きさを問題にし ている⁷⁾。EU の事例だけを検討して導出された氏の人口上限条件は、明確な根拠が乏しい。も しそのような上限条件があるのだとすれば、APT にインド、豪州、ニュージーランドを加えた ASEAN+6 や、米ロも参加する APEC は(アジア太平洋経済協力:Asia-Pacific Economic Cooperation)、同じ理由で「必ず失敗に終わる」はずである8。近年の東アジア共同体をめぐ る議論の進展を考慮しても、人口の上限問題がただちに失敗の根拠になるとは言えないだろう。 ただし、中川氏が指摘する問題点は、全体の人口規模だけでなく、人口、面積、一人当たり GDP、産業構造などの格差の存在であり、これは検討が必要な論点である。実際、APT で共同 体形成を目指す場合、構成メンバー国間における格差の大きさは EU、NAFTA と比較したとき 一目瞭然である。表 2 では人口、面積、国民総所得(GNI: Gross National Income)、一人当 たり GNI の計4つの指標を取りあげ、指標ごとに APT と EU、NAFTA の各自由貿易圏の中で 最大値と最小値となる国の数値の倍率を比較した。なお、GNI は GDP に「海外からの所得の 純受取」を加えたものである。GDP に替えて GNI を使うのは、日本のように海外資産を多く 保有する国や、海外に出稼ぎに出て本国の家族に送金する額が大きな国が東アジア諸国には多 いため、各国の所得水準をより正しく反映すると考えるからである。

表 2 各自由貿易圏における内部格差 (2007年)

		ASEAN+3	•		EU27			NAFTA		
	Max	Min	倍率	Max	Min	倍率	Max	Min	倍率	
人口	中国	ブルネイ		ドイツ	マルタ		米国	カナダ		
単位:百万人	1319.98	0.39	3384.6 82.27 0.41		200.7	301.62	32.98	9.1		
面積	中国	シンカ・ホ・ール		フランス	マルタ		カナダ	メキシコ		
単位:千平方㎞	9,598.1	0.7	13711.6	551.5	0.3	1838.3	9,984.7	1,964.4	5.1	
GNI	日本	ラオス		ドイツ	マルタ		米国	メキシコ		
単位:十億ドル	1 1411.5 514.0	13,886.47	878.02	15.8						
一人当たり GNI	日本	ミャンマー		ルクセンフ・ルク	フェルカ・リア		米国	メキシコ	5.5	
単位:米ドル	37,670	(281)*	134.1	75,880	4,590	16.5	46,040	8,340		

参考

	I	ASEAN のみ	L	EU (結成時の 12 ヶ国)			
	Max	Min	倍率	Max	Min	倍率	
人口	イント* ネシア	ブルネイ		ドイツ	ルクセンフ・ルク	171.4	
単位: 百万人	225.63	0.39	578.5	82.27	0.48		
面積	イント・ネシア	シンカ・ホ・ール		フランス	ルクセンフ・ルク	212.1	
単位:千平方 km	1,904.1	0.7	2720.1	551.5	2.6		
GNI	イント・ネシア	ラオス		ドイツ	ルクセンブ・ルク		
単位:十億ドル	373.12	3.41	109.4	3,197.03	36.42	87.8	
一人当たり	シンカ゛ホ゜ール	ミャンマー		ルクセンフ・ルク	ポルトガル		
GNI 単位:米ドル	32,470	(281)*	115.6	75,880	18,950	4.0	

(注) *の印のあるものは 2006 年の数値。倍率は各項目の Max の値を Min の値で除して算出。 (出所) 世界銀行 World Development Indicators Database, September 2008.

ただし括弧内の数値はアジア開発銀行 Key Indicators for Asia and the Pacific 2008.で補完。

表 2 では、どの指標でも APT は、EU より 1 桁、NAFTA より 2~4 桁も構成メンバー国間 格差が大きいことが分かる。参考として ASEAN だけの数字も掲載したが、その場合、格差は やや縮小し、「一人当たり GNI」以外の指標は、EU 比で数倍にまで接近する。しかし、安心は できない。EU 自体が NAFTA に比べて大きな内部格差を抱えているからである。

EU で内部格差が広がった背景には、90 年代以降の加盟国の拡大という事情がある。マーストリヒト条約調印を受けて 1993 年 11 月 1 日に発足した EU の加盟国は当時 12 ヶ国であったが、冷戦構造崩壊を受けて市場経済に移行した旧東欧諸国を EU に包摂していくという東方拡

大を進めた結果、加盟国は 27 ヶ国の大所帯にまで増加した。新加入した国は相対的に経済発展の遅れている国が多いため内部格差が広がったのである。この点を考慮するため、同表では EU 発足時の 12 ヶ国を抽出した数値も掲載している。2007 年時点での EU12 ヶ国の内部格差を算出すれば、「人口」の項目を除いて大きく格差は縮小し、特に「一人当たり GNI」の内部格差はわずか 4 倍となる。

このように NAFTA や EU に比べて、APT はもちろん、その牽引的存在である ASEAN 内部の格差はやはり非常に大きいと言わざるをえない。特に、世界人口の 2 割に達する中国の人口は、共同体形成上の大きな問題となりうる。例えば、将来、EU のように共同体単位で何らかの政治的行動や制度設計を行う場合に、構成メンバー国の投票権の配分をどうするのか。各国が人口に関係なく同等の投票権を持つのか、人口に比例した投票権をもつのかは大きな政治問題となろう。東アジア共同体が EU における欧州議会のような機構を設置し、人口比に応じて各国の議席を配分してしまうと中国は単独で過半数の議席を持つことになってしまう。欧州議会でも議席配分は完全に人口比ではなく、人口が最も多いドイツが 99 議席、人口がドイツの 200分の 1 しかないマルタでも 5 議席と小国に配慮しているが、東アジアの場合、人口比は最大 3 千倍超であり、そうした配慮も容易ではない90。

そして、APT の大きな特徴として忘れてはならないのが人口大国の中国、インドネシアの一人当たり GDP が APT 全体の平均を下回る水準にあるという事実である(図 1)。APT で所得水準が高いのは日本・韓国、それ以外にはシンガポールやブルネイのような人口も国土面積も小さな国である。80 年代以降の東アジア経済は全体としてめざましい成長を記録し、貧困人口の割合を改善してきてはいるものの、ASEAN 諸国には依然として 1 日 2 ドル以下で生活する貧困層が広範に存在し、成長の過程で国内の所得格差が拡大している国が多い(表 3)。特にラオス、カンボジアは依然として過半数の国民が貧困状態にあり、統計は無いがミャンマーにも広範な貧困層の存在が確実である。中国は、持続的な高度成長の結果、1 日 2 ドル以下で生活する貧困層は 90 年代前半に比べて大きく減少したが、それでも 13 億を超える国民の 4 割弱はひどい貧困状態にあり、貧困人口の絶対数ではダントツである。また国内の所得格差の急激な拡大も懸念材料である。

このように APT では貧富層が広範に残存し、人口大国の中国やインドネシアには絶対数として非常に多くの貧困層が存在しているのが特徴である。一方、欧州の場合、人口のトップ 5 であるドイツ、フランス、イギリス、イタリア、スペインは同時に名目 GDP においてもトップ 5 であり、一人当たり GDP で見ても 5 ヶ国全てが EU 全体の平均を上回っている。したがって EU では共同市場を形成し、労働者の域内移動の自由を認めることも可能であった。しかし、東アジアで同じことを実施すれば、貧しい国から豊かな国に大量の外国人労働者が殺到する可能性が高い。シンガポールやブルネイは国土が狭く、外国人労働者を受け入れるキャパシティが多くはないことを考慮すると、日本や韓国の労働市場に最も深刻な影響が出ることになるだろう。

表3 東アジア諸国の貧困と格差

	1日2ドル(] 活する人口の	PPP)以下で生 割合	所得上位居 20%の所得	20%と下位層 の比率	ジニ係数		
	90 年代	90 年代		最新調査	90 年代	最新調査	
ミャンマー	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
カンボジア	76.5 (1993)	61.7 (2004)	5.2 (1993)	7.0 (2004)	0.318 (1993)	0.381 (2004)	
ラオス	90.0 (1992)	74.4 (2002)	4.3 (1992)	5.4 (2002)	0.304 (1992)	0.347 (2002)	
ベトナム	73.5 (1993)	43.2 (2004)	5.4 (1993)	6.2 (2004)	0.349 (1993)	0.371 (2004)	
フィリピン	52.7 (1994)	45.2 (2006)	8.3 (1994)	9.0 (2006)	0.429 (1994)	0.441 (2006)	
インドネシア	64.2 (1993)	40.0 (2005)	5.2 (1993)	6.6 (2005)	0.344 (1993)	0.400 (2005)	
タイ	37.5 (1992)	25.8 (2002)	9.4 (1992)	7.7 (2002)	0.462 (1992)	0.420 (2002)	
マレーシア	19.2 (1993)	9.8 (2004)	7.7 (1993)	7.7 (2004)	0.412 (1993)	0.403 (2004)	
ブルネイ	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
シンガポール	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
中国	64.5 (1993)	37.8 (2004)	7.6 (1993)	11.4 (2004)	0.407 (1993)	0.473 (2004)	
韓国	NA	NA	4.4 (1993)	5.5 (2004)	0.287 (1996)	0.316 (2004)	
日本	NA	NA	NA	NA	0.249 (1993)	NA	

⁽注) 括弧内の数字は調査年を表す。

(出所)アジア開発銀行、Key Indicators for Asia and the Pacific 2008

次に、産業構造に着目してみると、この点でも APT の構成メンバー国間の差異は大きいことが分かる。図 2-1 は調査年にばらつきがあるが、APT 諸国の産業構造を、各産業が生み出した付加価値の対 GDP 比で示している。近年の経済成長で産業構造が高度化している国が増えてきてはいるものの、ASEAN の低所得国を中心にいまだ第 1 次産業が主要産業となっている国もあれば、工業化が進み第 2 次産業が中心となった国もあり、さらには日本などの先進国では第 3 次産業が過半を占めているなど、APT は多様な産業構造の国が併存していることが伺える。

次に EU や NAFTA についても図 2-2、図 2-3 で示してあるが、EU は資料が入手可能な 25 ヶ国全てで、NAFTA でも 3 ヶ国全てで第 1 次産業の比率は 1 桁台、第 2 次産業は 2~3 割前後、第 3 次産業が過半数という非常に類似した産業構造になっている。これは経済の発展段階が近似した国によって経済圏が形成されているからである。とりわけ EU のように共同体を創設して対外共通関税や共通農業政策のような政策を共同実施する場合、産業構造が類似している方が合意を形成しやすいのは自明といえよう。かかる点から考えても APT 諸国に共同体を形成してまで追求すべき共通利益が存在しているのか、大いに疑問とされているのである10。

■第1次産業 □第2次産業 図2·1 ASEAN+3諸国の産業構造 □第3次産業

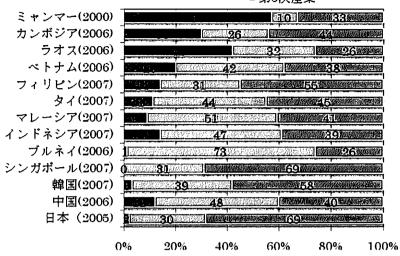


図2·2 EU諸国の産業構造

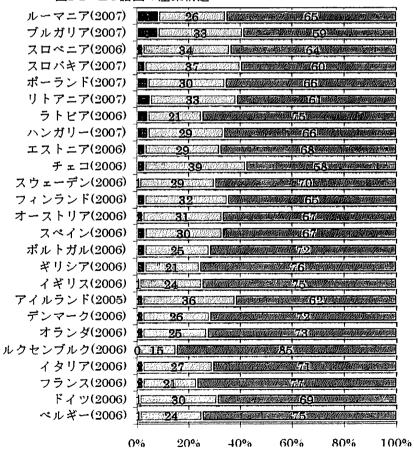
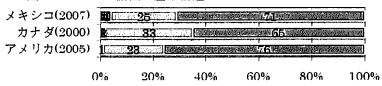


図2·3 NAFTA諸国の産業構造



(注) 国名の横の括弧内の数値は調査年。各産業の付加価値の対 GDP 比。 少数点以下四捨五入のため、各数値の合計が 100 にならない場合がある。 (出所) World Bank, World Development Indicators database. より作成。

表 4 2008 年の HDI 順位

	日本	中国	韓国	シンガポール	ブルネイ	
	8 位	94 位	25 位	28 位	27 位	
AGRANIA	インドネシア	マレーシア	タイ	フィリピン	ベトナム	
ASEAN+3	109 位	63 位	81 位	102 位	114 位	
	ラオス	カンボジア	ミャンマー			
	133 位	136 位	135 位			
	ベルギー	ドイツ	フランス	イタリア	ルクセンブルク	
	17 位	23 位	11 位	19 位	9 位	
	オランダ	デンマーク	アイルランド	イギリス	ギリシア	
	6 位	13 位	5 位	21 位	18 位	
	ポルトガル	スペイン	オーストリア	フィンランド	スウェーデン	
1711	33 位	16 位	14 位	12 位	7 位	
EU	チェコ	エストニア	ハンガリー	ラトビア	リトアニア	
	35 位	42 位	38 位	44 位	43 位	
	ポーランド	スロバキア	スロベニア	ブルガリア	ルーマニア	
	39 位	41 位	26 位	56 位	62 位	
	キプロス	マルタ				
	30 位	36 位				
NAFTA	米国	カナダ	メキシコ	}		
NAFIA	15 位	3 位	51 位			

(出所) UNDPホームページより作成

最後に、国連開発計画 (UNDP) が毎年発表している人間開発指数 (HDI: Human Development Index) の順位を APT、EU、NAFTA の各構成国で見たのが表 4 である。HDI

は、出生時平均余命、成人の識字率と初・中・髙等就学率、そして所得データを指数化して算出する数値であり、UNDPは上位75位までの国を人間開発高位国、76位から153位を中位国、それ以下を低位国に区分している。低位国にはサブサハラのアフリカ諸国が並んでいて、欧米諸国はもちろん東アジア諸国もひとつも含まれていない(ただし北朝鮮は調査不参加)。同表によるとEU及びNAFTAはいずれもHDI高位国だけで自由貿易圏を構成しているが、APT諸国の場合は半数以上が中位国であり(表 4 で色塗りした国が中位国)、100位以下の国が6ヶ国も存在していて、人間開発面でもAPT諸国間の格差の大きさを確認することができる。

このように APT の構成メンバー国間には、EU や NAFTA と比較したとき、経済の発展段階に大きな開きがある。大きすぎる内部格差の問題は、それだけで共同体形成の困難を予感させる。しかし、EU 型の共同市場や欧州議会のような制度設計を前提とすれば、ということであり、東アジア固有の特性を勘案した共同体づくりという選択肢まで否定されたとは言えない。内部格差の存在を前提として、それでもなお APT 諸国に共通する利害が存在するのであれば、それを追求する手段として、共同体形成には合理性があると言えよう。

2 経済の相互依存の深化と共同体形成不要論

次に東アジア共同体形成懐疑論とは若干異なり、東アジア共同体形成は不要あるいは無用であるとする説について考察する。

中遠啓示氏は、地域統合の必要性を、①金融・通貨面、②貿易面、③安全保障のそれぞれを区別して分析している。氏によれば、そもそも統合の必要性は、「グローバリゼーションへの対応として密接な多国間協力が求められてきていることに尽き」、とりわけ金融・通貨面では地域統合の必要性は特に高いとされている¹¹¹。また、「グローバルマネーの力は、多くの場合一国では制御できないものとなって」いて、「IMF(グローバルレジーム)や米国(覇権国)が単独で世界中あまねく最後の貸し手としての役割を果たすことが出来ないとすれば、何らかの国家連合を形成し金融危機に備えるのは当然の動き」であり、「金融領域においては速やかな意思決定のできる力強く密な地域統合が必要である」と述べ、チェンマイ・イニシアティブのようなAPTレベルの地域協力強化もそうした文脈において理解できるとしている¹²¹。

しかし、貿易面から経済統合の問題を考えた場合、「貿易は金融・通貨のような短期的かつ巨大な経済社会的破壊力を持つわけではな」く、FTA(自由貿易協定: Free Trade Agreement¹³⁾)や EPA(経済連携協定: Economic Partnership Agreement)は「協定締結国にとって持続的に巨額の経済的メリットをもたらす一方、非締結国にとっては不利に働くことがしばしばである」ため、「自由貿易協定は(中略)東アジア諸国間という地理的制約に規定されるというよりも、米国のような大きな市場の存在や現地調達率のような制度的制約に規定されがち」であるから、「金融・通貨に関する連合と貿易に関する地域レジームは同一の参加国で構成されなければならないという絶対的な必要性は存在しない」と、貿易面には金融・通貨面とは異なる観点での統合相手を選択する余地があることを指摘した¹⁴⁾。じっさい韓国は米国との FTA に合意し

ているし、日本と NAFTA の一角であるメキシコとの EPA も既に発効済みであり、東アジア以外にも EPA 締結交渉を進めている¹⁵⁾。さらに、日本経団連も、東アジア共同体の形成を支持しする一方で、「強固な同盟関係にある米国や、資源産出国である GCC 諸国¹⁶⁾、中南米諸国など戦略的に重要な国との間でも、FTA/EPA 締結の促進に全力を尽くしていく必要がある」¹⁷⁾ と提言しているのも、貿易面では地理的な近接性による制約の緩やかであり、地域横断的な統合形態にも経済的合理性を見出しているからである。

第三の安全保障について中遠氏は、「日米安保、米韓防衛条約は冷戦時代に構築され冷戦後も残存しているわけで、当初の共産陣営と対峙するという目的は薄れ、その存在意義は変質してきている。しかし、現状が比較的安定しているならば、両条約が朝鮮半島、台湾といった冷戦時代から積み残した問題が再び手に負えない状態になってしまうことを防止している可能性が高い」と、米国を軸とするハブ・アンド・スポークス型安全保障構造が、地域の安定化に貢献していることを認め、さらに東アジアにおいて日本、NIEs、ASEAN、そして中国の順序で経済発展が進んだのは、戦争や危機の経験後の「国内の抜本的経済改革とともに、開放的な米国市場への参入、日本からの ODA、西側資本・企業からの投資等を榀に、米国主導の国際経済秩序に加わった順番にめざましい経済成長を達成した」として、米国主導の安保体制の経済的効用を強調し、「中国をこうした基幹的な安保構造にいかに統合していくのかという根本問題は残るが、危険な漂流をもたらしかねない東アジア冷戦安保体制の全面解体と新たな多国間基幹地域安保システムの構築を急ぐ必要は見当たらない」と、安全保障に関しては性急な変革の必要性を否定している「18」。そして、「イシューごとの多国間安保対話を進めていく必要は明確に存在する」が、その場合でも「参加国の組み合わせは問題ごとに変化する可能性があり、多くの場合アメリカの関与が不可欠である」としている「19」。

このように金融・通貨面では、東アジアを単位とする協力体制の強化は有益であるが、貿易面では必ずしもそうではなく、安全保障に関しては米国の関与は不可欠であると結論づけている。したがってこれらの問題を同じ枠組みで制度構築しようする東アジア共同体は、少なくとも現時点では時期尚早であり、「当面は、東アジア共同体という不確かな夢を追うよりも、さまざまな形態の機能別のレジームを重層的に構築し、レジーム間の関係をうまく調整していくことが肝要である」としている²⁰⁾。中遠氏の分析は、現在の新自由主義的グローバリゼーションという国際経済秩序と覇権国米国を中心とする安全保障体制において、分野ごとに追求すべき課題は異なり、当然そのために必要な最適のパートナーの組合せも異なることを明確にしている点で重要である。現実の利害得失を反映した見解だからこそ財界とも見解が重なってくる。すなわち、日本はプラグマティックに各分野で最適な国際協力を追求すべきであり、東アジア共同体という固定された枠組みに縛られるべきではないということである。

次に、もうひとり東アジア共同体の不要論に立つ論者として吉野文雄氏を取りあげておきたい。氏も東アジア共同体を目指すべきでない理由を「経済的な理由」と「安全保障上の理由」の2つの観点から論じている。

氏が「経済的な理由」として問題にするのは、東アジア共同体の経済的協力の基礎が FTA にとどまっている点と、共同市場を形成した場合に予想される国境を越えた労働者の移動が予想される点である。後者は前項の考察と重複するため、前者の点のみ取りあげることとする。

氏は、まず欧州の経験を分析し、EEC (欧州経済共同体=European Economic Community) が関税同盟から始めて成功し、EFTA(ヨーロッパ自由貿易連合=European Free Trade Association)が FTA を締結したにもかかわらず大きな成果を挙げ得なかったことを教訓とす べきであると主張する。この点を理解するにはやや説明を補足する必要があろう。FTA も関税 同盟も GATT 第 24 条に根拠を置く地域貿易協定であり、どちらの場合も協定に参加する国同 士の貿易は、実質上すべての貿易について関税を撤廃することが義務づけられる²¹⁾。しかし、 FTA の場合、各参加国は協定に参加しない第三国との貿易においては独自の関税率を課す関税 自主権を有しているのに対し、関税同盟では第三国との貿易に対しても協定参加国全てが共通 の関税表を用いるという点で異なる。また FTA で重要になるのは、どれが協定参加国からの輸 入品であり、どれが第三国からの輸入品かを特定することである。多国籍企業の生産過程は国 際的な分業体制の下で行われているため、原材料の調達も含めて、特定の国で生産が完結する ことは希であるし、第三国の生産物に対して協定参加国がバラバラの関税率を課していると、 いったん関税率の低い国が輸入した第三国の生産物が、無関税で関税率の高い協定参加国に輸 入されるという迂回貿易を阻止する必要が生じる。こうした事態に対処するために設けられて いるのが原産地規則であり、例えば付加価値ベースで FTA 域内生産比率を算出し、一定以上が 協定参加国内で生産されていれば、それは無関税で貿易し、それ以外は第三国の生産物として 扱うのである。関税同盟の場合は、協定参加国は同じ関税率をかけるので迂回貿易をするメリ ットがないため、このような煩雑な原産地規則の確認を必要としない。

話しを戻そう。吉野氏は「FTA を網の目のように張り巡らせれば一大市場が完成すると考えるのは間違いである。原産地規則が定められる以上、国の数を上回る分断された市場がいくつも出現するだけである。FTA は、WTO(世界貿易機関=World Trade Organization)でのマルチラテラルな貿易自由化交渉が行き詰まっている現在、次善の策であることは否定できない。しかし、FTA を最終的な政策目標とすることは、ブロック化につながり世界経済の活性化を妨げる結果となる。FTA は、さらなる貿易自由化への一政策手段、すなわち関税同盟への一里塚とすべきである」と主張する²²⁾。

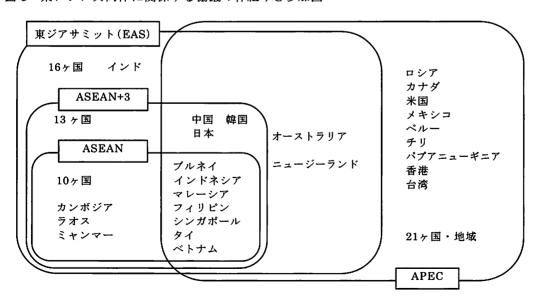
しかし、関税同盟締結を提言する吉野氏自身が認めるように、APTにおける関税同盟の形成は非常に困難な課題である。というのも、GATT 第 24 条では、地域貿易協定締結に当たっては締結前よりも対外貿易を制限的にしてはならないと定められている。すると APT 域内で最も関税率の低い国に、全ての協定参加国が関税率を合わせなければ条文上の条件を満たせない。そして、域内には自由貿易立国を国是とするシンガポールが存在し、同国では健康上の配慮から酒類二品目に対して関税を課しているだけで、APT 域内はもちろん世界のどの国に対してもほとんど関税を設けていない。したがってシンガポールに合わせて関税同盟を形成すると、全

ての協定参加国が関税のない完全な自由貿易を実施せざるをえなくなってしまうのである²³⁾。

ところで、図 3 に示したように東アジア共同体の形成を検討するための枠組みはいくつも存在し、参加する国の顔ぶれも複雑に重なりあっている。この中で APEC は 1994 年の閣僚・首脳会議(於:ボゴール)においてボゴール宣言を採択し、2020 年(先進国は 2010 年)までに域内における自由でひらかれた貿易・投資を達成するという目標を掲げ、世界的な自由貿易の追求から逸脱するような内向きの貿易ブロックの創設には強く反対であることを強調している。ここで言う自由化は、単に域内貿易だけを自由化することを意味するのではなく、翌年の首脳会議(於:大阪)で採択された「大阪行動指針」の一般原則にもあるように、「アジア太平洋地域における貿易及び投資の自由化の成果は、APEC メンバー間の障壁のみならず、APEC メンバーと非 APEC メンバーとの間の障壁をも実際に削減すること」とあるように無差別の原則に立っているため、域外共通関税 0%の関税同盟を目指すものと解釈できる。

吉野氏は、自由貿易促進が世界経済を活性化するという立場から、現在 APT レベルで二国間 FTA が網の目のように締結されている現状を、APEC のボゴール宣言からの後退として把握している。したがって WTO の多角的貿易交渉がうまく機能していない現状で、次善の策として東アジアが指針とすべきは APEC で合意しているボゴール宣言であり、FTA 網を基礎とした東アジア共同体が、将来的に関税同盟に発展していく機構となったとしても、それはボゴール宣言が掲げた目標を達成するための一段階手前の目標を新たに設けることであり、そのような機構は必要ではないと考え、次のように述べるのである。「APEC は WTO を支援することを一目的としているが、その APEC を支援する機構が必要であろうか」²⁴⁾。

図3 東アジア共同体に関係する協議の枠組みと参加国



(出所) 吉野[2006]、p.91 の図 3-1 を参照。

次に吉野氏が東アジア共同体を目指すべきでない「安全保障上の理由」についてであるが、基本的な考え方は「経済的な理由」とよく似ている。すなわち、東アジア地域にはすでに安全保障にかかわる対話の仕組みとして、1994年に ARF(ASEAN 地域フォーラム: ASEAN Regional Forum)が発足していて、しかも ARF は、APT 全加盟国に加え、米国、ロシア、EU、さらに 2000年以降には北朝鮮も参加する非常に包括的な機構となっている²⁵⁾。その上、部分的には東南アジア非核地域条約、上海協力機構、北朝鮮をめぐる 6ヶ国協議なども存在しているため、東アジア共同体を形成して安全保障上の機能を追求しようとするのであれば、「それらがなし得ないことに手を着けなければ、改めて東アジア共同体を形成する意義はない」ということになる²⁶⁾。

東アジア共同体が、新たに何かを行うとすれば、その一つは軍事力の保有であると氏は言う。しかし、欧州の場合でも、東西冷戦期にワルシャワ条約機構に対抗する軍事力は、米軍を中心とする NATO 軍であり、今日でも NATO に替わる欧州軍は組織されてはいない。 NATO が安全保障を引き受けることで、欧州の小国は低コストで安全保障を得ることが出来るという「ただ乗り」も可能であった。しかし、東アジア共同体には、欧州における米国のような他国にただ乗りを許すほどの軍事大国は存在せず、また、東西冷戦期のワルシャワ条約機構のような域外に共通の脅威が存在しているわけでもなく、むしろ北朝鮮問題や中台問題のように脅威は域内に存在し、共同体参加国の間で利害関係が錯綜するため、「東アジア軍」の創設は現実的ではないと分析している。したがって、各国が主権の一部を共同体レベルに委譲することを可能にする条件は東アジアには存在せず、協調的安全保障の枠組みを維持していく方が現実的と考えるのである。

このように吉野氏の見解は、APEC や ARF というより広範で包括的な自由貿易圏形成及び 安全保障の枠組みが存在する中で、東アジア共同体の形成は屋上屋を重ねるかの如き行為であり、それは無駄なばかりか APEC や ARF の存在意義を弱めるものであるから、特段の意義がないのであれば、共同体形成の追求は不要と考えるものである。確かに後述するように、東アジア共同体と APEC、ARF との関係や守備範囲は明確にされておらず、多くの面で重なり合っている。しかし、東アジア共同体を形成する最大の意義は、APEC や ARF とは異なり、覇権国である米国が参加しておらず、米国は日本などの同盟国を通じて間接的にのみ影響を与えることが出来る枠組みを東アジアに創設することにあるように思われる。この点を、次節以降で確認していくことにしたい。

II ASEAN における地域統合の歩み

まず、東アジア共同体形成の経緯と現状を整理するに当たり、共同体構築を一貫してリード してきた ASEAN の取組みから見ていくことにしたい。

ASEAN は 1967 年のバンコク宣言の採択によって結成された。当初はベトナム戦争の最中にあり、冷戦構造下にあったこともあって反共国連合の性格が強かった。原加盟国となったの

はタイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、フィリピンの 5 ヶ国であり、設立宣言であるバンコク宣言では、経済、社会、文化の各面で協力を促進することを掲げていた。ASEANは創設時に、ボルネオ島サバ地域の領有権問題と、インドネシアとマレーシアの対立問題を解決に導き注目を集めたもの、その後は目立った成果はなく、本格的に機能を再開するのは、1975年のベトナム戦争終結後となった。

ASEAN の地域協力は、経済における自由貿易圏の構築と、地域の安全保障の両面を軸に展開されてきた。そして、冷戦構造が崩れた 90 年代に入ると「非伝統的安全保障課題」と呼ばれている国境を越えた海賊やテロ、麻薬や人身売買、山火事による煙害や水質汚染、黄砂などの環境劣化、SARS や鳥インフルエンザなどの拡延といった新たなリスクに対処するため、ASEAN の域内協力は多様化していくことになる。

本稿では東アジア共同体との関連で特に重要と考えられる経済面での地域統合と、安全保障における協力に絞って、ASEANにおける地域協力の展開を概観しておくこととしたい²⁷⁾。

1 ASEAN 自由貿易圈構想

ASEAN の地域経済協力の始まりは、1977年に第3回 ASEAN 経済閣僚会議において、域内での特恵貿易取り決め(PTA: Preferential Trading Arrangement)の締結である。これは ASEAN=PTA と呼ばれている。特恵貿易というのは、FTA の前段階と位置づけられる。前述のように FTA は GATT の規定により、FTA 締結国間の実質的にすべての貿易について関税を撤廃することが義務づけられているのに対し、特恵貿易というのは、特定の貿易品目について特定の国からの関税を一般の関税よりも引き下げるという措置のことである。ASEAN=PTA は当時の ASEAN5 ヶ国の貿易に適用された。しかし、お互いに関税を引き下げることで域内貿易を拡大し、経済成長に繋がることを意図していた措置であったが、当時の ASEAN は各国の産業構造・貿易構造が類似し、どこも一次産品を輸出して工業製品を輸入していたため、関税を引き下げても貿易拡大に大きな成果が出なかった。

その後 ASEAN 諸国は、ASEAN=PTA を教訓に、付加価値の高い工業製品の育成を政府主導で推進し、ASEAN レベルでも ASEAN 市場をターゲットとした ASEAN カー生産構想が浮上し、協議を重ねたが注目に値するような成果を出すには至らなかった。しかし、こうした協議の実績は、相互の信頼関係と結束力を醸成し、1992 年の第 4 回 ASEAN 首脳会議(於:シンガポール)における ASEAN 自由貿易地域(AFTA: ASEAN Free Trade Area)形成の正式合意に結実していった。

AFTA は ASEAN 域内の自由貿易圏構想であり、1993 年から 2008 年までの 15 年間で域内の関税障壁及び非関税障壁の除去による域内貿易の自由化を図ることで、海外からの直接投資や域内投資を促進し、国際市場向け生産拠点として ASEAN の競争力を強化するとともに、域内経済の一層の活性化を図ることを目的としていた。また、AFTA 実現のためのメカニズムとして共通有効特恵関税 (CEPT: Common Effective Preferential Tariff) スキームも合意され、

翌 93 年 1 月 1 日から開始された。CEPT スキームでは、域内で生産された全ての工業製品と 農産品を対象として 28 、各国はそれぞれ関税の引き下げ対象となる品目のリストである適用品目リスト (IL: Inclusion List) と、例外扱いとなる品目のリストを作成することになった。そして 1984 年に ASEAN 加盟を果たしたブルネイを含めた ASEAN6 ヶ国 (ASEAN6) は、目標年である 2008 年までの 15 年の間に、IL に含まれた品目の最終関税率を $0\sim5\%$ にまで引き下げることとされた。この目標年は、1994 年の ASEAN 経済閣僚会議で 2003 年までの 10 年間に短縮され、さらに 1998 年第 6 回 ASEAN 公式首脳会議で更に 1 年前倒しすることが決定された結果、2002 年が関税引き下げの達成年となった。

また 90 年代後半になると冷戦構造の崩壊を受けて、ASEAN の反共国連合としての役割は失せ、1995 年にベトナム、1997 年にラオス、ミャンマー、1999 年にカンボジアといった、いわゆる CLVM 諸国²⁹⁾ がつぎつぎと ASEAN に新規加盟を果たし、現在の ASEAN10 が形成された。こうした新規加盟国には加盟時期に応じて CEPT 実現目標年が設定され、ベトナムが 2003 年、ラオス、ミャンマーが 2005 年、カンボジアが 2007 年までに 5%以下に引き下げる対象品目を最大化すること、また、ベトナムは 2006 年まで、ラオス、ミャンマーが 2008 年、カンボジアが 2010 年までに 0%関税の対象品目の拡大を図るという努力目標が掲げられた。

1999 年 9 月の ASEAN 経済閣僚会議で決定された CEPT による AFTA の最終目標は、5% 以下で残存している関税を ASEAN6 は 2015 年までに、新規加盟国は 2018 年までに完全撤廃 し 0%とすることであり、この目標年も同年 12 月の ASEAN 非公式首脳会議で早くも前倒しされ、ASEAN6 が 2010 年、新規加盟国が 2015 年に早められた。よって現在のところ AFTA の 完成は 2015 年となる見込みである。

CEPTでは一部の貿易品目関税引き下げの例外品目に分類することが可能であり、それらは 4 種類に区分されている。第一は、「一般的例外品目」(GEL:General Exceptions List)と言い、自由化には適さない品目として恒久的に関税引き下げの対象から除外される。具体的には、 国防、生命・健康の保護、学術的・歴史的・考古学的価値のある物の保護に関するものなどである。これは GATT20 条及び 21 条で認められている例外措置に準じた措置でもある。第二は、「一時的除外品目」(TEL:Temporary Exclusion List)と言い、CEPT の対象とするには未だ 準備が整っていない製品が含まれる。ただし、この品目については一定期間内に IL への移行が図られることになる。第三はセンシティブ品目(SL:Sensitive List)と言い、対象となるのは未加工農産品で、工業製品や加工農産品より関税引き下げスケジュールが遅く設定されている。これらも ASEAN6 については 2003 年までに IL への移行を開始し、2010 年までに移行を完了することになっている。また、新規加盟国の移行完了目標年はベトナムが 2013 年、ラオス・ミャンマーが 2015 年、カンボジアが 2017 年までである。第四は、高度センシティブ品目(HSL:Highly Sensitive List)と言い、1999 年に新設されたリストである。文字通りよりセンシティブな品目のリストであり、インドネシア、マレーシア、フィリピンが各種のコメ製品をしている。なお、HSLの IL への移行は ASEAN6 の場合 2005 年まで猶予されている。

表 5 ASEAN 各国の CEPT 関税引き下げ状況 (2007 年 7 月時点)

			適.	用品目(IL)		一時的除	一般的除	センシティブ	平均
	総品目数		関税 4	率 0% IL に占め る割合	5%超	その他	一時的縣 外品目 (TEL)	一般的除 外品目 (GEL)	/高度センシ ティブ品目 (SL/HSL)	CEPT 関税率
ブルネイ	10,702	10,598	7,591	71.6%	674	0	0	104	0	2.37
インドネシア	8,732	8,620	5,731	66.5%	0	0	0	96	16	1.66
マレーシア	12,593	12,504	10,181	81.4%	34	31	0	89	0	1.04
フィリピン	11,490	11,444	5,756	50.3%	75	0	0	27	19	2.42
シンガポール	10,705	10,705	10,705	100.0%	0	0	0	0	0	0.00
タイ	8,301	8,301	4,513	54.4%	13	0	0	0	0	2.29
ASEAN6 合計	62,523	62,172	44,477	71.5%	796	31	0	316	35	1.59
カンボジア	10,689	10,454	605	5.8%	3,851	0	0	181	54	7.46
ラオス	10,690	10,023	629	6.3%	63	0	0	464	203	1.80
ミャンマー	10,689	10,611	365	3.4%	1,286	0	0	51	27	3.47
ベトナム	10,689	10,523	5,478	52.1%	238	0	0	166	0	4.16
新規加盟国合計	42,757	41,611	7,077	17.0%	5,438	0	0	862	284	4.24
ASEAN10 合計	105,280	103,783	51,554	49.7%	6,234	31	0	1,178	319	2.66

(注)

- ・5%超の品目には従価税でなく、従量税を採用している品目も含まれる。その他はマレーシアの特別税が課される 31 品目。
- ・品目数は ASEAN 統一関税コード AHTN (ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature)2002。但しインドネシア、タイは AHTN2007。

(出所) ジェトロ海外調査部アジア大洋州課作成資料より

表 5 は CEPT による域内関税引き下げの現状をまとめたものである。進捗率に大きなばらつきはあるものの CEPT によって ASEAN の域内関税は ASEAN6 を中心に大きく引き下げられてきている。しかも、ASEAN 諸国は AFTA と並行して域内の経済発展・統合を促進するため、「AFTA プラス」と呼称されるスキームを実施している。一定の条件の下で CEPT の最終関税率 (0~5%) の即時適用を図る ASEAN 産業協力スキーム (AICO: ASEAN Industrial Cooperation Scheme) や、ASEAN 域内の投資促進を図る ASEAN 投資地域 (AIA: ASEAN Investment Area) 等がそれである。

さらに ASEAN では、1997年の第 1 回 ASEAN 非公式首脳会議(於: ジャカルタ)において、ASEAN 域内の 2020年までの中期目標を起草することに合意し、翌年の第 2 回非公式会議(於: クアラルンプール)で「ASEAN ビジョン 2020」を採択した。そこでは、2020年ま

でに東南アジア全域が「ASEAN 共同体」となることを展望するという目標が初めて明記されている。また、「ASEAN ビジョン 2020」実現のための最初の行動計画として 1998 年の第 6回 ASEAN 公式首脳会議(於:ハノイ)で「ハノイ行動計画」を採択し、マクロ経済と金融に関する協力の強化や経済統合の強化など 1999 年から 2004 年の 5 年間の協力の重点事項を確認した。

こうして地域統合を進める一方、表 5 でも明らかなように、カンボジア、ラオス、ミャンマーといった開発がもっとも遅れた域内の国では、CEPTの下でも、貿易の自由化はほとんど進展していないという現状がある。国際競争力を持つ輸出産業がほとんど存在しない国では、自由貿易は経済成長を促進するどころか、国内産業の育成を阻害する懸念が強いからである。

そこで、ASEAN では新旧加盟国間の格差是正と、ASEAN の地域的競争力向上のために、2000 年の第 4 回 ASEAN 非公式首脳会議(於:シンガポール)において、人材育成、情報技術、インフラの 3 分野を重点項目とする ASEAN 統合イニシアティブ(IAI:Initiative for ASEAN Integration)を立ち上げた。翌年には IAI を検討するための IAI タスクフォースを設置し、同タスクフォースの提言に基づいて開催されたカンボジア及びラオスでの「IAI ワークショップ」を経て、2002 年の IAI 開発フォーラムが行われ、域外国に対して 44 のプロジェクト/プログラム案が提示された(その後、2005 年までに 100 案件に増加)。日本も、いくつかのプロジェクト案件に協力・支援を行っている。なお、IAI プロジェクトは 2002 年 7 月から 2008 年 6 月までの 6 ヶ年作業計画とされている。このように、ASEAN は単に自由貿易圏の構築一辺倒ではなく、開発協力を通じた格差是正にも力を傾注している点で注目に値する。

2003 年の第 9 回 ASEAN 首脳会議(於:バリ)では、ASEAN 共同体の具体的イメージを明 らかにした「第二 ASEAN 協和宣言」(バリ・コンコードⅡ) が署名された。宣言では「ASEAN 共同体は『政治・安全保障』、『経済』及び『社会・文化』という3つの柱による協力から構成 される」ことを総論冒頭で明記しているが、「政治・安全保障」や「社会・文化」の枠組みはこ の宣言で初めて登場した枠組みである。また、「経済」に関しては ASEAN 経済共同体を構築 して「2020 年に財貨、サービス、投資、資本の自由な流れ、平等な経済開発と貧困・社会経済 格差の削減が存在する安定し繁栄し競争的な ASEAN 経済地域を創造する『ASEAN ビジョン 2002』の経済統合という最終目標を実現する」と新自由主義的経済圏の構築を全面に出しなが ら、他方で ASEAN 社会・文化共同体を形成し、「福祉社会の共同体としてパートナーシップ で共に結ばれた東南アジアを構想」し、「恵まれない人たちや農村人口の生活水準の引き上げを 目的とした社会開発協力」や人材育成による雇用創出、貧困削減、公正な経済成長、医療や公 衆衛生の協力、「人口増加、失業及び環境悪化、地域の国境を越えた汚染並びに災害管理に関連 した問題」の解決なども掲げていて、やはり格差是正にも重点が置かれている。翌年の第 10 回 ASEAN 首脳会議(於:ビエンチャン)では「ハノイ行動計画」に続く 2005 年から 2011 年の中期行動計画として「ビエンチャン行動計画」が採択され、バリ・コンコードⅡの3本柱 の実現に向けた具体化が進められた。新たな行動計画でも、前行動計画と同様、経済共同体と

して貿易や投資の自由化を促進することと同時に、社会・文化共同体として貧困削減や、人材 育成、環境・資源及び生活の質を確保するための持続可能な開発メカニズムの確立の必要性な どが盛り込まれている。

そして ASEAN では、これまで確認してきた諸原則を包括的に確認するとともに、ASEAN 共同体の創設を見据えて ASEAN の組織・制度を一層整備するために、ASEAN 憲章の採択に向けて動き出した。ASEAN 全加盟国の民間有識者で構成された賢人会議を設置し、同会議の報告書は第 12 回 ASEAN 首脳会議(於:セブ)に提出され、首脳会議では「ASEAN 憲章の青写真に関するセブ宣言」を採択して、この報告書を承認するとともに、各国政府関係者による「ハイレベルタスクフォース」を設置し、次の首脳会議に向けて ASEAN 憲章の起草を指示した。同時に、ASEAN 共同体の完成目標年を 2015 年に前倒しすることも決定した。2007 年 11 月の第 13 回 ASEAN 首脳会議で ASEAN 憲章草案は採択され、2008 年末までに各国での批准を完了し、ASEAN 憲章は発効した。このように、ASEAN は独自の共同体形成に向け、確実に前進を続けているのである。

2 東アジアの安全保障協力

ASEAN の協力を促進したもうひとつの大きなテーマが安全保障である。ASEAN 諸国は 1971 年の ASEAN 臨時外相会議においてマレーシアのラザク首相が提唱した「東南アジア平和・自由・中立地帯」(ZOPFAN: Zone of Place, Freedom and Neutrality) 宣言を採択し、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立な地帯を設立することを表明した。これが、後の ASEAN 安全保障共同体の源流として位置づけられるものである。

しかし、同宣言に基づく本格的な取組みの始まりは、ベトナム戦争が終結した翌年の 1976年の第 1回 ASEAN 公式首脳会議開催まで待たなければならない。そこでは ZOPFAN を敷衍し、行動計画を定めた「ASEAN 協和宣言」と、1976年にベトナム戦争終結後の東南アジア地域における永続的平和と安全を確保するための法的枠組みとして東南アジア友好協力条約(TAC: Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia)が、ASEAN 原加盟国である 5ヶ国によって採択された。TAC は「締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進」することを目的とし(第 1 条)、締約国が「友好、善隣及び協力の関係」を発展・強化し、また「平等、無差別及び互恵の原則に基づき」(第 5 条)、「地域における経済成長の促進」(第 6 条)を達成するための経済協力や、「紛争が生じた場合には、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、常に締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する」(第 13 条)というように、善隣友好・平等互恵・紛争の平和解決を軸とする安全保障協力を特徴としていた。

なお、東南アジアには当時、米国を中心としてタイやフィリピンも加盟する東南アジア条約機構(SEATO: The Southeast Asia Treaty Organization)という軍事同盟が 1954 年以来存在していたが、ベトナム反戦運動の高揚と TAC の成立により 1977 年には解体に至っている。また、TAC は他の東南アジア諸国にも開放され、ASEAN 協和宣言及び TAC の加入は ASEAN

加盟の条件でもあるため、1984年に ASEAN 加盟を果たしたブルネイや 90年代後半に加盟する CLVM 諸国も ASEAN 加盟と同時に ASEAN 協和宣言及び TAC に加入している。

TAC は 1987 年以降、ASEAN に加盟していない国の加入も可能にするための条約改正が行 われた。とはいえ、改正後しばらくは東南アジア以外から TAC に加入しようという動きは見 られなかった。しかし、ASEAN 諸国が新興市場として急成長を遂げ、2000 年代に入り FTA 締結のパートナーとしての重要性が増してくると状況は一変する。加えて 2005 年の ASEAN+6 が参集して開催された東アジアサミット(EAS)では、東アジア共同体形成に向けた話し合い に参加できる国の範囲を論議したとき、TAC加入が参加条件のひとつとして確認されたため301、 バスに乗り遅れては大変とばかりに、会議参加に関心を持つ周辺諸国の TAC 加入が急増する ことになった31)。東アジア共同体は共同体の構成国もまだ定まっておらず、EAS が唯一の協議 主体というわけでもなく、APT 首脳会議や APEC などの枠組みも存在する。しかし、EAS は 唯一「東アジア」の名を冠した協議体であり、東アジア共同体論議が高まるなかで最も新しく 設置された協議体でもあるため、複数存在する東アジア共同体の中でも本命視されている協議 体でもある。ASEAN は EAS への参加資格を決定できる立場にあり、ASEAN 議長国がサミッ トを主催するなど当面の主導権を握っている。TAC加入をサミット参加の条件にしたのも、そ のような ASEAN の主導性の現れであり、軍事的にも経済的にも小国が多い ASEAN 諸国が共 同体の中でやがて埋没していくことのないよう、パートナー選びで譲れない条件を明確にした ものと言える。TACには、これまで日本・中国・韓国の+3はもちろん、ロシア・インド・パ キスタンや北朝鮮などの核保有国も含めて現在25ヶ国が調印し、調印国の人口は約37億人に 達している (2008 年末現在) 32)。 軍事同盟と核を含めた世界最強の軍事力で安全保障を実現 しようとする米国とは一線を画した安全保障の在り方を ASEAN は提起し、支持を広げている

さらに ASEAN は 1995 年 12 月の第 5 回 ASEAN 首脳会議(於:バンコク)で、ZOPFAN 構想実現のための一環として、核兵器の不拡散及び軍縮や、国際社会の平和と安全保障への貢献を謳った「東南アジア非核兵器地帯条約」(SEANWFZ、South East Asia Nuclear Weapons Free Zone)を採択し 97 年 3 月に発効させた。ちなみに SEANWFZ 加入も ASEAN 加盟の条件になっていて、2001 年までに ASEAN10 ヶ国は全てこの条約の批准を済ませている。

また、条約には核兵器国に対する附属議定書があり、米・英・仏・露・中の核保有各国に対し、議定書に署名し、域内締約国に対する核兵器の不使用を約束するよう求めている。これまでのところ、中国が早期に署名する準備がある旨を表明し、ロシアも ASEAN による本条約を通じた東南アジア非核兵器地帯創設の努力を尊重する旨の表明があったが、核兵器保有国の署名は実現していない。そこで 2007 年にマニラで開催された SEANWFZ 委員会では、今後 5 年間の行動計画が採択され、核の不拡散や安全確保等に関して具体的な取組みを行っていくことが決定された。

このように ASEAN 諸国は、軍事力に依存しない安全保障の実現に向けた地域協力を一歩一

歩確実に前進させているのである。しかも、経済協力は主に構成国に強制力がない「宣言」に基づいているのに対し、安全保障については TAC も SEANWFZ も条約であり加盟国に強い強制力が働く。事実、東南アジア地域ではベトナム戦争終結以降、国家間の戦争は起きていない。東アジア共同体協議が進み、ASEAN の重要性が高まれば、米国を中心とする軍事中心の安全保障に替わり、東アジアを起点とする新たな安全保障の枠組みがより拡大していく可能性は十分にあると言えるのではないだろうか。

(未完)

参考文献

- ・大矢吉之・古賀敬太・滝田豪編『EU と東アジア共同体』萌書房、2006年。
- ・外務省アジア大洋州局地域政策課「東南アジア諸国連合 (ASEAN) の基礎知識 [2008 年版]」、 2008 年。
- ・ジェトロ海外調査部『ジェトロ貿易投資白费 2008 年版』ジェトロ海外調査部出版、2008 年。
- ・進藤榮一『東アジア共同体をどうつくるか』ちくま新書、2007年。
- ・東海大学平和戦略国際研究所『東アジアに「共同体」はできるか 分析と資料』社会評論社、 2006年。
- ・中川八洋『亡国の「東アジア共同体」中国のアジア覇権を許してよいのか』北星堂、2007年。
- ・中逵啓示『東アジア共同体という幻想』ナカニシヤ出版、2006年。
- ・中村民雄・須網隆夫・臼井陽一郎・佐藤義明『東アジア共同体憲章案 実現可能な未来をひ らく論議のために』昭和堂、2008年。
- ・日本経済団体連合会『希望の国、日本』、日本経団連出版、2007年。
- ・三浦一夫・飯田進『東アジア共同体構想と日本国憲法 激動の中の展望』下町総研、2008年。
- ・森嶋通夫『日本に出来ることは何か 東アジア共同体を提案する』岩波書店、2001年。
- ・山本武彦・天児慧編『東アジア共同体の構築1 新たな地域形成』岩波書店、2007年。
- ・吉野文雄『東アジア共同体は本当に必要なのか 日本の進むべき道を経済の視点から明らか にする』北星堂書店、2006年。

注

- 1)「統合の必要性に関していえば、それはグローバリゼーションへの対応として密接な多国間協力が 求められてきているということに尽きる。(中略) グローバルマネーの力は、多くの場合一国では制 御できないものとなっているのである」中遠[2006]、p.212。
- 2) ベネルクス諸国とは、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの各国名の頭文字をつなげた造語である。ベネルクス諸国は 1948 年に関税同盟を結び、さらに 1960 年に労働力と資本を自由化するベネルクス経済連合を発足させるなど、欧州統合の先駆けとなった。
- 3) 中村・須網・臼井・佐藤 [2008]、pp.55·6。臼井氏は、「EU が地域主義の最高到達点」と捉える 思考に注意を喚起し、「地域ごとに抱える問題が異なる以上、地域主義を制度へ具体化する方法は、 本来多様なはずである」と述べ、多様な地域統合の可能性を示唆している。
- 4) 進藤[2007]、pp.230·3。
- 5) 『ASEAN Way』は、分析的には、およそ四つの類型に大別しうる。第一には『内政不干渉』『紛争の平和的解決』『武力不行使』などの普遍的規範に属するもの、第二は、非公式主義、漸進主義・コンセンサス方式など意思決定の方式に属するもの、第三は、対話・協議を通じた協調的安全保障という外交アプローチに属するもの、そして最後に個人より社会、自由より秩序、競争より調和、契約より了解を優先するという『アジア的価値観』に属するもの」。山本・天児[2007]、pp.42·3。
- 6) EU は 1993 年ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシア、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリスで発足。1995 年にオーストリア、フィンランド、スウェーデンが加盟し、2004 年にはキプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニアの 10 ヶ国が同時加盟、2007年にブルガリア、ルーマニアが増え、現在の 27 ヶ国となった。
- 7)中川[2007]、p.57。
- 8) 東アジア共同体に米国を含むことに固執する中川氏は、人口の上限を問題にした同じ著書の中で「『東アジア共同体』の議論の場は、唯一 APEC であるべき」と主張するが、明らかに矛盾する見解である。中川[2007]、p.41。
- 9) 森嶋[2001]は、東アジア共同体の構成国を日・中・朝鮮半島・台湾の東北アジアに限定した上で、・台湾の東北アジアに限定した上で、人口格差を解消するため、中国本土を5地区、日本を東西2地区に分割する提案をしている。
- 10) 中川[2007]、p.61。
- 11) 中逵[2006]、p.212。
- 12) 前掲書、p.212。
- 13) FTA は自由貿易協定 (Free Trade Agreement) の略として用いられる場合と、自由貿易地域 (Free Trade Area) の略として用いられる場合がある。なお、EFTA (ヨーロッパ自由貿易連合) の場合、 最後の A は連合 (Association) の A である。
- 14) 前掲書、p.213。
- 15) 2009 年 3 月現在、東アジア諸国以外で日本が EPA を締結するか、交渉中である国・地域は、メキシコ、チリとは締結済み、スイス、オーストラリア、インド、湾岸協力会議と交渉中となっている。
- 16) GCC (湾岸協力会議: Gulf Cooperation Council) は中東・アラビア湾岸地域における地域協力 機構であり、アラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア の6ヶ国で構成されている。
- 17) 日本経団連[2007]、p.51。
- 18) 中逵[2006]、pp.214-5。
- 19) 前掲書、p.215。
- 20) 前掲掛、p.222。
- 21) FTA では「実質上すべての」貿易を無関税にすることが条件となっているが、逆に言えば「実質上すべての」の文言によって関税撤廃に例外を設けることを認めている。一般に「実質上すべての」の解釈は、貿易総額の90%以上、かつ農業のような特定分野を一括して除外しないこととなっている。
- 22) 吉野[2006]、p.220。
- 23) 前掲掛、p.140。
- 24) 前掲書、p.221。
- 25) ARF 加盟国は APT の 13 ヶ国 (うちカンボジアは 95 年、ミャンマーは 96 年加盟) に加え、米国、ロシア、EU、パプアニューギニア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、インド(96 年)、モンゴル(98 年)、北朝鮮 (00 年)、パキスタン (04 年)、バングラデシュ (06 年)、東ティモール (05 年)、スリランカ (07 年) の 26 ヶ国+EU が参加している。なお、括弧内は参加年であり、括弧のない国は 94 年の発足メンバー国である。

- 26) 吉野[2006]、p.222。
- 27) ASEAN の経済協力及び安全保障協力に関する経緯については外務省アジア大洋州局地域政策課 [2008]に負うところが大きい。
- 28) CEPT が適用される貿易品目は、ASEAN が原産地の商品に限られる。その場合の原産地基準は、ASEAN 域内で付加価値の 40%以上が生産されることであり、また域内輸出国及び輸入国の双方において当該品目が IL に含まれていることも CEPT 適用の条件となる。
- 29) カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマーの各英語表記の頭文字ととって CLVM 諸国と呼ぶ。
- 30) EAS への参加条件は、①TAC に加入していること、②ASEAN の対話パートナーであること、ASEAN との実質的な協力関係があることの3つである。対話パートナーというのは、ASEAN が拡大外相会議に出席を認める国であり、現在、日本、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、EU、国連開発計画、アメリカ、中国、インド、韓国、ロシアである。吉野 [2006]、p.39。
- 31) 三浦・飯田 [2008]、p.21。
- 32) ASEAN10 を除く、TAC 加入国と加入年は以下の通り。1989 年パプアニューギニア、2003 年中国・インド、2004 年日本、パキスタン、韓国、ロシア、2005 年ニュージーランド、モンゴル、オーストラリア、2007 年フランス、東ティモール、バングラデシュ、スリランカ、2008 年北朝鮮。

Ethnos, State, and the National Independence

Arisato MINAMI

What is ethnos? What is the concept of nation? What is the national independence of an ethnos? These may be the most difficult questions in social science. From the viewpoint of epistemological theory of reflection, 'national problems' and our cognizance of 'ethnic elements' within the various social issues tell us about the very existence of what make us feel 'national' or 'ethnic' in the real world. They are the essence of ethnos and nation that social scientists ought to analyze and clarify, and to do so per se, is the aim of this essay.

WHAT IS THE CONCEPT OF ETHNOS?

On thinking what ethnos stands for, we would imagine some elements of it, for instance, 'language', 'folkways', 'region', 'mode of life', 'economic area', 'religion', 'tradition', 'mythology', and so on. We are not, however, able to understand ethnos by making such a list. To grasp the essence of ethnos, we have to analyze it and abstract elements by which we can distinguish ethnos from other social categories, and to try to explain what is inherent to ethnos through these essential elements.

1 The essence of ethnos

Then what is the essence of ethnos? It consists of two moments below, I think.

1) Commonage of the code of signature systems that mediate social relations

In general, permanent social relations, whether it is harmonious or antagonistic, premise the smooth communication among its members. Human beings, however, are unable to convey their thoughts in brain each other directly, they have to use the common signature systems. There are two types of systems in them. One is language, and the other is non-verbal signature system; human actions, behaviors, gestures, and forms or colors or properties of objects, and so on.

Then, we should notice what Edmund Leach, the celebrated British social-anthropologist, has said.

In what follows I shall assume that all the various non-verbal dimensions of culture, such as styles in clothing, village lay-out, architecture, furniture, food cooking, music, physical gestures, postural attitudes and so on are organized in patterned sets so as to incorporate coded information in a manner analogous to the sounds and words and sentences of a natural language. I assume therefore it is just as meaningful to talk about the grammatical rules which govern the wearing of clothes as it is to talk about the grammatical rules which govern speech utterances.

Clearly this is a very sweeping kind of assumption and I shall not attempt to justify it in detail. The

basic argument is that the messages which we receive in different modes (through our various senses of touch, sight, hearing, smell, taste, etc.) are the readily transformed into other modes. Thus we can visualize what we hear in words; we can convert written texts into speech; a musician can transform the visual patterns of a musical score into movements of the arms, mouth and fingers. Evidently, at some deeply abstract level, all our different senses are coded in the same way. There *must* be some kind of 'logical' mechanism which allows us to transform sight messages or touch message or smell messages, and vice versa.¹⁾

2) Reproduction of human life

As Engels had mentioned ²⁾, the human society premises material production, whose purpose is producing means of living. And through consuming these, human beings are able to reproduce their lives: being alive and bringing up their children. And the reproduction of human life is the original purpose of human activities, in which we could build and develop ourselves. Material production and the reproduction of human life have to be distinguished categorically although they often have been practically mutually intertwined.

Human beings as social beings can reproduce their lives only when they are in social relations and communication with others. Therefore, human beings who want to survive, breed or develop, must grasp the code of the signature systems that is used by people around them. Then human beings, in general, expect that they could get support in their reproduction of lives from people who have shared the same or similar code, and have little expectation to whom do not. We are, therefore, able to think that the essence of ethnos is 'commonage of the signature systems that mediate social relations carrying the reproduction of human lives'

By the way, the process of human life reproduction and material production are actually twisted and theoretically premise the other, so that the signature systems are the same on both processes in general. If two processes, however, should be distinguished categorically, they could be separated temporally and spatially, so that two processes are able to be mediated by the different kind of signature systems. For instance, immigrant workers and their families could live their lives in their own ethnic community, working with or under the direction of ethnically different people. In this case, the signature systems they have to use in the process of material production and those in the process of reproduction of their lives would be different. Therefore, ethnic minorities that have been forced to use the signature systems of the ethnic majority could resist the ethnic assimilation if they are able to keep using their own signature systems in the social sphere where they are born, bred and raised.

2 The emergence of the ethnos

As we have seen above, there must be two types of signature systems—verbal and non-verbal

ones—that mediate social relations carrying the human life reproduction. The commonage of verbal one appears as 'the common language', of course. But how would that of non-verbal signature systems function? We should see what Leach had said, again.

However, it is also important to recognize that there are major differences between the way individuals convey information to one another by the use of ordinary speech and by coded conventions of non-verbal behavior and non-verbal signs and symbols.

The grammatical rules which govern speech utterances are such that anyone with a fluent command of a language can generate spontaneously entirely new sentences with the confident expectation that he will be understood by his audience. This is *not* the case with most of forms of non-verbal communication. Customary conventions can only be understood if they are familiar. A private symbol generated in a dream or in a poem, or a newly invented 'symbolic statement' of a non-verbal kind, will fail to convey information to others until it has been explained by other means. This shows that the syntax of non-verbal 'language' must be a great deal simpler than that of spoken or written language. ³⁾

In language, a phoneme itself—the most basic signature in the system—is free from any meaning, but phonemes can be articulated to a syllable, syllables to a word, and words to a sentence, therefore the language is able to express meanings flexibly so that it can carry numerous kind of messages. In the non-verbal signature system, however, each of basic signatures has its own meaning so that it is so much harder for us to express long or complicated messages through the non-verbal signature system than through language. Then we can not easily regard them as 'signatures', and what we would recognize is the existence of 'common code' among people, so that the non-verbal signature system mediating social relations in human life reproduction appears as 'familiar customary conventions in human life', which are called 'folkways'. 'A people of common language and folkways'—this is the appearance of the ethnos.

3 The ethnic consciousness: the subjective moment of the concept

Human beings are able to get support for the reproduction of their lives from whom we are using the same signature systems, and have little possibility from whom do not, so that they feel intimate with the former and not with the latter—this is the primitive form of an ethnic consciousness. At first, the ethnic consciousness is only the cognizance of difference between human groups. But it grows up to the consciousness containing the tendency of solidifying fellowship and excluding the aliens when human beings are faced—actually or subjectively—to the crisis of the reproduction of their lives.

The ethnic consciousness is relatively independent of its material basis: the essence of ethnos, so that it could continue to exist for some time, even if the unity of the signature systems that people would

have been lost through transmigration, dispersion, and conquest or assimilation by other ethnos. And the ethnic consciousness is able to move people to strengthen their signature systems: encouraging grammarians and editing dictionaries, studying their traditions and folklore, building schools to make their children to learn their language and traditional culture including mythology, publishing papers and magazines, for example, and these would reinforce the ethnic consciousness itself. Discrimination or oppression, therefore, to the ethnic minority that has almost been assimilated in language and folkways could often stimulate their ethnic consciousness and make efforts to stand against ethnic assimilation and rebuild their original signature systems.

We should understand these processes as the reaction of the subjective moment against the objective ones in the concept of ethnos.

WHAT IS THE NATION-STATE?

1 As the capitalist state

The nation-state is, above all, a state. The class society that is divided into classes having fundamentally different economic interests requires the state as the organization of political power to maintain itself against division. The state, suppressing antagonisms between classes, has tried to carry out the common services needed to keep the conditions for human social lives, in the form of contributing interests of economically ruling class. In this sense, the state is an organization for ruling and exploiting the oppressed classes.

Today, almost all the states are based on capitalist production, so they are called 'capitalist states'. The reason of its existence is to maintain the conditions for existence of capitalist production, and to support its development and expansion. The capitalist state has performed its duty—giving public services to society—so as to accomplish its purpose. For instance, giving social security is one of the most indispensable activities to keep the good conditions for the reproduction of human lives, but the capitalist state has been devoted to watch out, suppress, and eliminate what would be regarded as obstacles to the accumulation of capital.

The capitalist state has obtained its basis of existence by supporting capitalist production through public service, and the capitalist production could not exist without political assistance by the state, therefore, the two are actually inseparable.

2 As the sovereign state

Capital has a tendency to develop globally, so that it would cross the border of its own states. But capitalist production, which is antagonistic in nature, must be protected by political power when they are active outside of the border. But the state there not being their own, they have to take the risk of not being vulnerable or having their accumulation obstructed. Then capitals are forced to call for the back

up of their own state.

The state has two ways, one is to occupy the opponent, and the other is to negotiate for gaining good conditions for the capitals on which it has depended. The former had been often applied to pre-capitalist societies mercilessly, but among the capitalist state the latter has been usually taken. There are two reasons for this, I think. One is to avoid unnecessary wars that would destroy the conditions for accumulation, and the other is to shirk responsibilities, risks and costs on the governance of occupied areas. It is more advantageous for the capitalist state to dominate people in foreign area through 'their own independent' state than to occupy and govern them directly, which would explain the imperialist policy of 'neo-colonialism'.

And one of the conditions for the latter is formal equality of capitalist states as the contractor, which requires mutual recognition of the monopolistic dominance of the land and people by each state. This is the essence of the 'sovereign state system', and the state which belongs to this system should be called the 'sovereign state'. In this 'sovereign state system', capitals, which are in contradiction between their tendencies for nationality and those for global development, have obtained the actual conditions for their movement, and we could regard the system 'the institutionalization of competitive and cooperative relationships among capitalist states'.

3 What is the nation-state?

As we have seen above, the sovereign state exclusively governs their people, which is the 'nation' at its most primitive dimension. In them, there are only individuals of the same nationality.

The second dimension of the 'nation' is a kind of political community. Individuals under an exclusive governance of a state are members of a capitalist society, so that they have got formal equalities among themselves as bearers of the exchange of commerce. Then as the result of the progress of class and popular struggle under the development of capitalism, the proportion of the individuals getting suffrage in the people had become larger, and social policies by the state have added a certain level of substance to the formal equality of individuals. These have made the nation transform to the political community which was democratic but closed to outer individuals—aliens.

The 'nation-state' is the state which is politically based on this 'nation as a democratic but exclusive political community'. Its essential characters are as below.

- (1) Nation-states recognize their sovereignty—the monopolistic dominance to land and people—each other. However, this does not mean that there are no possibilities of wars, conquests, and colonization among states.
- (2) In the nation-state, individuals of its nationality are treated formally as equal. However, this does not mean that there are no substantial discriminations on the basis of property, job, gender, 'race', family, religion, language, and ethnos, which are often used by the state as an organization for class

domination for their purposes.

- (3) In the nation-state, the legitimacy of a state power ought to originate in the nation, therefore the suffrage of an individual who belongs to the nation is usually recognized. And political institution of the nation-state is constitutional and representative, in general. However, the degree of democratization of the state is decided by the achievement of class and popular struggles.
- (4) The foreigners residing in a nation-state have been excluded from a membership of a political community therefore their rights are at the discretion of the state. On the other hand they are put under the dominance of the state because of their residence in the territory of the state.

THE ETHNOS AND THE NATION-STATE

1 Ethnos and state

As we have seen before, the ethnos itself has no concern in the state in concept, so that there would be many patterns of relationship between them. But as nation-states have developed, there have risen the tendency that an ethnos wants to combine to a state exclusively. This combination should be called the 'ethno-state', I think. This 'exclusive combination' has two moments. One is an ethnic assimilation through state power by the dominant (state-combined) ethnos against people under the domination of the state; the enforcement of one signature systems that appear as a language and folkways. The other is the expelling of the people who is hard to be assimilated because of their ability of resistance or largeness of cultural or physical differences between the dominant ethnos. This policy is advanced sometimes violently as 'ethnic cleansing', or sometimes gradually as suppression to weaken the activities of ethnic minorities.

2 The ethno-state and the nation-state

Then, what are the conditions for the realization of this combination? The first dimension is material; a certain degree of development of communication and traffic system. The progress of printing technologies and establishment of printing industry were the ground of mass production and popularization of writings—publishing of magazines, newspapers, and books, which would be the method for enforcement of a certain written language against individuals. And broadcasting would be that of a spoken one. On the other hand, the development of railways, automobiles, steamers and institutions for them has become material bases for the dominant abilities of the state against land and people.

The second dimension is socio-economic. As the development of capitalist production had dismantled traditional subsistence economies and local market areas, individuals were thrown into a vaster economic area where they were forced to encounter people of various language and folkways. Moreover, industrialization and modern market economy under the capitalist production have

demanded individuals, who became managers, laborers or small producers of commerce, to be educated; obtaining literacy, having knowledge of science and mathematics.

The third dimension is political. There must be state power, which could enforce whole population of a state upon a certain language and folkways as the normative, and could imprint 'ethnic tradition' or 'mythology' to the people dominated. The state would be, therefore, required to have an ability to mobilize its resident children to the general education system, and finances enough to build schools all across the territory, and employ many teachers.

Then what has required the emergence of the ethno-state; the exclusive combination of a state and an ethnos? There may be three reasons, I think. The first requirement is the military one. The relentless military struggles demanded states to mobilize the people so as to build up a 'national army'. And vast difference in 'signature systems' among members—soldiers and commanders—must be diminished if this 'national army' had wanted to act effectively in their trainings and operations.

The second requirement is on capital-labor relations. The development of capitalist production has demanded the recruiting of workers from various regions. If labor needed by capital had been unskilled ones, the difference of signature systems would not be a problem. However, the importance of skilled and intelligent labor has increased, and so has the problem of communication among individuals in a factory.

The third one is on the administration of a border, which is an outcome of the exclusive dominance against the land by a sovereign state. A state must, as a new problem, have watched out individuals, goods and money which have come and go over the border. And if a people which do not belong to the dominant ethnos reside across the border, it would become harder for the state to control the trends above. And in such a case, the border might be changed unfavorably to the state if the neighbor state is powerful enough to enforce the change.

These conditions and requirements on the 'ethno-state' are results of capitalist production. The capitalist state, sovereign state, and nation-state themselves do not conceptually contain the ethnic homogeneousness. But the growth of capitalism had prepared and required the elements above, so the ethno-state emerged. Moreover, a nation as a political community, which has the formal equality among members and exclusiveness against aliens, has affinity with ethnic homogeneousness. Therefore, we should recognize that the nation-state has completed through the development of the ethno-state.

WHAT SHOULD WE THINK OF THE NATIONAL INDEPENDENCE OF AN ETHNOS?

As we have seen above, the ethnos is a social sphere where individuals could obtain the conditions for their smooth reproduction of lives, which is the basis of their human development. This sphere is restricted or destructed under the domination of other ethnos so that individuals belonging to the dominated ethnos are, as a result, have their lives disturbed seriously. The demand for the political

independence of an ethnos is ultimately based on this serious disturbance of human lives, therefore we should think that the purpose of it is to secure conditions for smooth reproduction of human lives; not political independence itself. If political independence of an ethnos constantly brings a serious decline of a living standard of individuals, confusion of society, or increase of political suppression, it ought to be estimated that 'putting the cart before the horse'. The strategic purpose of the ethnic policy today must be to realize the peaceful co-existence of ethnos or, at least, to control the violent friction between ethnos in regional or national areas. And the political independence of an ethnos should be regarded as one of the methods for preparation of better conditions for the reproductions of human lives and the development of individuals.

In global capitalism, however, a state has to be a capitalist state, and the capitalist state has to be a nation-state therefore the demand for political independence, if penetrated, would be oriented against the building of a nation-state. And this direction for the nation-state being founded on ethnic demands, the direction for the ethno-state would be empowered so that it would emerge as a 'national independence of an ethnos (NIE)'. It would have been a great help for building a new state since it could widen the basis of the movement for the new state among individuals and encourage the popular struggle. But it might intensify conflicts between ethnos at the process of, or after, the building of states. And if, unfortunately, these ethnic conflicts ignite prolonged wars or civil wars, the conditions of the life reproduction and development for individuals must be seriously damaged therefore the NIE as such has to be refused because of its contrariety to the original purpose.

I think that the NIE itself ought not to be refused. However, headquarters and activists of the ethnic movement must be required that they should be very careful at the decision of realizing the NIE. And the government of an ethno-state and individuals belong to the dominant ethnos must remember they could not justify their refusal of the demand for the national independence of ethnic minorities, if the conditions for the smooth life reproduction and development of these people are left unfulfilled or damaged.

NOTES

- 1) Edmund Leach, Culture and Communication: the logic by which symbols are connected, An introduction to the use of structuralist analysis in social anthropology (Cambridge: Cambridge University Press, 1976) p10
- 2) According to the materialistic conception, the determining factor in history is, in the final instance, the production and reproduction of the immediate essentials of life. This, again, is of a twofold character. On the one side, the production of the means of existence, of articles of food and clothing, dwellings, and of the tools necessary for that production; on the other side, the production of human beings themselves, the propagation of the species.

Frederick Engels, Origins of the Family, Private Property, and the State, Preface to the First Edition, 1884, cited from Marxists Internet Archive

(http://www.marxists.org/archive/marx/works/1884/origin-family/preface.htm)

3) Leach, ibid, pp10-11

This article is based on the paper for the 4th Forum of the World Association for Political Economy (May 28-29, Paris, France).

明治前期三重県域におけるマビキ慣行 --- 近代三重県域における人口動態の研究(6) ---

茂木 陽一

はじめに

筆者はこれまでに、伊賀地域で 1925 (大正 14) 年、1936 (昭和 11) 年に起こった大規模な 堕胎摘発事件の事例を検討し、さらに南勢・志摩地域を含めて 1930 年代後半に頻発した大規 模堕胎摘発事件の分析を通じて、近代社会においても近世期と同様に堕胎・嬰児殺を含むマビキ 慣行が残存している事を明らかにした¹)。それらの堕胎・嬰児殺は、貧困のみを原因とするものではなく多様な要因によって行われている事、未婚・寡婦の私通などよりも通常の婚姻関係にある夫婦間で行われている事、したがって、今日においては主として避妊によって実現している 出生コントロールの一様態としてとらえるべきであり、それ故、近代的マビキ慣行として把握されるべきである事を指摘した²)。また、明治前期以降の三重県域における堕胎摘発の動向を 概観し、1887 (明治 20) 年に高い摘発件数があり、その後は間歇的なピークを伴う低位安定の時期が続き、1930 年代後半になると総力戦体制の進展にあわせるように連年の大規模な摘発が続くという動向を確認した³)。

本稿では、特に 1887 年前後をピークにする堕胎罪体制成立直後の堕胎摘発の事例を新聞記事からひろって具体的に分析する事により、この時期の堕胎摘発の意味、あるいはマビキ慣行の実態を示す事を課題にする⁴⁾。

1 堕胎摘発の数量的動向

(1) 堕胎禁止規定の整備 改定律例から旧刑法の施行へ

本稿で対象とする 1878 年から 1888 年の 10 年程の時期は、堕胎罪についての法制上の位置付けが前後で大きく転換している。1880 年に制定公布された旧刑法は 1882 年から施行されたが、それまでは、堕胎行為の取締の根拠法令は 1873 年に制定された改定律例であった。改定律例の規定では、嬰児殺については人命律謀殺条例中の第 164 条に「凡嬰児ヲ殺ス者ハ各等親ニ照シ謀故殺本条ニ依テ科断ス若シ隠婆嘱託ヲ受テ殺ス者ハ嘱託スル者ト同罪5)」と規定されていたが、堕胎行為については人命律ではなく戸婚律立嫡違法条例中の第 114 条に「凡故サラニ堕胎スル者ハ懲役百日情ヲ知テ薬ヲ売リ及ヒ技術ヲ施ス者ハ同罪婦女雖モ収贖スルコトヲ聴サス6)」と規定されており、1881 年までのマビキ行為はこの規定に従って処断されていた。

1882年に施行された旧刑法では嬰児殺に関する規定はなく、一般の謀故殺にしたがって処理される事になった。他方、堕胎に関しては、「堕胎ノ罪」として第330条から335条に規定した。すなわち第330条においては「懐胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ堕胎シタル者ハー月以上

六月以下ノ重禁錮ニ處ス」として中絶した妊婦自身の罪を規定した。第 331 条は「藥物其他ノ方法ヲ以テ堕胎セシメタル者ハ亦前條ニ同シ因テ婦女ヲ死ニ致シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス」として、夫や家族などが薬物や掻爬手術などにより堕胎施術をした場合の規定となっている。第 332 条は「醫師穩婆又ハ藥商前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ」とあり、産科医や産婆などが堕胎施術を行った場合に前条よりも重科を規定している。第 333 条は「懐胎ノ婦女ヲ威逼シ又ハ誆騙シテ堕胎セシメタル者ハー年以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス」として、分娩を希望する妊婦の意志に反して堕胎を強制した場合の規定となっている。第 334 条は「懐胎ノ婦女ナルコトヲ知テ毆打其他暴行ヲ加へ因テ堕胎ニ至ラシメタル者ハニ年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス其堕胎セシムルノ意ニ出タル者ハ輕懲役ニ處ス」として、薬品や掻爬手術ではなく暴行によって流産させようとする行為に対しての重科規定となっている。第 335 条は「前二條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ癈篤疾又ハ死ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス」として堕胎の強制により妊婦を死傷させた場合の規定である70。

このように、「堕胎ノ罪」は中絶行為に関わる主体別の規定であり、妊婦、夫・私通相手や家族、産科医・産婆・薬種商をその対象として想定しているのだが、妊婦自身の罪費をも問う事により、堕胎ノ罪を適用されるのは圧倒的に妊婦本人となることになった。特に夫婦間の合意で行われる慣行的なマビキ行為の場合、殆どが妊婦と産科医・産婆の引致・起訴にとどまり、夫や私通相手が中絶に関わっていたとしても男性側の立件に及ぶ割合は非常に低かった。

(2) 警察統計にみる堕胎摘発の動向

最初に、前稿でも触れた所であるが 1882-1894 年 の期間の堕胎罪での摘発状況を確認しておこう。

表①にこの期間の逮捕者の数値データを掲載した。 1882, 83, 84 (明治 15 - 17) 年の堕胎就捕者数は「三重県警察一覧概表」の数値であるが、それによれば、おおむね 10 名前後になっている。1886 年の入監数は「三重県監獄統計」のものであるが、12 名の堕胎罪での在監数が記載されている。在監数と就捕者数とは必ずしも一致するものではないが、1886 年までは、旧刑法が施行された後でも堕胎摘発が大規模に行われる状況ではなかったと考えられる。

1887-90 (明治 20-23) 年の数値は「三重県警察統計表」によっているが、1887 年の 101 名をピークにして4年間ともそれまでの数倍の就捕者数を数えている。監獄統計の数値と重ねてみると 1887-1892 年にかけての6年間が、それ以前に比べて高い検挙水準

表①三重県における堕胎取 締の状況

締の状況										
西暦	随胎罪速 抑数	入監数	刑事統計 被告者							
1882	8									
1883	15									
1884	11									
1885										
1886		12								
1887	101									
1888	41	42								
1889	34									
1890	23	37	23							
1891		16	15							
1892		22	16							
1893		. 7	6							
1894		10	11							

1) 拙稿「近代三瓜県城における堕胎取締の 推移について」15頁の表を加工して作成。 2) 堕胎容疑就掉者数は「三重県警察一覧版 表」、「三重県警察統計表」による。

3) 随舶既決収監者・新規入監者数は「三重県監 数統計」・「三重県統計費」による。 にあることがわかる。

つぎに、1887-90 年の合計 199 名の就捕者数を警察署管内別に区分したものが、表②である。これによれば明らかに地域的な偏りが見られる。4 年間にわたって検挙者があるのは山田警察署と鳥羽警察署波切分署の2つであり、3 年以上にわたっているのは津警察署、相可警察署、上野警察署の3つである。検挙者の累計も波切署が62名、山田署が36名、以下相可署18名、津署16名、上野署10名となっており、この5つの管内が堕胎就捕者が集中している所だといって良い。郡別で見ると、安澱郡、奄芸郡、多気郡、度会郡、志摩郡、阿拝郡ということになり、後年大規模堕胎摘発事件が多発する南勢志摩地方と伊賀地方がこの段階から多数の堕胎就捕者を出していることがわかる。

また、1887年の波切署の47名が突出しているが、同年の同署の年間全就捕犯罪人数が97名であることと、同署の月別の就捕者数が11月と12月に集中していることからみると、大規模堕胎摘発事件が同署管内でこの年の年末に発生した事を示唆している。それに次ぐのが、1888年の山田署管内の25名であり、前後の年の就捕者数からみるとこれも大規模堕胎摘発事件である可能性がある。しかし、後述のように、新聞記事からはそのような大規模摘発事件を確認する事は出来なかったので、現時点では推測の段階にとどめざるを得ない。

それを除けば 10 名を越える年はあまり見られない。したがって、堕胎罪が刑法上に規定されたことに伴い強力な摘発体制がしかれて連続的に大規模堕胎事件の発生に至るというような理解は成立しないと思われる。

「全就捕犯罪人数」

表②明治20-23年警察署別堕胎摘発件数一覧

警察署\年次 1887年 1888年 1889年 1890年 4年間計 1887年 1888年 1889年 1890年 桑名 南大社・大泉原 四日市 菰野* N. 神戸 津 一身田* 久居 松坂 七日市・川俣* 相可 山田 神前・吉津* 鳥羽 q 波切* 尾鷲 木ノ元 上野 平田* 名張 阿保* 101 (24, 77) 41 (5, 36) 合計

^{*}印は分署。合計欄の()内は、男女別。

2 堕胎摘発の具体像の検討

(1) 伊勢新聞に見る堕胎関連記事の変遷

前節で見た期間に対応する伊勢新聞の記事を拾ってみた。表③は堕胎・嬰児殺に関連する記事について 1879-88 年の 10 年間の虽的推移を見たものである。一つの嬰児殺事件、或いは堕胎事件について何回かの記事になっている場合でも1件として記載してある。ただし、死体発見記事、あるいは堕胎・嬰児殺の風評が先行して、その後逮捕・起訴になったような場合は、両項目に1件ずつカウントされている。

表③年次別マビキ記事件数

【嬰児殺】

種類\年次	1879年	1880年	1881年	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年	1888年	累計
風評							1	1		i	2
死体発見	1		1					1	1		4
検挙起訴						1	1	3	.2		7
小計	1		1			1	2	5	3		13

【随胎】

E 35/14/8											
種類\年次	1879年	1880年	1881年	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年	1888年	累計
風評	2	1			1						4
死体発見								1	1		2
検挙起訴	3	2	2	2	2		1	1	4	1	20
小計	5	3	2	2	3		1	2	5	1	26

【マビキ】

種類\年次	1879年	1880年	1881年	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年	1888年	累計
風評	2	1			1		1	1			6
死体発見	1		1					2	2		6
検挙起訴	3	2	2	2	2	1	2	4	6	1	27
合計	6	3	3	2	3	1	3	7	8	1	39

- 1)伊勢新聞より作成
- 2)同一事件について複数の記事がある場合、まとめて1件とした。
- 3)ただし、同一事件が複数の種類にまたがる場合は、それぞれ1件とした。
- 4) 風評・死体発見・検挙起訴の区分は本文を参照。

風評とあるのは次のような事例である⁸⁾。

○果たして然るか 或いは身を殺して仁をなすといひ或いは子を害ふて孝を尽くすといふとも古き 昔には侭あることなれども是と夫とは事変はりて全く不景気の為に糊口に窮するが故なるか伊賀国 阿拝郡島ヶ原村の何某とかいへる者は若き時より博奕社会に入りて良からぬ行のみなし居たるもの なりしが妻を娶りて今は二十余歳にもなる女子さへある程なれば少しは身を慎み居たりしも此頃の 不景気にて口に糊することさへ叶はぬより家内を減せんとでも思ひ付きしものにや憐れにも娘お何 が生み落としたる小児を故意と水に溺らせしと同地にてとりどりの風説あるよしなるがまさか夫ん なこともあるまい (伊勢 85/6/5)

これは、島ヶ原村の男が妻の産んだ子を口減らしの為に水死させたのではという近隣の噂を

記事にしたものである。この後、この事件が公判に付されたという記事は確認できていない。このように、逮捕・起訴以前に噂として記事に採録されているものや、一般的な慣行についての記事を風評として区分してある。その後に、逮捕に至った場合もあれば、そのことを確認できずおそらく風評にとどまっている場合もある。死体発見とあるのは、嬰児殺もしくは堕胎による嬰児遺体や胎児遺体が発見された記事である。これも、その後逮捕・起訴に至る場合もあれば、そうならない場合もある。

表をみると、全般的に掲載記事は少ない。79 年に件数が多いのは、堕胎・嬰児殺の摘発によるものではなく、寄稿欄にマビキ慣行に関する論説とそれに賛同する寄稿が続き、それを風評としてカウントしたことによる。それを除けば、毎年 2-3 件程度の事件が記載されているのみで、公判記事でも重罪裁判に重点が置かれるので、嬰児殺についてはある程度記事になるが、軽罪に属する堕胎罪公判には殆ど全く関心が払われていない。それでも、86,87年に掲載記事が多くなっているのは、摘発件数の増加を反映しているものと考えられる。

(2) 堕胎記事の特徴

①伊勢国内におけるマビキ慣行の存在

表③にみるように、85年までは年間 2,3件の堕胎摘発記事が確認できるだけであったが、 風評としてカウントした記事をみると興味深い状況が浮かび上がってくる。78年4月の伊勢新 聞に連事樵夫は以下の論を寄稿した⁹⁾。

維新以降文物…日二月二拡張シ旧来蛮野ノ弊風ハ殆ント其痕跡ヲ収むるが如シ然り而余**輩**猶今日 ニアリテー種無比ノ酸毒醜悪ノ蛮風依然トシテ民間ニ存在スルモノアルヲ発見セリ之ヲ徴スルニ山 間僻諏ノ地方ニ於テ最其甚シキヲ見ル是■盛世ノ瑕瑾文明ノ怪物ナリト謂ハザル可ケンヤ

今余盎ハ突然斯ノ如キ不詳ノ語ヲ冒頭ニ掲出セハ読者或見ヲ… (中略) …茲ニ数年親ク其実地ニ就テ 聞知スル所ニ拠レハ昔年房総諸国ニ蔓延セルモノヽ如ク甚シキアラズト雖モ例スルニ方一里内一周 年概両三回該醜悪ノ行為ヲナスモノアリト而シテ此輩ノ僥ニ法網ニ漏レ刑典ニ脱スル所以ノモノハ 習慣ノ外シキ自ラ此罪累ヲ犯スモ硯然恥ルコトナク夷然恐ルヽコトナシ其父母隣人モ亦見テ怪マズ 因襲俗ヲナシ其罪悪ヲ暴白セザルニョルノミ其甚シキニ至リテハ年少子女ノ常トナシー般之ヲ目シテ仕舞ト云フ(蓋俗間事項ノ局ヲ結フヲ云ヒテ埒明クルト云フノ類カ) ■顧ハザルノ甚シキ其極倫理ヲ摩滅シ風俗ヲ壊頽スルヤ此ノ如シ思ヒテ此ニ至レバ未曽テ帳然嘆息セズンバアラザルナリ今余輩ノ論ズル所ハ唯目撃スル勢国一隅ノ地ニ行ハルヽニ過ギザルモノトナストキハ其害或小ナルニ似タリト雖モ想フニ決シテー小部分ニ止ラザルベシ然リト雖モ沿海輻輳ノ地域ハ都邑付近ノ村落ニ於テハ固リ此弊アラザルベシ故ニ今此等ノ地ヲ除キ残余ノ山村ニ一般行ハルヽモノト仮定セバ年ニ貴重ノ人名ヲ残害スル其レ幾許ゾヤ唯リ勢国ノミ行ハルヽモノトナスモ猶且然リ今此思想ヲ拡充シ延テ我帝国全州ノ各部ニ行ハルヽモノトセバ其害敢テ謂フ可ケンヤ… (■は判読不能)

ここでは、房総諸国ほどではないとしながら、伊勢国内においても、「仕舞」と称して、沿海 輻輳ノ地や都邑付近ノ村落を除いた山村ではおおむね一里四方に年間二三名の随胎行為が為さ れているというのである。そしてそれを「習慣ノ久シキ」と、従来からの慣行であると観察しているのである。

この連亭樵夫の議論にはさっそく賛同者が現れている。同年 5 月 4 日・6 日の寄稿欄に「連亭君堕胎ヲ匡救スル説ニ和ス」という次の一文が硯也散士によって投じられた ¹⁰⁾。

費社第十五号寄杏棚内二於テ連亨君ノ堕胎ノ悪風ヲ匡牧スルノー篇ヲ掲載スルヲ見ル此レ吾輩夙ニ 頭脳ニ感触シテ曽テ禿毫ヲ揮テ論究セント欲セシ事項ナリキ今君ノ切倉ヲ看テ再ヒ宿想ヲ喚起シ遂 ニ続貂ノ挙ヲ忘レテ蕪辞ヲ排列シ君ノ参観ニ供セント欲ス高説ノ如ク我勢国ノ旧慣ニ於テ堕胎拉児 ノ悪弊アルハ房総諸国ノ貧富寒棄ニ拘ハラズ一般公行シテ怪訝セザル如キノ甚シカラスト雖モ往々 隠微間ニ模糊ノ手段ヲ逞フスルハ巳ニ多クノ年所ヲ歴タリキ然ルニ現今ニ至り更ニ一層ノ潮勢ヲ増 加スルカト認視セザルヲ得ザルモノアリ此レ吾雖直接ニ目見セシニ非ズト雖モ間接ニ耳朶ニ違スル 事項ヲ推究シテ如是我観ヲ做スナリ其事タル如何トナレハ現今中下産ニ列スルノ人民ハ互ニ糊ロヲ 軽視スル能ハザルヨリ婢妾両■ヲ執リ且執ラシムルモノ頗ル流行スルガ如シー朝月事阻隔ヲ告ゲ肚 裏塊肉ヲ凝成シ既ニ大期ニ至レハ主使者ハ被使者ヲ予テ紹介セシ家ニ送還シテ分娩セシメ赤子ニハ 与フルニ昇天ノ薬ヲ以テス蓋赤子ヲ授受スルノ定価金十円ナリト又直ニ定価ヲ産婆ニ附シテ所謂仕 舞ハシメ現ニー婢ニシテ自産スル所ノ十一子ノ従跡ヲ知ラザルモノアリト夫レ堕拉ハ旧慣ト雖モ萬 巳ムヲ得ザルノ施為タルヤ必ナリ然ルニ現今ハ在■シテ社会ニ十円ノ時価ヲ生ジ各自夷然トシテ取 引スルハ豈ニ拉児手滑ニシテ該悪風ニ一層ノ潮勢ヲ増加スルニ非ズシテ何ゾヤ此レ君ノ痛憂ニ雷同 シテ更ニ歎一歎ヲ深クスル所ナリ

と述べられており、「往々隠微間ニ模糊ノ手段ヲ逞フスルハ已ニ多クノ年所ヲ歴タリキ」と連 亭の議論に賛同するだけでなく、「然ルニ現今ニ至り更ニー層ノ潮勢ヲ増加スルカト認視セザル ヲ得ザルモノアリ」と近年にいたり、むしろ増加傾向にある事を指摘する。また産婆による「仕 舞」の他にも、分娩後において「主使者ハ被使者ヲ予テ紹介セシ家ニ送還シテ分娩セシメ赤子 ニハ与フルニ昇天ノ薬ヲ以テス蓋赤子ヲ授受スルノ定価金十円ナリト」と始末料を出して貰い 子の形式を取った他家での嬰児殺があることを紹介している。これは、後述するように養育料 を添えた貰い子が実はマビキ慣行の一変形である場合があることを示している。

79年6月には「大淀浦の景況」という記事に、南勢多気郡の大淀村において毎年七八十人の 堕胎が行われていることが記されている¹¹¹。

○大淀浦は伊勢国著名の海浜にして旧跡等最も多く…方今山大淀中大淀(多気郡)東大淀(度会郡に付く)の三郷に分れ戸数総計一千戸有リ…此地一種の悪弊ありて毎年堕胎する者七八十人なり、而れども一人の発露せし者無きは亦奇妙ならすや

大淀浦は戸数 1000 戸の大村であるが、そこで毎年 7,80 件の中絶が行われ、しかも検挙されることがないという記述は、まさにマビキ慣行が継続している状況を示している ¹²⁾。 また、83 年 7 月の奄芸郡稲生村・久知野村での堕胎検挙を報じた記事には次のような記載がある ¹³⁾。

○堕胎者被縛 奄芸郡稲生村久知野村辺には往々淫風の悪き所にて若き娘の野合する後家の内■■ を孕むことの多ふき故にや堕胎する者も間々あるので予てより警官には此悪弊を駆除せんと尽力せ られしが此頃両名程堕胎せし者を捕縛なりし由なるかどうぞこんな悪弊は何所も速く消滅させたき ことにこそ

奄芸郡稲生・久知野村については、何回かの記事で同地域での若者組による性的な放埒の状況が報じられており、それとの関連で寡婦による私通・懐妊と堕胎が横行していると指摘されている ¹⁴⁾。 そこで具体的な証跡を掴んだ警察が逮捕に踏み切ったケースのようである。

これらの風評記事は、いずれも伊勢国内の状況について述べられており、後年に大規模堕胎 事件が多発する伊賀・志摩地域のことではない。そこからすると伊賀・志摩地域以外の伊勢国内 を含む三重県域全域において広くマビキ慣行が残存している状況を確認できるだろう。

②刑法施行以前の堕胎摘発事件

つぎに堕胎摘発の具体的な様相からその特徴を確認していきたい。堕胎摘発に関連する記事を時系列に並べたものが表①「伊勢新聞に見る堕胎関連記事」である。風評などを除けば、1 - 19 の番号を付した 19 件が堕胎摘発事件としてカウントできる。それぞれの記事内容の要約と、堕胎の理由、堕胎者の身分、施術者について判明する分を表中に示した。

1881 年以前の堕胎摘発件数としては 7 件を確認できる。そのうち、産婆が堕胎の周旋を行ったとして検挙された例を除くと、身分的には未婚女子が 3 件、赛婦が 1 件、娼妓 1 件、妻 1 件となる。堕胎理由としては私通 5 件、養育困難 1 件である。マビキ慣行との関連でいえば、2 番の養育困難を理由に妻が中絶を依頼したケースが注目される。松阪殿町寄留の西尾半助の妻 (32 才)が、既に 2 人の子持ちである所に 3 人目を懐妊したため、養育困難から堕胎を決意し、松阪新町産医の辻原卯吉に堕胎施術を依頼したというものである。処置料 1 円を 10 銭にまけて貰う代わりに産医と交情したことを知った夫が逆上して、大暴れした後自首した為に、妻と夫と産医の三人が拘引されたのであるが、「早二人の子供もありしに今又一人の子を孕み六ヶ月に相成りしが此子を産み落としては赤貧の上迚も養い難かるべし不如堕胎致さんにはと不良ぬ事とは知りながら夫婦熟談致せし上兼て産医と聞及びたる同所新町辻原卯吉へ只管頼みしが卯吉も一応断れども夫半之助も承知なりとて強て申したるにぞ半之助と談合致し療治料并に薬代とも一円の所 150 」とあるように、通常の婚姻内の夫婦が生活困難を理由に合意の上で産医に中絶を依頼したケースである。これは、警察の堕胎捜査によって発覚し検挙されたのではなく、夫が嫉妬による暴行を悔いて自首したことに伴って堕胎罪が発覚したのであるから、通常の場合、見逃されていた可能性が高いと思われる。

量刑がわかるのは 3 番のケースである。勝田村弥一妹と村内男子とが私通・妊娠した為,母親が産婆に依頼して堕胎させたという事例だが、弥一妹が懲役 80 日、母が懲役 15 日、相手の男子が杖 80、とそれぞれ情状を酌量されているのに対し、産婆は懲役 100 日を言い渡されており、酌量無しに改定律例の量刑が適用されている 16)。

この時期に検挙されるのは基本的には未婚女子・寡婦が私通妊娠して産医・産婆の施術で堕胎したというケースであり、いわゆるマビキ慣行による摘発はほとんど無かったと考えられる。

表④伊勢新聞に見る堕胎関連記事

新脚年月日	番号	原因	身分	処置者	記事
1878/04/17	1	私通	娼妓	情夫	松坂川井町貨座敷春木屋主人某は出稼の娼妓熊江と関係、妊娠させたので、堕胎を工夫し、
					「それとなく薬三服を与へ」たが失敗、熊江は情夫と共に警察に訴える。 連亭機夫稿 田舎に引っ越して観察してみると、昔の房総諸国ほどではないが、だいたい1
					型型体大機 田舎に切っ越して破壊してみると、昔の房秘語圏はとてはないが、たいだい。 里四方で年にニ三回の堕胎が行われている。なぜ法に引っかからないかと言えば、慣習化し
1878/04/24			1	i	ているので、誰も告発しないからである。都邑付近や沿海輻輳の地はこの弊害はないが、残
			[りの山村で堕胎が行われているとしたらずいぶんな数である。
			l	j	「連亭君墮胎ヲ匡救スル説ニ和ス 砚也散士」 伊勢国は堕胎の旧慣があり、房総諸国ほど
			i	İ	ではないが、隠欲間に模糊の手段を執ってきた。それが近年むしろ増加しているようであ
1878/05/04			l	l	る。聞く所では、中下産の人民は婢妾となるのが流行で、一旦妊娠すると主人は予て紹介し た家に送って分娩させ、赤子に昇天薬を与える。赤子の始末の値段は10円である。あるい
					は、直に隠婆に10円を渡して「所謂仕舞はしめ」るものもある。現にある下女は11回の出産
				İ	をしながら子の行方を知らない。
1878/05/06					「連亭君堕胎ヲ匡牧スル説ニ和ス 砚也散士」続き。マビキを防ぐには、演説会を開いて啓
1010/00/00					製活動をすべきである。
1878/05/08	1				4/17の続報。その後、春木屋娼妓22,3名が抗議で全員退去し、主人が折れて二度と手を出
			-		さないなど十ケ条の約定を結ぶ。 飯高郡藤の木村で松坂殿町寄留の西尾半助の妻しま(32歳)は二人の子持ちで,三人目が出
		養育	١	l	来て、6ヶ月目、赤貧養育困難から堕胎を決意し、松坂新町産医辻原卯吉へ依頼して処置料1
1878/05/10	2	困難	娎	産医	円を10銭にまけて貰い堕胎施術をした所、夫の知る所となり、大暴れし、5/4に警察に拘引
					ent.
1878/08/02	3	私通	未婚	産婆	第二区勝田村弥一妹某と高吉が関係・妊娠、母に相談して産婆に依頼して堕胎。裁判判決が
1010/00/02		1440	7570	/E.W	出て、弥一妹は懲役80日、母は15日、高吉は杖80。
1879/06/17					大淀補の景況 此地一種の悪弊ありて毎年堕胎する者七八十人あり
1880/08/12	4	私通	未婚	ሰ夫	粟加村お松が近所の触頭に妊娠させられ、堕胎薬を服用させられて死亡したという噂
1000/10/00					南勢二見郷に療治家が現れ、娼妓や私通の娘が押しかける。堕胎治療のようである。
1880/10/08			ļ	<u> </u>	
1880/10/19	5	私通	未婚	l	多気部内座村クマという娘が田屋村周五郎と私通・妊娠し、4-5年前に堕胎したのが、このほど解見。
			 		区 時 元。 阿拝郡玉滝村服部惣助妻キウが数年前から産婆業で堕胎の周旋をしていたことが発覚して上
1881/05/06	6	周旋	産婆	産婆	野警察署へ引致。
1881/07/17	7	私通	寡婦		上野農人町の酒造綿嘉の後家の堕胎が発覚し、懲役となる。
1883/03/17					陋習 奄芸邸の各村、就中稲生村は若者組がやりたい放題なので、婦女子もこれを見習って
1000, 00, 11			<u> </u>		胚け落ち、筋胎の悪例が陸続として跡を絶たない。
1883/03/28	8	私通	同居人	産爺	名
			<u> </u>		奄去郡稲生村·久知野村あたりは堕胎の悪弊のある場所だが、このほど両名ほど堕胎容疑で
1883/07/13	9				連捕された。
1884/03/15					不仁の所業 明治13年の統計を紹介。堕胎罪は男155名、女403名
1885/03/10	10	私通	未婚	阻胎巧者	伊賀森報 種生村娘が私通・懐妊し、川上村大治郎の手で強制的に堕胎させられた事件で、
1000, 00, 10		124	71.76	565,014 5 14	娘の相手の男と施術者の大治郎が引致される。
1885/05/09	10		1		伊賀阿保交番所部内彙報 春来の躭碑者は窃盗10名、重罪1名、堕胎2名で、川上村の大竹大 次郎は数年来堕胎手術を施していた。
	<u> </u>				取闘及処分 伊賀郡老川村堕胎施術者大竹大次郎が種生村小竹キサに施術した事件で、6/4
1885/06/12	10				に判決。
1886/02/26		私通	未婚	産婆	附録 堕胎の発覚 安濃郡平木村中尾せいが私通・妊娠により安濃村岡山多市母おきぬ(産
1886/02/26	- ''	TARE	A*U	/H.W	婆) の施術を受ける。
1886/08/04			1		山田通信 川崎町の村井某の床下から嬰児の死体が発見される。私通堕胎の嫌疑で捜査中
			-	<u> </u>	上野通信 8/7夜に忍町南部学校近傍に腐臭甚だしい糞包みが発見され、「或は堕胎せし小
1886/08/14	l		1		上野畑は 8/7夜に忍可用部子仅近傍に腐臭をたしい染色みが発えされ、「坂は塩品をしか」
	<u> </u>		4-15-4-	 	斑胎発覚 安濃郡小野平村沢定八長女イシ (24) が妊娠三ヶ月で、同郡野口村堤イハ (49)
1887/02/10	12, 13	私通	未婚赛 婦	堕胎巧者	国船免見 安禄部小野平村沢足八投女イン(24)が妊娠ニケ月(、同部野口村堤イン、(15)
	ļ		th th		
1887/02/16	14,	私通	未婚、		安康郡草生村紀平カネ(22)が私通・妊娠。紀平コウ(30)、紀平カル(22)も私通で妊
	16	イム人出	寡婦2		〜
	17				死児発見 阿拝郡久米川原に7-8ヶ月の胎児が投棄される。
1887/02/22	11		 	ļ	阿拝郡木與村森谷トメが上野愛宕町谷本サカ (87) の施術により2/19に久米川村川原に堕胎
1887/04/10	17	1		堕胎巧者	阿洋郡木與行森谷トメが上野愛宕町谷本サカ(87)の施府により2/19に久米川村川原に塩船 児遺体を投棄したとして両名が拘引。
<u> </u>		<u> </u>	1		弦胎発覚 阿拝郡上野忍町士族寡婦喜多島ナホ (38) が私通・妊娠、情夫の施術で1886/9/に
1887/05/24	18	私通	赛姆	情夫	堕胎。両名とも引致取闘中。
1000/06/04	19			産婆?	堕胎者捕縛さる 6月上旬に阿拝郡大野木村上野町寄留杉本リサ (63) が上野町竹村ユキ
1888/06/24	19		<u> </u>	ERT 255 L	(43) の堕胎を幇助した容疑で上野治安裁判所検事に送検される。
1888/07/12	19	l		1	竹村ユキ・杉本リサの堕胎罪公判が行われ、竹村は刑法330条により重禁錮ニヶ月、杉本リ
- 300, 31, 12	٠,	L			サは刑法330条、332条により <u>重禁闘四ヶ月の判決 </u>

③刑法施行以後の堕胎摘発事件

82年-88年では、12件の堕胎摘発が確認できる。刑法施行以前に比べて増加しており、14-16番のように同一村内で複数の検挙が行われるなど、マビキ慣行に対する取締が一定度強まっている状況が見られる。しかしながら、理由が示されている9件はすべて私通であり、身分も未婚か寡婦である。この点では、それ以前の検挙と同じ性格を持っており、刑法施行によってマビキ慣行の摘発が強まった結果とはいえない事例である。

他に注目すべきケースとして、10番の事件は、種生村の藤治郎が同村の小竹サキと私通・懐妊させ、老川村大治郎に堕胎施術を行わせたところ、サキが重篤な状態に陥ったため、それを知った親が阿保交番所へ訴え出て藤治郎と大治郎が逮捕されたものである¹⁷⁾。この事件で施術者の大治郎は数年来堕胎手術を施していたとされ、上野治安裁判所の判決では大治郎・藤治郎が重禁錮2ヶ月、サキが重禁錮1ヶ月となった¹⁸⁾。サキには刑法第330条を大治郎・藤治郎には第331条を適用し、被害者でもあるサキについては酌量によって最も軽い量刑にしたと思われる。

この記事からは、大治郎は堕胎施術を生業としているように思えるが、他の被施術者の芋づる式の検挙は見られない。この点も、この時期の検挙が後年のように一人の施術者の検挙から 他の被施術者へ芋づる式に検挙を広げていく性格のものではないことを示している。

また、19番のケースは上野幸坂町の竹村ユキの堕胎施術を行った杉本リサがその胎児を持ち帰り、蒸し焼きにして梅毒の薬として売り出そうとしたという事件であるが、被施術者のユキは第 330 条を適用されて重禁錮 $2 \, \mathrm{rf}$ 、リサは第 332 条により重禁錮 $4 \, \mathrm{rf}$ の判決を受けている $^{19)}$ 。この場合,記事には書かれていないが、リサは産婆或いは薬種商だった可能性がある。 19 件のうちの 11 件について、判明する堕胎施術者を見てみると、産婆が 4、産医 1、産爺 1に対して、産婆・産医などと示されていない堕胎巧者が 3、情夫 2 であり、堕胎施術においては、産婆・産医が従来の取上婆的な堕胎巧者に代わりつつあるといえるだろう。

以上のように、この時期の新聞記事となっている堕胎摘発事件を見てみると、未婚子女や寡婦が私通・妊娠の処置として行うものが中心であり、施術者も産婆・産医が多い、というように、 筆者が前稿で分析した慣行的な堕胎行為ではなく、事件性の強いものが中心である。

そのことは、事件の発覚自体も、慣行的な堕胎行為を警察が取締対象として捜査した結果というよりは、他の事件との関連で生じたものが多いことからもいえるだろう。検挙に至った経緯を見ると、1 番のケースは堕胎薬を飲ませようとした妓楼主人を娼妓が警察に訴えたものだし、2 番のケースは嫉妬した夫が施術者に暴行を加えて自首したものである。10 番は未婚女子の親が堕胎施術者と相手の男を警察に訴えたものだし、12 番のケースは、堕胎を行ったことを嗅ぎつけた別の男に強請られたことが警察に探知されて発覚したもの、19 番は施術者が胎児遺体を薬にしようと隠し持っていたことが発覚したからである。このように、1925 年の名張大堕胎摘発事件のように警察署が予め堕胎摘発の方針を固めて捜査に取りかかり、芋づる式に検挙範囲を拡大していく、というものでは無く、別事件の副産物として堕胎摘発がなされるという割合が比較的に多いのである。

(3) 嬰児殺記事の特徴

つぎに嬰児殺に関する記事を検討したい。堕胎検挙と同様に嬰児殺に関するものの内容を時系列に並べたものが表⑤「伊勢新聞に見る嬰児殺関連記事」である。逮捕・起訴まで進んだ事件は6件確認できる。いずれも刑法施行以後に検挙されており、改定律例の適用はない。堕胎の場合と異なり、未婚・寡婦の私通よりも通常の婚姻の中での妊娠・分娩から生活困難のために嬰児殺に至ったケースの方が多い。その点からすると、堕胎によって処理すべきところを種々の理由で分娩したために嬰児殺に至らざるを得なかったケースと考えられる。

例えば、3番のケースは、上野町の未婚岡出ふさ (23 才) が分娩後、母と共に嬰児を圧殺し、 死体は母親が墓地に投棄したものだが、「第一ふさのハ管テ同所愛宕町大江末八ト私通同寓妊娠 ノ末末八ハ窃盗ノ罪ヲ犯シ逮捕処刑ヲ受ケタルヲ以自宅へ立帰り苦心中明治十八年九月十五日 男児ヲ挙ルモ養育シ能ハザルコトヲ慮カリ殺意ヲ生シ²⁰⁾」とあるように、情夫と同棲して事実 上の結婚生活を送っていたのが、妊娠後、情夫が窃盗罪で逮捕されたため、やむなく実家へ戻 り分娩・出産したものの生活困難から圧殺したというものであるので、私通妊娠とはいささか事 情が違う。

表⑤伊勢新聞に見る嬰児殺関連記事

新聞年月日	番号	原因	身分	処置者	昼刑	記事
1881/04/07						三重郡日永村加藤吉蔵宅の軒下に生後6ヶ月ほどの 女児の遺体が投棄されていた。
1884/02/22	1	私通	未婚	母		内心如夜叉 飯野郡魚見村門前で娘の密通で生まれた子を嬰児殺し、母が捨てた容疑で拘引される。
1884/02/23	1					内心如夜叉 続き
1885/05/07	2					重罪公判 伊賀郡上野村角野孫市が嬰児圧殺の容疑 で起訴される。5/8に公判の予定。
1885/05/15	2	私通	尼僧	情 夫		重罪公判 5/7の記事の続き5/8公判、5/15判決
1885/06/05						果たして然るか 島ヶ原村の男が困窮から娘の産ん だ嬰児を殺したとの風評
1886/02/21	3	養育困 難	未婚	母・本 人	母、娘共 に有期徒 刑12年	重罪公判 上野町岡出れい (54) 岡出ふさ (23) に 嬰児殺の嫌疑で12年の判決が出る。
1886/04/15						嬰児死骸 阿拝郡荒木村字滸水で嬰児の死骸発見。 野獣が墓から咥えてきたものかとの噂。
1886/08/10						亀山通信 羽若村に死児遺体が投棄されていた。私 通の児かという噂
1886/09/03	4					亀山通信 羽若村末五郎妻ヒサノが男子出産後、竹林に投棄したことが発覚して交番所に引致される。
1886/09/15	5	養育困 難	娈	本人・ 母		重罪公判 南牟婁郡木本宿日雇森本善六妻カン (32) が4/14に行った嬰児殺の公判
1887/02/10	6	發育困	菨	本人・弟		阿拝郡円徳院村で嬰児殺
1887/03/06						上野通信 寺町念仏寺墓地に嬰児の死体が投棄され ていたのが見つかる。
1887/05/26	4	袋育困 難	娈	本人	重懲役9年	実の子殺し 鈴鹿郡羽若村の妻葛西ヒサ (18) は分娩した一男を寧で来るんで村の溝に捨てたのが発覚し、名古屋重罪裁判所で懲役9年の判決。

※伊勢新聞より作成

5番のケースは「日雇稼森本善六妻カン(三十二年九月)が嬰児を故殺せし件にて該善六は昨年来疾病の為め家業も出来難く殊にカンが実母ノブ(五十六年)と云ふ老婆の外に四人の子供も

ありて七人の家内を漸くカン一人が日雇杯を稼ぎ喝喝其日を暮らし居たるに本年四月十四日一人の嬰児を分娩せしかば斯く家内の増加なしては向来の目的立難くと女の浅知恵にも該嬰児を産と其侭鼻を押して死に致シ²¹⁾」というものであり、これも夫の疾病により生活困難を来したという事情があった。

6番のケースも「家素より赤貧にして搗て加へて妊娠後夫政右衛門は何地へか逃亡し其踪跡の知れざるより愈々養育の目途なきを観念せし者と見へ生み落とすや直ちに膝下に敷て無惨にも之を圧殺し²²¹」とあるように、妊娠後に夫が逃亡・失踪した為にそのまま分娩し、生活困難から圧殺したという状況であった。

このように堕胎の失敗による処置として嬰児殺があるのだが、刑法の適用により嬰児殺は堕胎に比べたときよりはるかに重科が適用されることになった。3 番のケースでは有期徒刑 12 年が言い渡されているし、5 番の例では無期徒刑に情状を酌量する求刑が為されている。4 番のケースでは養育困難による嬰児殺に重懲役 9 年の判決が出されている。堕胎罪がいずれも禁錮 1 ヶ月から 2 ヶ月程度だったのにくらべれば、一般の謀殺と同じ量刑になるために非常な落差があるといえる。この点、前稿で明らかにしたように、大正・昭和期の嬰児殺公判の場合、懲役 2 年程度で執行猶予が付くという判決がほとんどであるのに比べても甚だ重科であるといえる 2 2 3 3 3

こうしてみると、刑法の施行によって大きな変化があったとすれば、それは堕胎に対するよりも嬰児殺に対する取扱だったといえるだろう。生活困難や養育困難から出生コントロールが必要な場合、堕胎によって処理するか、嬰児殺によって処理するかは摘発された場合の量刑が天と地程にも違うのであるから、刑法によるマビキ慣行への抑止効果は嬰児殺の方により強く作用したと考えて良いのではないだろうか。このことは、マビキ慣行における比重が嬰児殺から中絶へと大きくシフトしていった可能性を示唆するものである。

(4) 養子・貰い子とマビキ慣行

もう一つ検討を要するのは、養育料を添えて貰い子に出す慣行である。81 年 8 月に発覚した 事件では、「一志郡本村百五十六番地児島ユキ(四十年) こそ演技でする安達ヶ原の老婆よりも 猶ほ残酷なる鬼婆にて是迄他家より子供を貰ひては悉皆縊死し人は知らぬと思ひの外遂に其筋 の耳に入り久居警察署へ拘引されしが ²⁴⁾」と報じられ、実に 11 名を養子として引き受けては 殺害していたと報じられた。

84年6月には「奄芸郡一身田の裏町に住む車夫何某が女房は己れが実子のある所へ或る方より金二十円を付けて赤児を貰い受け養育なして居たりしが該児は病身なる所へ乳餌の乏しき故にや疲労衰へて此世の者とも思われず誠の親が見たならばさぞな憫然に思ふやらん杯近隣の者も言い合いゐしが去月下旬俄に該児の死去せしかば近き或る寺へ埋葬せしが其死亡の変痴奇だと云ふ噂のバッと高くなりて遂に其筋の聞く処となり四五日以前該児を葬りし墳墓を暴き死体を掘り出し実現ありしに犯跡現然たるより彼の女房は直に捕縛となり当警察署へ送られたりと

ぞ²⁵⁾」(伊勢 84/6/20) と死亡届を作成した医師と共にこの車夫の女房が拘引されたことが報じられている。

また、津西裏福万寺前の脇田千吉妹が私通妊娠し、堕胎もならずそのまま分娩した後、養育料 10 円を添えて 83 年 6 月中に佐野川源蔵に養子として引き取って貰うが、源蔵は結局養育の手が回らずに、下部田山伏村の野村奥之助に養育料 7 円で引き取らせる事にしたところ、これも整わず、7 月 9 日に源蔵方に差し戻され、7 月 12 日に赤児は死亡した。死体を素麺箱に入れ隣家の軒下に埋めておいた所、近所の評判から源蔵が警察に引致され、死骸が掘り出されて、故殺か病死かの取調が行われた 260。このケースは、私通妊娠の処理として堕胎、嬰児殺意外にも養育料を付けた養子が選ばれる事を示唆している。特に、経済的な困窮層で養育料目当てで繰り返し養子を引き受ける場合は、しばしば虐待による死亡を引き起こした。また養子に出す側も、そのことをある程度承知で行っているのではないかと思われる。この点は、前述の硯也散士の寄稿文にも触れられている所であり、マビキ慣行の一つの変形となっていることが考えられる。

つまり、妊娠-堕胎-嬰児殺-養子死という一連の出生コントロールの流れが存在していた のであり、刑法の公布・施行はその流れの中の堕胎と嬰児殺の間に大きな断絶を作り出す効果を 持ったと考えられる。

3 近代産婆の展開と堕胎摘発の関連

この時期の新聞記事において注目されるのは、堕胎関連記事の少なさに比べて近代産婆の養成に関わる記事が際だって多くなってくることである。そこで、最後に三重県における近代産婆の成立・展開の中で明治 10 年代から 20 年代がどのような意味を持つのかについて検討しておきたい²⁷⁾。

(1) 山内養順の産科家塾設立

1877年11月、山内養順は津立町に「変則産科家塾」を開き、産科学に基づく近代産婆の養成を開始した。山内養順は元津藩藤堂帰雲の家臣で内科、外科、産科を研究し京都で医術を修めた後、津で監獄医となり、種痘免許・産科免許を取得して医業を開業した人物である。この家塾には「新式卒業之部」と「速成之部」の2コースを設けて翌78年6月には7名の第一回卒業生を送り出し、その後も順調に卒業生を産みだしていった。新式卒業之部の修得科目は、産婆心得・婦人骨盤の位置・妊娠経遷胎児発育及摂生法・婦人生殖器造構及効用・分娩前後及嬰児の処置・妊娠の兆候及活胎死胎の徴候・産婆に係る手術・月経及受胎の理であり、速成之部では産婆心得・骨盤の位置及生殖器の効用大意・妊婦摂生法及胎児の発育大意・分娩前後及嬰児の処置・産婆に係る手術を修得することとされ、近代的な産医学を基礎とする産婆術の修得が目指された280。

(2) 三重県「産婆規則」の布達と鑑札交付

81年6月28日に三重県は県甲第105号として「産婆規則」を布達した。そこでは、産婆開業の要件として第一条に「修学履歴書に公私学塾の卒業証書写若クハ師家習熟ノ認可書ヲ添へ開業鑑札願出へシ」とされ、産婆私塾卒業資格を以て県に開業申請を行うことが出来るようになった29。三重県統計書の記載によれば、1882年の産婆のうち本免状が5名、仮免状が630名である。この仮免状は「産婆規則」にしたがって、鑑札を与えられ三重県限りでの営業を認められた分である。この段階では産科私塾の卒業生はまだ少なく、ほとんどは従来からの取上婆的な産婆が鑑札を交付されて県限りの営業を認可されていた。そうした、従来からの産婆の残存は各地の医師や衛生委員によって批判的に見られていた。例えば、83年の事例であるが、北牟婁郡では「産婆は十名ありと雖も只旧来の風習に固着したる眼に一丁字なきものの如く其施術たるや自然の見分等より取扱上巧者に出たる者にして未だ其産科術を熟知せざるもの多きに似たり30)」という状況であった。まさにこのような「取扱上巧者」に代わる者として期待されたのが産科家塾出身の新産婆であった。

(3) 近代産婆養成への取り組み

津で山内養順が産婆育成に取り組み始めた頃、79年8月には員弁郡阿下喜に共牧社が設立され、ここでも産婆養成が開始された³¹⁾。しかし、共牧社は81年11月に経営不振で閉鎖されてしまう³²⁾。それに対して養順は83年4月から5月にかけて、松阪・田丸・鳥羽で産婆会を開催し近代産婆の必要性を説いて廻った³³⁾。養順の産婆会開催による啓発活動は各地の衛生委員達の支持を集めた。田丸での産婆会に際しては「田丸町に於いては産婆衛生委員等同氏を招き産科の必要なる点に付き説明を受け且つ器械等に至るまで逐一氏に質すの姿となれり是に由て之を観れば遠からず郡内一般に普及するの状況なり³⁴⁾」と多気郡の衛生委員達が養順の活動に期待を持っていた。83年9月には私塾を「温故堂産科私学校」と改名したが、この際の開校式には安磯・答志・英虞郡長が列席した³⁵⁾。ここにも郡政当局者の近代産婆への強い期待が表れている。

温故堂以外にも近代産婆養成の動きは髙まっていた。83年4月、四日市の伊藤春東らは産婆養成所設置へ向けての協議を進め³⁶⁾、同年10月には桑名の医師が産婆学校教授場を宮通に開設した³⁷⁾。

(4) 三重県「産婆養成所通則」の布達と「産婆開業及試験規則」の施行

84 年に三重県は甲第 113 号として「産婆養成所通則」を布達した 38)。養成所では一年の修業年限で、卒業生は試験免除で産婆開業免状を下付されることになった。85 年には「産婆規則」に代わって「産婆開業及試験規則」が施行され、第二条で「開業ノ免許ヲ得ントスル者ハ年齢二十年以上ノ婦人ニシテ其修学ノ履歴書ニ師家習熟見認メ書ヲ添へ開業試験ヲ願出ツヘシ而シテ応答合格ノ者ニハ開業免状ヲ授与スヘシ」とされた 39)。これにより、新規に産婆になろうと

するものは産婆養成所を卒業して開業免状を得るというコースによらざるを得なくなり、「産婆規則」の段階で鑑札を得ていた旧産婆は漸次、県限免許(免状)を持つ新産婆に置き換えられていくことになった。それに対して温故堂卒業により鑑札を所持していた産婆たちは順次試験合格により新免状に切り替わっていった 400。

(5)産婆養成所の簇生

産婆規則の変更を受けて、県下各地に新産婆の養成所が設立されていく。84年6月には桑名 済成社が養成所を開設し、それに伴って郡長・衛生委員に対して産婆養成方法を通知し協力を仰 いだ。それは以下のように、旧来の産婆の再教育と新産婆の養成を目指すものだった⁴¹⁾。

- 一、市街及ひ接続村に居住する開業産婆は少なくも毎月五会以上出場し教授を受くべし
- 一、村落居住の開業産婆は少なくも毎月三回以上出場教授を受くべし
- 一、受持部内に開業産婆は勿論有志生徒有之衛生委員は毎月一回必ず産婆教授場へ出席簿に就き勤惰 を検査すべし
- 一、百戸以上聚落の地に於は精々勧奨を加へ有志生徒一人を産婆教授場へ入学せしむべし 但百戸未 満の村落は便宜給合を設け養成の法を設くべし
- 一、疾病或いは事故ありて一二項の通り出場し能はざる時は届**書に所属衛生委員の検印を受け産婆教** 授場へ差出すべし
- 一、事故無くして出場せざる者ある時は戸長衛生委員に於て篤く説諭を加ふるものとす

7月には四日市精勤社と地元有志の拠金により四日市境町に四日市産婆養成所が開業した ⁴²⁾。 同養成所は、85年には郡町村連合会の資金援助を得て大矢知分教場、菰野分教場を開設した ⁴³⁾。 さらに、個々の医師が産婆養成所を開く例も現れた。85年7月には白子の開業医が産婆養成所を開設し ⁴⁴⁾、同年9月には一身田に藤井産婆養成所が開かれた ⁴⁶⁾。

こうした養成所新増設の動きの中で、温故堂産科私学校も 84 年 8 月に学則の改定を行い、従来の新式、速成の過程を改めて、内務省免許を目指す甲課程と三重県免許取得の為の乙課程とに課程を区分した ⁴⁶⁾。以後、温故堂私校は県内各地に支校を続々開設していく。84 年中に 菰野、松阪、田丸、鳥羽、尾鷲、木之本に支校を開設し、85 年には山田、五ケ所、慥柄に支校 を、86 年には亀山、上野、久居に支校を開いた ⁴⁷⁾。温故堂の卒業生は各支校の助教となる他に、各地で設立される養成所の助教にも派遣されていった。

85年7月の温故堂産婆会の際には「去る十年以来温故堂産科私学校並に支校分教場等に於て速成産婆卒業の者百六七十名あるといふ ⁴⁸⁾」と記されたが、87年には「同校の試験を卒業して本県庁より開業免許を得たる者各郡に於いて既に六百余名の多きに及び最早我県内に曖昧産婆の跡を絶に至りしが ⁴⁹⁾」とあるように、2年間に 400名以上の新産婆を三重県に供給し、「曖昧産婆」を一掃していったのである。

(6) 新産婆による旧産婆の駆逐

新規に免状を与えられる産婆が各地の温故堂支校や養成所を卒業する近代産婆に限られ、鑑札を所持する旧来の「曖昧産婆」は新規の増加がない為、漸次廃業によってその数を減らし、新産婆に置き換えられていくのであるが、試験制度のみならず、実際の助産技術によっても新産婆は旧産婆を圧倒していく。

例えば、84 年 9 月、菰野村において、妊婦の陣痛が始まるが分娩しないので、或る産婆に任せたところ、子宮茎が露出して「茄子」という状態になってしまい、困却した産婆は菰野村産婆養成教場の助教小島そのに処置を託した。すると、小島はずれていた子宮の位置を修正して「茄子」状態を解消し、頭が大きくて膣口から娩出できないのを油を塗って分娩させ、さらに仮死状態の胎児に人工呼吸を施し、母子共にその命を救った。この記事を報じた菰野の医師は「於是母子安全家族の喜此事に在り衛生の貴重なるを知り民費を以て産婆を養成するを以て目前に人命を救ひたり戸長衛生委員の衛生上に尽力の厚き喜ふへし」と述べている 500。

また、三重郡浜田村の次のような事例が報じられている 51)。

…俄に臨産に及びしかば兼て依頼し有る赤堀村の従来営業をなす産婆小糸と云ふを招聘して診察を 乞ひたるがあまり出血多量なるに恐懼し妾の手術には迚も及び難ければ願ふは何卒産科医を聘せ られよと言ひて帰宅せしかば同家は大に困り出血を大概防禦なし其れより主人は四日市へ馳せ行 きて岡崎伊藤其他一々軒を訪ひしに皆な皆な差支ありと謝絶せしかば止むを得ず産婆養成所教員 増山なを方へ参り診察を乞ひたるに同人は生徒へ教授するの任に依て自身にて手術を施す訳に参 り兼ぬれば先頃卒業せし同地八幡町近藤さくをお招きに相成らば妾が参るも同じことならんと云 ふに任せて同人を招き増山氏の言葉の趣を述べて診察を乞ひしかば早々諾して来訪せし処妻お何 は過度の出血ゆえ種々適当の手術を施せしに二時間計りにて漸く分娩なせしが生児は死胎にて胎 盤付着部の不正胎盤子宮口を鎖し子宮の最も下部に付着せしにより胎盤早く脱落し児頭を押出せ し故に大出血を醸し死胎にて分娩なせしなりと診察なし産科医を要せずとて右詳細を其筋へ届置 て帰宅せしかば同家内親戚などは大悦びで居ると云ふが人身を委託する産婆は其人を必ず撰ばず んばあらざるなり

以上のように、85年の産婆開業及試験規則の布達を画期として、量的にも人々の信頼の面からも旧産婆は出産の場から急速に閉め出されていくことになった。そして、マビキ慣行の担い手として次第にその比重を減じさせていったと思われる。しかし、それはかならずしもマビキ慣行自体の減少を結果するものではなかったから、旧産婆が減少した部分は新産婆や産医、或いはその他の無資格の堕胎巧者によって補完され続けることになったと思われる。

おわりに

以上観察してきたことをまとめておきたい。

対象とする 1878-88 年の時期で、記事になっている堕胎事件は、強制堕胎に類するものであったり、別件の捜査から堕胎摘発に波及したものが多かった。また、記事になっているのはほとんどが未婚の女子か寡婦で私通の結果、妊娠した始末としての堕胎であった。

統計資料からみると、88年の志摩郡波切分署管内と89年の度会郡山田署管内で大規模堕胎 摘発事件があったと考えられるが、それらは、新聞記者の興味を呼ばず、記事化されることは なかった。ただ、それを別にすれば、大規模堕胎摘発が意図的に進められたと見ることは出来 ず、やはり事件性の強い事例について逮捕・取締が行われるのであって、マビキ慣行それ自体の 消滅を目指すような捜査は行われていなかった。

他方、嬰児殺については、刑法施行後に記事化されるようになった。しかし、個々のケースを検討する限り、通常の夫婦間での養育困難・生活困難を理由としたものがほとんどであり、旧来のマビキ慣行を構成するものであった。さらに、嬰児殺の他に、若干の扶助料をつけての養子引渡に関連して養児を虐待死させた記事も見られる。個々のケースの中には、半ば業として養育料付きの養子引受をして、虐待死を繰り返しているものがあった。このような場合は、これも一種のマビキ慣行と考えてよいだろう。つまり、妊娠一堕胎一出産ー嬰児殺一養子殺という経路の中でつながっているのである。ところが、堕胎についてはあまり記事化されず嬰児殺や養子殺の記事化が82年以降増加していたのである。

その背景として考えられるのは、第一には堕胎罪を法定化した旧刑法がこの 82 年に施行されたことがある。堕胎罪についての犯罪態様を詳細に区分して最刑化していったのとは逆に嬰児殺を一般の謀殺と同一に取り扱うことによって、嬰児殺に対する厳罰化が結果し、そのため同じマビキ慣行に属する堕胎と嬰児殺・養子殺との間に量刑上の落差を作り出し、嬰児殺の方が重罪として事件性を帯びることになったのが、記事を増加させた要因だと思われる。

また、86 年から 87 年にかけて三重県の警察署配置がそれまでの主要都市に警察署もしくは 分署を置き、そこに巡査を集中配置するいわゆる集中警察から、農村部にも駐在所・分屯所を 多数配置する散兵警察への転換が行われた事が挙げられる。 散兵警察体制のもとで、農村部で のマビキ慣行に対しても警察の取締効果が及ぶようになったことが考えられる。 ただ、その場 合でも嬰児殺に対しては警察の捜査が発動するが、慣行としての堕胎については戸籍調査や雑 件的な日常監視活動による予防効果をねらうものが中心であり、その一定度の存続が許容され、 積極的な事件化や捜査対象化は進まなかったのではないかと考える。

三つ目には、85 年から 87 年頃を画期として、産婆養成所や産科学校を卒業した新産婆が多数出現し、旧来の取上婆的産婆が分娩の場から駆逐され始めた事も要因に入れてよいだろう。この新産婆達は、出産の場で妊婦や新生児の死を防ぐことによって旧産婆に取って代わっていったのであるから、産まれた赤児を「仕舞」うような取上婆的役割からは大きく距離を置いたと考えられる。

したがって、これらの要素が展開することで、マビキ慣行も変容を遂げたのではないだろうか。それは、まさに「仕舞」行為としての嬰児殺がマビキ慣行から後退していき、マビキ慣行が堕胎行為に収斂していったのではないかということである。ただ、この点は現時点では推測にとどまるので、引き続き、1890年代以降の動向を分析することで検証していく必要がある。

沣

- 1) 茂木·藤川「近代伊賀地域におけるマビキ慣行」(『地研年報』第7号、2002年)、茂木「近代三重 県域におけるマビキ慣行」(『部落問題研究』第184号、2008年)。
- 2) ここでいうマビキ慣行は、嬰児殺のみならず、堕胎も含んだ通常の夫婦間において行われる日常的な出生コントロールという意味で使用している。マビキと堕胎の呼称の問題については太田素子編 『近世日本マビキ慣行史料集成』(刀水書房、1997年)の序論を参照されたい。
- 3) 茂木「近代三重県域における堕胎取締の推移について」(『地研年報』第13号、2008年)。
- 4) 堕胎罪体制の概念については、藤目ゆき『性の歴史学』(不二出版、1997年) 117 頁以下を参照。
- 5) 『法令全書』第六巻の一、273 頁。
- 6) 同上街、262頁。
- 7)藤目上掲書 119 頁。なお、藤目は改定律例の堕胎禁止規定は妊婦そのものには適用されなかったとしているが、条文の解釈や本稿の事例からみても疑問である。
- 8) 伊勢新聞 1885 年 6 月 5 日号雑報欄 (以下伊勢 85/6/5 のように表記する)。
- 9) 伊勢 78/4/24
- 10) 伊勢 78/5/4
- 11) 伊勢 79/6/17。『明和町史史料編』第二巻 (明和町、2006年) 512頁。
- 12) ここで、興味深いのは大淀浦の近傍である下有爾村において、1883 年 1 月に出産共育明星会社が 設立されていることである。この組織は規則の第二条に「本社ノ目的ハ生子養育金ヲ積立センカ為メ 産者エ金員ヲ恵与スルニ盟約セリ」とあるように、貧困の為に出産が出来ない住民に対して百円の出 産奨励金を支給して出産を確保しようとするものであるが、第十六条に「社員流産及ヒ死胎分娩スレ ハ恵与スルニ非ス」とされていて、マビキ慣行に対して抑制的に働くものであった
- (「出産共育明星会社規則」、『明和町史史料編』第二巻、2006 年、512-515 頁)。刑法施行を挟んで対極的な状況が生じていると見ることもできるが、マビキ慣行にしても出産奨励にしても希望子供数確保の為の出生コントロールの役割を持っていると考えれば、両者は必ずしも排除しあうものではないと考えることが出来る。そう見ることによって、一方で産科医や近代産婆の展開による出生上昇と他方でマビキ慣行の暗黙の容認による出生抑制が両立し得たと考えるべきだろう。
- 13) 伊勢 83/7/13。
- 14) 伊勢 83/3/17。
- 15) 伊勢 78/5/10。
- 16) 伊勢 78/8/2。
- 17) 伊勢 85/3/10。
- 18) 伊勢 85/6/12。
- 19) 伊勢 88/7/12。
- 20) 伊勢 86/2/21。
- 21) 伊勢 86/9/15。

- 22) 伊勢 87/2/10。
- 23) 前掲拙稿「近代三重県域におけるマビキ慣行」。別表に掲載した記事をひろうと、求刑もしくは判決で懲役2年が5名、同3年が2名、同4年が1名で、5年以上はいなかった。また、懲役2年はほとんどが執行猶予が付いている。
- 24) 伊勢 81/8/23。
- 25) 伊勢 84/6/20。
- 26) 伊勢 84/11/20。
- 27) 以下の記述は、主として『三重県看護史』(三重県看護史編纂委員会、三重県看護協会、1987年) の記述によりながら、適宜、伊勢新聞記事、『三重県衛生月報』の記載により補訂したものである。 前掲拙稿「近代三重県域におけるマビキ慣行」においても産婆制度の役割について論じたのであるが、産婆規則にみる修学規定についての理解に不十分な点があったので、その訂正も含めて論じたい。
- 28) 上掲『三重県看護史』17頁。
- 29) 『三重県警察要編』(三重県警察本部、1888年)、775-6頁。
- 30) 『三重県衛生月報』第29号。
- 31) 伊勢 79/8/24。
- 32) 伊勢 82/1/18。
- 33) 伊勢 83/5/13,23。
- 34) 『三重県衛生月報』第 27 号。
- 35) 伊勢 83/9/27。
- 36) 『三重県衛生月報』第22号。
- 37) 伊勢 83/10/23。
- 38) 前掲『三重県警察要編』777-8頁。
- 39) 同上書 780-2頁。
- 40) 伊勢 85/7/22。
- 41) 『三重県衛生月報』第36号。
- 42) 『三重県衛生月報』第37号。
- 43) 伊勢 85/7/15。
- 44) 伊勢 85/8/2。
- 45) 伊勢 85/9/17。
- 46) 伊勢 84/8/1。
- 47) 前掲『三重県看護史』19頁。
- 48) 伊勢 85/7/22。
- 49) 伊勢 87/5/21。
- 50) 『三重県衛生月報』第39号。
- 51) 伊勢 85/9/20。

【調査】

高年齢者の雇用確保に関する三重県での取組み

山川 和義

はじめに

高齢化が進む中で、高年齢者の労働の重要性がいっそう高まっているように思われる。たとえば、高年齢者は労働を通じて、社会の中で自らの価値を発見し、さらに発展させる機会を得る。また、高年齢者は労働して賃金を得ることにより、公的老齢年金とあわせて、あるいは、賃金そのものによって生活を支える。このように、高年齢者が実際に労働することは、高年齢者にとって精神的かつ経済的な意味で、重要であると考えられる。

他方、高齢化は個々の高年齢者にだけ影響を与えるものではない。日本全体の状況をみると、 高齢化の進展は、社会保障財政を圧迫し、そして、日本全体の労働力人口の絶対数の減少や年 齢構成の大幅な変化などをもたらしつつある。

これらの状況をふまえ、高年齢者の雇用確保を進めるために、2004 年、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下、高年法)が改正され、2006 年 4 月から 65 歳までの高年齢者雇用確保措置の実施が、使用者に義務付けられるにいたった(高年法 9 条 1 項)。この措置は全国的に進められることとなった。

このような中で、三重県においても高年齢者雇用確保措置の実施の推進のための取組みが進められてきた。具体的な取組みとしては、三重県中小企業団体中央会による取組みがある。本稿では、2008年度(平成20年度)に実施された右取組みの概要と成果を紹介し、整理することで、三重県内において高年齢者雇用確保を進めていく上での課題を指摘する。

Ⅰ 高年齢者雇用確保措置の概要と全国的な実施状況

三重県における高年齢者雇用確保措置実施のための取組みについて紹介する前に、措置の概要と 2008 年 10 月に発表された全国的な実施状況を確認する。

1 高年齢者雇用確保措置の実施(高年法9条)

高年法9条1項によれば、事業主は65歳まで(現在は経過措置期間のため、63歳まで)の 高年齢者雇用確保措置を講じることを義務付けられている。もっとも、ひとくちに事業主といっても、事業規模、業種、従業員数など多様であり、すべての事業主に同一の高年齢者雇用確保措置の実施を強制することは、現実的ではない。そのため、高年法9条1項は、高年齢者雇用確保措置を、①定年の引上げ、②希望者全員を現に雇用されている企業に継続して雇用する制度(継続雇用制度)の導入、③定年の定めの廃止のうち、いずれか一つ(またはそれを組み合わせたもの)を講ずればよいとする。したがって、定年を65歳まで延長した場合、定年を 廃止した場合、または、定年を 60 歳に維持したまま 65 歳まで再雇用する制度を導入した場合のいずれも、高年法 9 条 1 項にいう義務を実施したことになる。

なお、高年法 9 条 1 項によれば、同条にいう継続雇用は希望者全員雇用を原則とすると考えられる。しかし、企業の実情に適合させるために、労使協定によって継続雇用の対象となる者の基準を設定し、これに基づいた継続雇用制度を導入した場合も、高年法 9 条 1 項による継続雇用制度が導入されたものとみなされる(高年法 9 条 2 項)。さらに、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わなかった場合、事業主は就業規則によって継続雇用対象者の基準を定めることができるとされている(高年法附則 5 条)。

したがって、現行の高年齢者雇用確保措置は、希望者全員の雇用が確保されうる定年の引上 げ、9条1項にいう継続雇用制度および定年の定めの廃止という希望者全員の安定した雇用が 確保される類型(希望者全員雇用型(法の原則モデル))と、9条2項の労使協定などによって、 希望者全員ではなく、あらかじめ定められた基準により継続雇用対象者とされた者のみの安定 した雇用を確保する類型(雇用対象者選別型(例外モデル))とがある。

2 高年齢者雇用確保措置の実施状況(平成20年10月7日厚生労働省発表の資料)

高年齢者雇用確保措置の実施状況は、一年に一度公表される。これは、事業主に課されている実施状況報告義務(高年法 52条)によって提出された結果を取りまとめたものである。2008年6月1日までの状況が、2008年10月7日の厚生労働省発表によって明らかとなった。

厚生労働省発表によれば、報告企業のうち 96.2 パーセントが高年齢者雇用確保措置を講じている (51 人以上の企業が調査対象)。この数字は、前年度と比べ、3.5 ポイントの増加である。また、高年齢者雇用確保措置の上限年齢についてみると、上限年齢を 65 歳以上とする企業は79.5 パーセントとなっている。これをみると、非常に多くの企業が 65 歳以上の雇用確保措置をすでに実施していることがわかる。

もっとも、高年齢者雇用確保措置の内訳をみると、定年の引上げが 12.5 パーセント、定年の 定めの廃止が 2.1 パーセントに対して、継続雇用制度は 85.4 パーセントと多くを占め、高年齢 者雇用確保措置のほとんどが継続雇用制度であることがわかる。さらに、継続雇用制度のうち、 希望者全員を対象とする企業は 38.6 パーセント、労使協定による基準を立てる企業は 44.0 パ ーセント、就業規則による基準を立てる企業は 17.4 パーセントとなっており、希望者全員を雇 用する企業の割合が 4 割程度にとどまっている。

以上からは、①ほとんどの企業が高年齢者雇用確保措置を実施しているが、②そのうちのほとんどが継続雇用制度であり、③導入された継続雇用制度の半数以上が希望者全員を継続雇用の対象としていないために、法の原則とする希望者全員雇用は、限定的にのみ進んでいると評価できる。

他方、高年法による法的要請を超えて、70歳以上の雇用確保措置を講じた企業は、12.4パーセントと企業全体の一割程度にすぎない。今後の取組みが必要とされるところである。

Ⅱ 三重県における髙年齢者雇用確保措置の実施状況

1 「70歳まで働ける企業」の実現の推進政策

政府は平成 18 年 12 月に「再チャレンジ支援総合プラン」をまとめ、その中で、「70 歳まで働ける企業」の実現を再チャレンジ支援施策の一つとしてあげた。それを受けて平成 19 年から、全国的に「70 歳まで働ける企業」の実現を推進する取組みが行われるようになっている。

2 三重県における「70歳まで働ける企業」創出事業の概要

三重県において、2008 年度は、2007 年度から引き続いて、三重労働局からの委託により、 三重県中小企業団体中央会がこれに取り組んだ。本事業は、本事業推進会議において全体の取 組み方向について議論し、それをもとに 70 歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況調査お よび高年齢者雇用確保措置の実施・内容充実推進活動を行った。具体的には、企業に対するア ンケート調査を 3 回行い、2008 年度における三重県内の企業の高年齢者雇用確保措置の実施 状況を明らかにし、推進活動として専門家等による説明会、相談会およびセミナー等が行われ た。また、推進活動の一環として、あわせて高年齢者雇用確保措置の実施およびその充実のた めのマニュアルを作成し、配布している(報告書の内容・配布に関する問い合わせは、三重県 中小企業団体中央会まで)。

3 本事業の目的

本事業は三重労働局からの委託であり、①70 歳までの雇用確保および、②65 歳までの雇用確保の促進という観点から、事業開始以前と比較して、①は 5 パーセント、②は 10 パーセントの引上げが目標とされていた。

4 アンケート調査結果

2008 年度「70 歳まで働ける企業」創出事業では、三重県内の中小企業を対象に、高年齢者雇用確保措置の実施状況および今後の予定・計画ならびに実施における各企業の意見について、アンケート調査が行われた。以下では、第3回アンケート調査結果の概要を紹介する(詳しくは文末資料を参照)。

(1) 対象企業

第3回目の調査対象企業は368社にしぼって行われた。回収企業数は191件であり、回収率は51.9パーセントとなっている。回答企業の主な業種は製造業(33パーセント)であり、ついで建設・土木業(21パーセント)、サービス業(12パーセント)および卸小売・飲食業(12パーセント)となっている。回答企業の従業員規模は、1から9人が11パーセント、10から19人が31パーセント、20から49人が38パーセント、50から99人が14パーセント、そして100人以上が6パーセントとなっている。回答企業の半数以上(56パーセント)が北勢地域に所在地がある。

(2) 実施されている高年齢者雇用確保措置の類型

高年齢者雇用確保措置を講じる企業において、定年年齢を 60 歳とする企業は全体の 69 パーセントである。他方で、定年年齢を 65 歳以上とする企業は全体の 21 パーセント、定年の定めがないとする企業は 4 パーセントにすぎなかった。このように、高年齢者雇用確保措置のうち、定年の引上げおよび定年の定めの廃止はあわせて 25 パーセント、60 歳定年を維持する企業は 69 パーセントとなっている。 60 歳定年を定める企業では、定年後再雇用等の継続雇用制度が 導入されなければ、高年法 9 条 1 項に違反する。そのため、これらの企業では継続雇用制度が何らかの形で導入されていると推測される。三重県においても、高年齢者雇用確保措置のうち、継続雇用制度の導入を選択する企業が多い。しかし、全国的な状況と比較すると、定年の引上げを行う企業の比率は高い。

(3) 継続雇用制度の実施状況

三重県内で実施されている高年齢者雇用確保措置のうち多くを占める継続雇用制度は、その対象者を選抜できる制度としているかどうかによって、労働者の雇用確保に与える影響が大きく異なりうる。継続雇用制度において、希望者全員を対象とする企業は 41 パーセントである。他方、一定の基準をみたす者とする企業も 41 パーセントとなっている。三重県内の継続雇用制度の半数は、希望者全員を継続雇用の対象としていない。そうすると、三重県内で雇用確保措置が講じられているとしても、全体の 3 割近い企業(雇用確保措置実施企業における継続雇用制度導入企業のおおむね半分程度として、概算)では、労働者が希望しても雇用が確保されない場合がありうる。希望者全員を継続雇用の対象としていない企業において、今後希望者全員雇用に変更する予定がある、または、すでに計画しているとする企業は 30 パーセントである。当面は、継続雇用制度を導入した多くの企業において、希望者全員雇用は実現されないことになる。

(4) 高年齢者雇用確保措置に関する意見

アンケート調査では、個別の意見も収集している。高年齢者雇用確保措置について、希望者 全員を雇用する継続雇用制度の導入や65歳から70歳まで上限年齢を引き上げることなどへの 消極的意見だけをみてみると、企業内にそれらの高年齢者に担当させる業務がない、高年齢者 は経験を積んでいるものの、効率・運動能力が落ちていくなどの意見があげられている。これ は①企業側の事情(担当業務配分)と②労働者側の事情(労働能力)によって仕事と労働者が うまくマッチしない場合が典型的な例であると考えられる。

(5) まとめ

アンケート調査結果からは、三重県においても、継続雇用制度の導入が相対的に多く、その 大半が希望者全員を雇用しないものであることが明らかとなったといえよう。

5 「70歳まで働ける企業」創出事業の結果

本事業では、アンケート調査だけでなく、説明会や個別相談会、パンフレットの送付などの 啓発活動が行われた。本事業の目的に照らして結果をみると、本事業の開始時と比較して、① 「70 歳まで働ける企業」は 19.3 パーセントから 32.4 パーセントと、13.1 パーセント上昇、ま た②65 歳以上までの希望者全員に対する雇用確保措置の実施企業は 43.3 パーセントから 55.2 パーセントと、11.9 パーセント上昇した。この結果は全国的に見ても相対的に好結果のようで あり、本事業はその設定された目的を達成したと評価できる。

おわりに

以上をもとに、三重県における高年齢者雇用確保措置の実施状況のポイントをまとめて今後の課題を指摘しておく。以上からは、2008年度の三重県における高年齢者雇用確保措置を実施する企業数は着実に伸びているのがわかった。ただし、その具体的な内容としては、希望者であっても雇用が確保されないことのある継続雇用制度を導入する企業がまだ高い割合で存在している。また、70歳まで働ける企業の推進についてみると、実施企業数自体は増えているもののまだ端緒についたばかりであり、65歳までの雇用確保措置が完全には普及していない状況のなかで、70歳まで働ける企業が10パーセント以上伸びていた。70歳まで働ける企業はその絶対数としては多くはないが、この結果は、全国的にみると相当に高い伸び率であると思われる。

そうすると、三重県における今後の高年齢者雇用確保に関する具体的な課題としては、①高年法9条1項にいうところの雇用確保措置は、希望者全員を対象とする企業をさらに増加させること、②70歳まで働ける企業の創出をいっそう進めていくことなどがあげられる。これらの課題の解消の必要性は、高年齢者等職業安定対策基本方針の改正案でも同様に指摘されている(厚生労働省 2009 年 1 月 21 日雇用対策基本問題部会の提案。労働法令通信 2171 号(2009年)10 頁)。三重県においても、これらの課題を念頭において、より具体的な方法で高年齢者雇用確保措置を進めていく必要が、まだまだ存在しているといえる。さらに、高年齢者雇用確保措置に基づくと、定年後再雇用時の労働条件がどうなっているのかは本事業においては調査対象とされていなかった。高年齢者雇用確保措置が実施されているとしても、その労働条件の内容によっては、高年法9条1項にいう安定した雇用の確保を望めない。この点は、今後いっそうの調査、研究が必要とされている。

本稿では法理論的な争いについては検討していない。 高年法 9 条 1 項の法解釈論の検討は、 今後の課題である。

参考文献

三重県中小企業団体中央会「平成 20 年度『70 歳まで働ける企業』創出事業報告書」(2009 年 (平成 21 年) 3 月)。次頁以下に掲載した。

拙稿「『70 歳まで働ける企業』の実現に関する法政策の意義―三重県の事例を参考に」地研通 信第 92 号 (2008 年) 1 頁。

平成20年度 「70歳まで働ける企業」創出事業 報告書

平成21年3月

三重県中小企業団体中央会

まえがき

現在、労働力人口の高齢化とそれにともなう現役労働力不足への対応が、必要となっている。そこで、将来的に中小企業が持続的に活力を維持していくためにも、高年齢者に対するその意欲と能力に応じた雇用機会の確保が急務である。

この問題に対応するために、平成16年には高年齢者雇用安定法が改正され、平成18年から65歳までの雇用確保措置を講ずることが、事業主に義務づけられた。また、平成19年からは、「70歳まで働ける企業」の実現を推進する取り組みが始められている。これらの取り組みとして、三重県では、平成19年度、三重労働局から委託を受けて、三重県中小企業団体中央会により三重県内の中小企業を対象に「70歳まで働ける企業推進プロジェクト」が実施された。これにより、事業開始前と比べ65歳までの雇用確保措置の実施企業は10%以上、70歳までの雇用確保措置の実施企業は5%以上増加するなど、本事業は大きな成果をおさめ、県内の高年齢者雇用確保措置の実施に大きく貢献したものといえる。

しかしながら、平成19年度の事業実施結果によると、65歳雇用確保措置のうち継続雇用制度を導入した企業の65%では、法が原則とする希望者全員を雇用する環境が整えられていなかった。また、70歳までの雇用確保措置の導入も推進されたとはいえ、まだ絶対数としてはさらなる推進が必要であった。

そこで、三重県中小企業団体中央会は、平成20年度も三重労働局からの委託により「70歳まで働ける企業」創出事業を実施した。本事業では①70歳まで働ける企業の推進(70歳雇用実現プログラム)および②定年の定めの廃止、65歳以上までの定年の引き上げおよび希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入などによる、65歳以上までの希望者全員の雇用確保の推進(確保措置充実プログラム)が行われた。本事業においては、実態調査アンケート、説明・相談会(「70歳まで働ける企業」創出事業の北陸・東海ブロック経験交流会も主催)や、各企業での取り組みを推進するためのマニュアル作成・配布等の普及事業などが行われた。

以上の様々な事業実施の結果、本事業開始時と比べ、①70歳まで働ける企業は13.1%、 ②65歳以上までの希望者全員に対する雇用確保措置の実施企業は11.9%増加するなど、本 事業の目標を十分に達成することができた。

本事業の実施により三重県内の中小企業における高年齢者雇用確保はさらに大きく進展し、本事業の意義は大きいと思われる。しかし、実際に高年齢者の能力が十分に発揮される環境を確保するためには、具体的な点(たとえば、雇用確保措置の運用状況など)について、政労使が協力して対応する必要がある。今後も取り組むべき課題は残されている。

「70歳まで働ける企業」創出事業推進会議 委員長 山川 和義

目 次

I	高年齢者の活用と継続雇用の実態調査 第3回アンケート調査結果	1
	1. 調査の概要	1
	2. 定年制度について	2
	3. 継続雇用制度について	5
	4. 65歳雇用又は70歳までの雇用に関する意見や要望	12
П	「70歳まで働ける企業」実現説明会・相談会 実施結果	13
Ш	「 セミナー及び個別相談会 実施結果	.14
資	· 料 編	.16
	1. 第3回アンケート調査 集計結果	17
	2. 第3回アンケート調査 調査票・依頼文	19
	3. 高年齢者雇用のための「実務対応マニュアル」	21
	4. 「70歳まで働ける企業」創出事業 実施経過	41
	5. 「70歳まで働ける企業」創出事業 推進会議 委員等名簿	46

I 高年齢者の活用と継続雇用の実態調査 第3回アンケート調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査目的

三重労働局より「70 歳まで働ける企業」創出事業の委託を受け、中小企業及び組合等における「65 歳までの継続雇用制度の導入状況」と「70 歳までの雇用の実態」を把握するためにアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

〇調査対象 368 社

〇調査方法 郵送による配布・回収

〇調査期間 平成 21年1月1日~1月31日

〇回収結果 回収数 191 件(回収率 51.9%) 有効回答数 184 件

(3) 回答企業の概要

○主な業種○

その他 農林水産 組合·各種 団体 建設·土木 7% サービス 業 21% 12% 製造業 卸小売·飲 運輸業 33% 食業 7% 12%

[主な業種]

回答企業の業種構成においては、第2回調査と比べて大きな相違は見られず、建設・土木業が 21%(第2回調査 20%)、製造業 33%(同 34%)となっている。

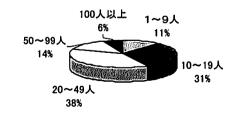
[従業員規模]

回答企業の従業員規模においては、第2回調査と比べて大きな変化は見られない。

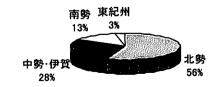
[所在地]

回答企業の所在地においては、第2回調査と比べて 大きな相違は見られなかった。北勢が56%(第2回調査 56%)、中勢・伊賀が28%(同30%)となっている。

〇従業員規模〇



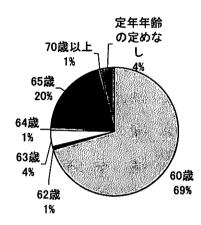
○所在地○

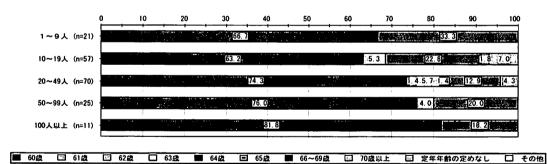


2. 定年制度についてお尋ねします。(平成 21 年 3 月 31日時点の予定でご記入ください)

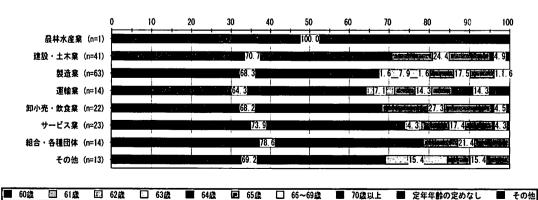
Q1 定年年齢は何歳ですか。(1つだけ)

定年年齢を「60歳」とする回答は 69%と最も多く、次いで「65歳」の 20%、「63歳」及び「定めなし」の 4%と続いている。従業員数が多い企業ほど 60歳定年の割合が高く、従業員数が少ない企業ほど 65歳定年の割合が高い。「1~9人」の企業では約3分の1が「65歳」と回答している。





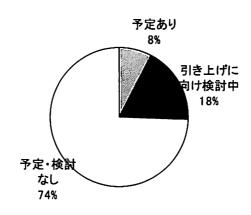
Q1 定年年齡 × Q1 従業員規模

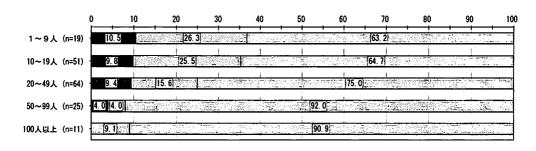


Q1 定年年齢 × Q11 主な業種

Q2 定年年齢を定めている企業の方にお尋ねします。今後、定年年齢を引き上げる予定はありますか。(1つだけ)

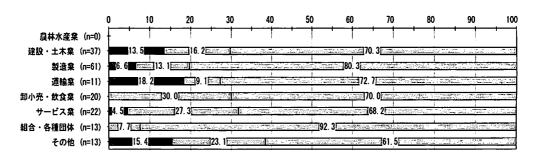
定年年齢の引き上げる「予定あり」が8%にとどまっている。「50人以上」の規模の企業では「予定・検討なし」の割合が高い。同規模の企業はQ1で60歳定年の割合が最も高いことから、比較的大きな従業員規模の企業において、定年引き上げには慎重な姿勢がうかがわれる。業種別では運輸業が「予定あり」の割合が多い。





■ 予定あり 図 引き上げに向け検討中 図 予定・検討なし

Q2 定年年齢の引き上げ予定 × Q1 従業員規模

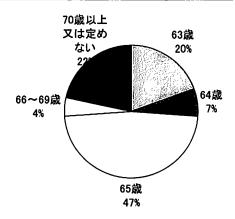


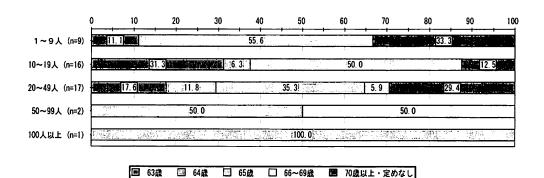
■ 予定あり 図 引き上げに向け検討中 図 予定・検討なし

02 定年年齢の引き上げ予定 × 011 主な業種

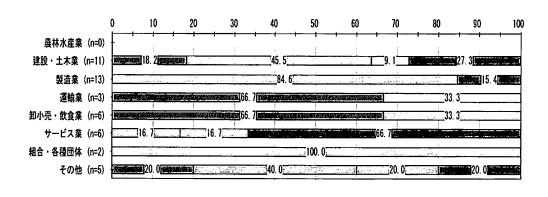
Q3 引き上げる予定、もしくは検討中であると回答した場合の定年年齢

「65 歳」が47%と最も多く、次いで「70 歳以上又は定めない」が22%と続き、「63 歳」の20%を上回っている。 サービス業では「70歳以上又は定めない」の割合が最も高い。業種別ではすべての製造業が「65歳」以上に 引き上げると回答している。





03 引き上げ定年予定 × Q1 従業員規模



□ 66~69歳 Q3 引き上げ定年予定 × Q11 主な業種

3 70歳以上・定めなし

图 63歳

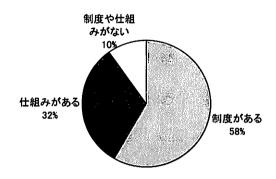
□ 64歳

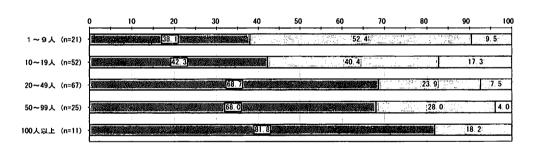
□ 65歳

3. 総練雇用制度についてお尋ねします。(平成 21 年 3 月 31 日時点の予定でご記入ください)

Q4 勤務延長や再雇用制度など、定年後も継続雇用する制度や仕組みがありますか。(1つだけ)

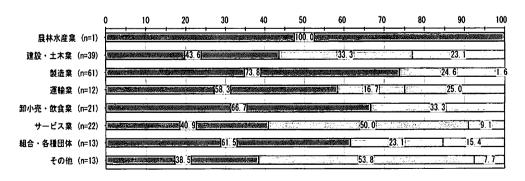
「制度あり」との回答が 58%と最も多く、次いで、「仕組あり」が 32%と続いている。両方を合計すると 90%の企業で制度や仕組みがある。従業員規模が大きくなるほど「制度」による割合が高く、「100~200 人」の企業では 82.0%になっている。 製造業の 98.4%の企業が制度や仕組みがあると回答している。





回 制度がある □ 仕組みがある □ 制度や仕組みがない

Q4 - 雄枝雇用の制度や仕組みの有線 × Q1 従業員規模

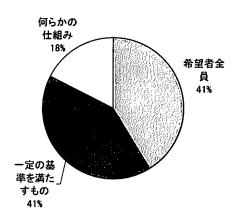


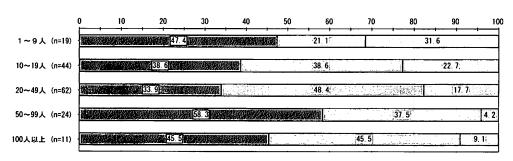
■ 制度がある □ 仕組みがある □ 制度や仕組みがない

Q4 継続雇用の制度や仕組みの有無 × Q11 主な業種

Q5 上記設問(P19 Q4参照)で①及び②と回答した企業の方にお尋ねします。定年後も継続雇用する対象者の条件はどのようなものですか。(1つだけ)

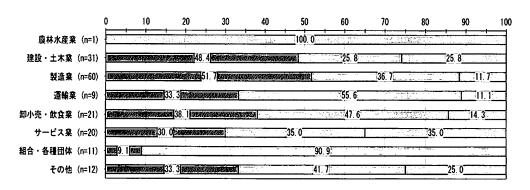
「希望者全員」と「一定の基準を満たすもの」が41%で同数である。「51人~99人」の企業では、「希望者全員」と回答した割合が最も多い。業種別に「希望者全員」の割合が多いのが、建設・土木業と製造業であり、約半数程度あった。





■ 希望者全員 □ 一定の基準を満たすもの □ 何らかの仕組み

Q5 雄र経歴用の対象者の条件 × Q1 従業員規模

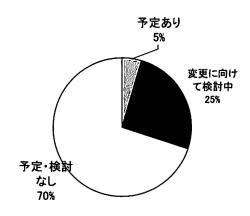


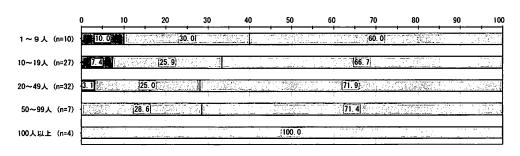
■ 希望者全員 □ 一定の基準を満たすもの □ 何らかの仕組み

Q5 継続雇用の対象者の条件 × Q11 主な業種

Q6 Q5(P20 参照)で②及び③と回答した企業の方にお尋ねします。今後、継続雇用する条件や仕組みを「希望者全員」に変更する予定はありますか。(1つだけ)

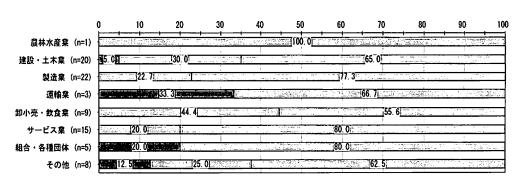
「予定・検討なし」とする回答が 70%で、次いで、「検討中」が 25%あり、「予定あり」の5%を合計すると 30% の企業が「希望者全員」に向けて変更を検討している。従業員規模別にみると、従業員規模が大きな企業になるにつれて、「予定・検討なし」の割合が高くなっている。





🗊 予定あり 🖂 変更に向けて検討中 🗇 予定・検討なし

Q6 希望者全員への変更予定 × Q1 従業員規模

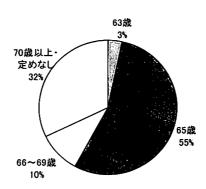


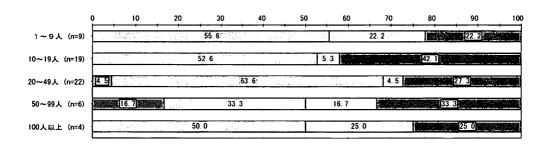
🔳 予定あり 🗇 変更に向けて検討中 🔟 予定・検討なし

Q6 希望者全員への変更予定 × Q11 主な業種

Q7 Q4(P19 参照)で①及び②と回答した企業の方にお尋ねします。継続雇用やなんらかの仕組みで働ける上限年齢は何歳ですか。(1つだけ)

上限年齢は「65歳」が 55%最も多く、次いで「70歳以上・定めなし」が 32%と続いている。これらを合計すると 87%になる。従業員数が 19人以下の企業では上限年齢は 65歳以上となっている。





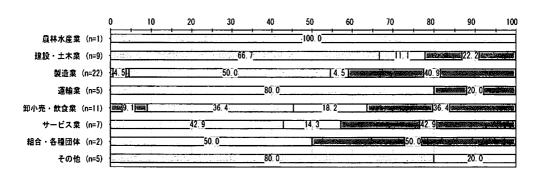
Q7 継続雇用の上限年齢 × Q1 従業負規模

□ 64歳 □ 65歳 □ 66~69歳 回 70歳以上・定めなし

■ 63歳

■ 63歳

□ 64歳

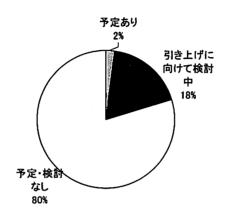


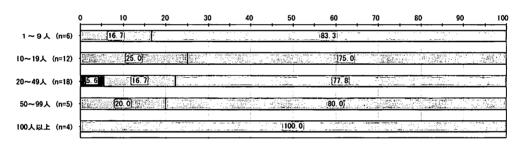
Q7 継続雇用の上限年齢 × Q11 主な業種

□ 65歳 □ 66~69歳 回 70歳以上・定めなし

Q8 <u>上記設問(P20 Q7 参照)</u>で①、②、③及び④と回答した企業の方にお尋ねします。今後、上限年齢を引き上げる予定はありますか。(1つだけ)

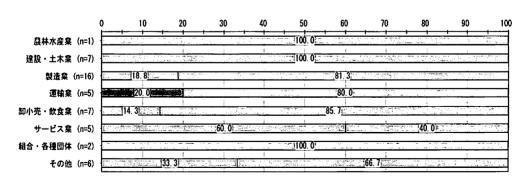
70 歳定年への引き上げや定年制廃止の予定を聞いたところ、80%の企業が「予定・検討なし」と回答している。従業員規模が「20~49 人」の企業では、「予定あり」の割合が 5.6%ある。業種別では運輸業の 20%が「予定あり」と回答している。





■ 予定あり ■ 引き上げに向けて検討中 ■ 予定・検討なし

08 上限年齢の引上げ予定 × 01 従業員規模

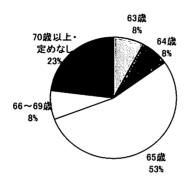


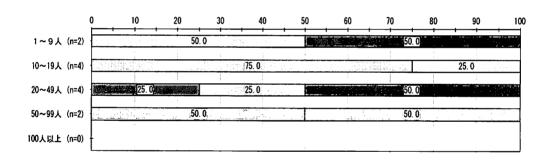
📵 予定あり 🔟 引き上げに向けて検討中 🔲 予定・検討なし

Q8 上限年齢の引上げ予定 × Q11 主な業種

Q9 上記散間(P20 Q8 参照)で①及び②と回答した企業の方にお尋ねします。引き上げる予定の上限年齢は何歳ですか。(1つだけ)

「65歳」が最も多く、次いで「70歳以上・定めなし」の順となっている。「1人~9人」企業と「20人~49人」企業では半数の企業が「70歳以上・定めなし」と回答している。





Q9 引き上げ予定の上限年齢 × Q1 従業員規模

□ 64歳 □ 65歳 □ 66~69歳 國 70歳以上・定めなし

図 63歳

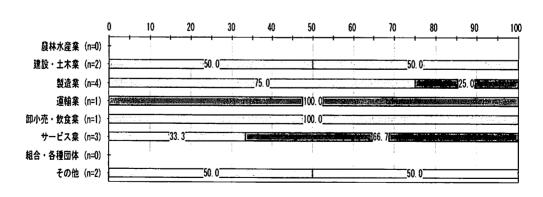
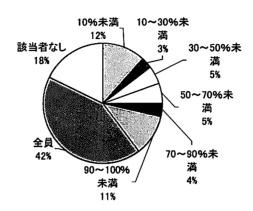


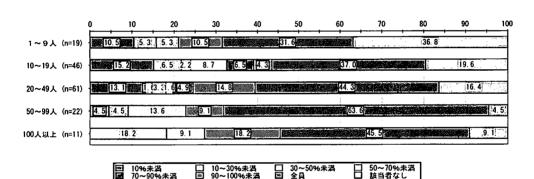
図 63歳 □ 64歳 □ 65歳 □ 66~69歳 圏 70歳以上・定めなし

Q9 引き上げ予定の上限年齢 × Q11 主な業種

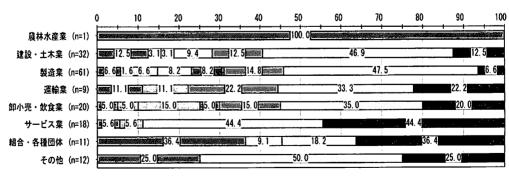
Q10 今までに継続雇用を希望した定年到達者で継続雇用された割合(3年間の平均)

「希望者全員」が 42%と最も多く、次いで「10%未満」の 12%、「90~100%未満」の 11%と続きいている。希望者の継続雇用を 90%以上実行したと回答した企業は 53%ある。





Q10 定年到達者で継続雇用された人の割合 × Q1 従業員規模





010 定年到達者で継続雇用された人の割合 × 011 主な業種

4.65 歳雇用又は70歳までの雇用に関する意見や要望

(同じような意見はまとめています)

◎ 積極的意見

- ・ 会社に貢献する人はお願いしてでも継続雇用している。(津市 商業・サービス業)
- ・ 視力、軽作業するだけの体力があれば本人の希望で雇用を延長している。(桑名市 製造業)
- ・ 制度や仕組みはないが、希望すれば再度雇用している。(四日市市 サービス業)
- ・ 60歳を超えても可能な限り継続雇用したいので制度的に確立されるのはいいことだ。(津市 サービス業)
- ・ 全員 65 歳まで雇用中。一定基準を満たせば 70 歳まで継続雇用する。(四日市市 製造業)

○ 中間的意見

- ・ 安全が最優先されるので全員は無理だが、できる限り 65 歳までは継続している。70 歳までになると若い社員の負担があるので困難。(津市 建設業)
- ・ 業務内容上、労使とも 65 歳までの就業は求めていない。(南牟婁郡 運輸業)
- ・ 能力があれば 70 歳でも雇用は可能。能力次第。(四日市市 建設業)
- ・ 技術者として継続雇用には賛成だが、視力、車の事故などが課題。(尾鷲市 建設業)
- ・ 女性の場合は定年で退職するので企業が人手不足に陥っている。(桑名市 製造業)
- ・ 作業環境が整備できるかどうか次第。(松阪市 製造業)
- ・ 親会社基準なので、自社では判断できない。(津市 建設業)

● 消極的意見

- ・ 相応の業務が減少傾向。(桑名市 食品製造業)
- ・ 経験はあるものの効率や運動能力の低下は否めない。最質以下の査定になる場合の継続雇用は困難。(いなべ 市 製造業)
- ・ 品質への影響が懸念材料。(津市 製造業)
- ・ 平成 18 年に 65 歳を上限とした。再度の検討にはまだ時間がかかる。(津市 団体)
- ・ 大型運転免許が条件、視力、体力次第。(四日市市 運輸業)
- ・ 年金受給、賃金カットによる本人のモチベーションダウンが課題。(鈴鹿市 製造業)
- ・ 日本経済の根本からの見直しが必要。(尾鷲市 製造業)
- ・ 65 歳以上の雇用は肉体的に困難。事故にもつながりかねない。(三重郡 土木業)
- ・ 企業あっての雇用延長。(いなべ市 建設業・松阪市 サービス業)
- ・ 若年者雇用を優先すると高年齢者の雇用延長は困難。高齢者の再教育の期間も必要。(鳥羽市 製造業)
- ・ 現状では定年制はないが、今後は社会情勢に応じて設けることを検討。(三重郡 サービス業)
- ・ 大手ゼネコンは高齢者排除の傾向が強く、景気悪化もあり、製造業務だけでの雇用は困難。(四日市市 建設 業)

【調査】

津市における来日外国人の生活実態調査報告書

楠本 孝(外国人問題調査研究PT代表)

1 調査の目的

(1) 就学状況調査から生活実態調査へ

三重短期大学地域問題研究所(2008年度以前は地域問題総合調査研究室)では、2007年度から外国人問題調査研究プロジェクトチームを立ち上げ、津市における多文化共生のあり方に関する調査研究を進めている。2008年度の来日外国人生活実態調査は、2007年度に実施した外国人児童・生徒就学状況調査の結果を踏まえつつ、さらに調査を継続・発展させることを目的として実施したものである。

2007年度は、津市市民部及び教育委員会の協力を得て「津市における外国人児童・生徒の就学状況調査」を実施し、2008年3月にその報告書を公表した。2007年調査は、就学状況調査という名前のとおり、外国籍の子どものなかで不就学の子どもが何人いるか特定することを最大の目的として実施したものである。2007年8月1日現在で津市に外国人登録している義務教育就学年齢の子ども595人のうち不就学者は17名、不就学率2.9%という結果を得たが、これは文部科学省が2005年から2006年にかけて12の自治体に委嘱して行った調査の結果1.1%よりも、さらにこの調査に三重県で唯一参加した四日市市の1.7%と比べても、かなり高い数字であるといえる。以上のような内容の『津市における外国人児童・生徒の就学状況調査報告書』は、教育現場の先生方に取り上げられるなど、一定の成果を得たと考えているが、以下のような限界があった。

第一は調査方法の限界で、2007年調査は、外国人登録されている子どもから日本の学校の名簿に載っている子どもを除いて、日本の学校の名簿に名前のないものについて調査するという方法をとった。具体的には、まず日本の学校の名簿に名前のない者の保護者宛に郵便による調査を行い、返信があればアンケート用紙への記述内容にしたがってどんな教育を受けているかを分類し、返信がない家庭に対して戸別訪問による調査を実施するという方法をとった。つまり外国籍の子どもたち全員を対象にするのではなく、日本の学校の名簿に登載されているものは一応就学者とみなして、それ以上の調査をしていないのである。日本の学校の名簿に名前があるものの何らかの理由で不登校になり、長期欠席しているような場合でも、その子の保護者にアンケート用紙の郵送すらしていなかった。これは、就学状況調査としては不十分で、2007年調査の限界といわざるを得ない。第二は調査内容の限界で、2007年調査は、外国籍の子どもが日本の学校又は外国人学校に通学しているか否かということに尽きるものであった。子どもの教育の問題を、将来の進学まで視野に入れてしっかりとした学力を身につけら

れるような環境になっているかということまで関心を持って調査するとすれば、子どもがどんな学校に通っているかということもさることながら、その親がどんな就労実態にあるのか(労働時間の長さや就労の安定性など)、将来にどんな展望を持っているのかということ(日本に永住するつもりなのか、いつかは帰国したいと考えているのかなど)も併せて調査しなければならない。保護者の生活が不安定であったり、将来の展望が不透明である場合に、それが往々にして子どもの不就学につながったり、学校に籍を置いていても、あまり学校に通っていなかったり、学習意欲に欠けるというような状況があるということが指摘されているからである¹⁾。単に不就学者の数や外国人学校通学者の数を特定しただけでは、外国籍の子どもたちの置かれている教育環境を把握することにつながらないのである。

そこで2008年調査では、調査内容を外国人児童・生徒の就学状況調査から来日外国人の生活実態調査へと拡大した。拡大したといっても、新たに調査プロジェクトを立ち上げるというのではなく、2007年調査との継続性を持たせ、むしろ上記のような2007年調査の限界を補うことを目的とした。第一に、調査対象を日本の学校に通っている子どもたちも含めて、日本の制度で義務教育就学年齢にある6歳から15歳の子どものいるすべての来日外国人家庭に拡大した。来日外国人の生活実態調査といっても、義務教育就学年齢の子どもをもつ家庭に限ることで2007年調査との継続性を保ち、外国籍の子どもの教育環境を把握するという当初の目的に沿うものである。その上で、日本の学校に通っているものも除外しないことで、例えば子どもを外国人学校に通わせている家庭と日本の学校に通わせている家庭との間の比較検討が可能になった。

ただし、外国人家庭でも、いわゆる特別永住者は調査対象としなかった。外国人登録で見た場合、2008年9月1日時点で津市の義務教育就学年齢の子どもの数は618人であるが(表1参照)、その中に17名の特別永住者が含まれ、いずれも韓国籍もしくは朝鮮籍であった。また、外国人登録の国籍が韓国あるいは朝鮮となっている義務教育就学年齢の子どもはすべて特別永住者であり、特別永住者ではない韓国籍、朝鮮籍の子どもは外国人登録されていなかった。結局、特別永住者を除くことで、韓国籍、朝鮮籍の子どもはすべて調査対象から外れた。なぜ特別永住者を除くのか? その積極的理由は、本調査が「来日外国人」つまりニューカマーの人たちの生活実態を把握することを目的としているということである。しかし、もう一点消極的な理由もある。それは、いわゆる「在日」と呼ばれる人たちのなかには国籍上は韓国籍あるいは朝鮮籍であるけれども、そのことを公にしないで、日本人として生活している方も少なくなく、そういう家庭に一方的に外国人にかかわる調査の郵便物を送りつけることは、その人たちの気持ちを損なうことにもなるし、予期しない不利益をもたらすことも考えられる。韓国籍あるいは朝鮮籍であることを公にして生活されているのかどうかを事前に把握することができない以上、すべての特別永住者を調査対象から外すということにせざるを得なかった。

調査の内容としては、2007年調査が子どもの状況に関する質問に限定されていたのに対して、2008年調査では保護者の状況に関する質問を主にしている。2007年調査では、

日本の学校に通学していない子どもの保護者が対象だったことから、質問事項は、①日本の学 校への通学経験の有無、②外国人学校に通学しているか否か、③転校回数、④不就学の場合に その期間、理由、日常どのように過ごしているか、⑤幼稚園・保育園への通園経験の有無、⑥ 子どもの日本語能力、⑦子どもの母語能力、⑧調査に対する意見等であった。それに対して、 2008年調査の質問項目は、①保護者及び子どもの来日時期、②保護者及び子どもの帰国回 数、③保護者の転居回数と子どもの転校回数、④世帯主及び配偶者の労働時間、⑤仕事に対す る満足度、⑥医療保険への加入の有無、⑦子どもの就学状況、⑧子どもが受けている教育に対 する保護者の満足度、⑨将来は日本に永住したいか帰国したいか、⑩子どもは日本で進学させ たいか母国で進学させたいか、⑪保護者の日本語能力、⑫子どもの日本語能力、⑬保護者の日 本語習得意欲の程度、⑭子どもの日本語習得に関する保護者の期待度、⑯子どもの母語能力、 の要望、であった(資料2参照)。保護者の来日から現在に至るまでの経緯(①、②、③)、 現在の生活実態(④、⑥、⑪)、現状に対する満足度(⑤、⑧、⑯)、そして将来の展望(⑨、 ⑩、⑬、⑭)に関する質問事項を設けたため、質問項目は2007年調査の倍以上に増えた。 しかし、前記のように、これら保護者の生活実態と意識に関する調査項目も、第一次的には広 い意味での子どもの教育環境を把握することを目的として設けたものであった。

(2) 現在の不況が来日外国人に及ぼしている影響

本年度の調査は、2008年の11月から12月にかけて実施した。これは、アメリカで起こった金融不安が日本経済にも波及し始めた時期で、特に自動車やデジタル家電といった輸出産業が集積する東海地域の製造業に深刻な影響を及ぼし始めた時期であった。自動車や電気関連の製造業で派遣労働者として働いていた外国人がすでに大量に解雇され、解雇されないまでも残業がなくなって賃金が大幅に減少するなど、来日外国人の将来への展望に不透明感が強まっていた。図らずも、そのような経済状況の下で、前記のように保護者の就労状況や仕事への満足度を尋ねる調査をすることになった。結果として、現下の不況の影響が外国人労働者の生活に及ぼしている影響を探ることが、本調査の第二の目的となった。

ただし、アンケート調査の質問事項が、このことを当初から織り込んで作られたものかというと、残念ながらそうではない。アンケート調査の文面を確定して翻訳をNPO法人「伊賀の伝丸」や三重県国際交流財団に依頼したのは8月末から9月初めで、リーマンブラザーズが破綻しアメリカの景気後退が誰の目にも明らかになったのはその後である。翻訳を発注した時点で、アメリカ発の深刻な不況がこれほど急速に日本に波及してくることは、全く予測できなかった。現在のような経済状況が予想できていれば、アンケート調査の内容はもう少し別のものになっていたであろう。それでも、アンケート用紙の発送は10月末で、アンケートに答えていただいたのは概ね11月中であり、回答内容には不況の影響を充分に確認できる。

さらに、アンケート調査に引き続いて11月末から12月中旬にかけて実施したヒヤリング

調査では、むしろ主として現在の不況が来日外国人の生活にどんな影響を与えているかを中心 に訊いた。長時間にわたるインタビューの中で、調査対象者のみならず、その親族や同僚の人 たちの置かれている状況について詳しい話を聴くことができた。

表1 学年別・国籍別・男女別の外国人児童・生徒数

	ブラ ジル		ボリ ビア		フィリ ピン		中国		ペルー		インド ネシア		韓国朝鮮		その他		合計
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
小 1	26	21	4	3	4	6	4		3	1	1	1	2		3	2	81
小 2	22	32	4	5	3	2	1	1	2	1	1	1		1	3	3	82
小 3	19	23	4	2		4	3	1	2	1	2		1			2	64
小 4	29	25	4		3	2	1	1	1	1					2	1	70
小 5	24	23	5	6	5	3	2	1	3		1	2	1	1	3	1	81
小 6	28	13	4	7	1	1	2	2	2		1		2		2	1	66
小 計	148	137	25	23	16	18	13	6	13	4	6	4	6	2	13	10	444
/JV 61	285		48		34		19		17		10		8		23		774
中 1	16	16	5	4	4	5	3	1					2	1			57
中 2	25	21	10	2		2	4	3					1	2	1	2	73
中 3	14	14	1	2	1	3		5					2	1		1	44
小 計	55	51	16	8	5	10	7	9					5	4	1	3	174
וּפּיני	106		24		15		16						9		4		114
合 計	203	188	41	31	21	28	20	15	13	4	6	4	11	6	14	13	618
	391		72		49		3	35		17		10		17		7	010

津市に在住する外国人の行へ

Aos estrangeiros residentes na cidade de Tsu,

調査にご協力ください

Pedimos a vossa colaboração nesta pesquisa.

現在日本全国で約215万人の外国人が暮らしています。そして、三重県津市には約9,200人の外国人が暮らし、津市 人口の約3.1%が外国鮮住民です。

Atualmente no Japão residem aproximadamente 2.150.000 estrangeiros. Somente na cidade de Tsu da província de Mie moram aprox. 9.200 estrangeiros, o equivalente a 3.1% da população total de Tsu.

「私たちは、みなさんやみなさんのお子さんの生活の鬼状や蒋菜の予定について調査を"行い、みなさんやみなさんのお子さんが安心して生活できるような街づくりを実現するために役立てたいと考えています。

Estamos realizando uma pesquisa sobre a atual situação e o plano de vida do futuro dos pais para si mesmo e para as crianças, no intuito de colaborar na formação de uma cidade onde todos possam viver com tranquilidade.

この調査は、主血短頭大学が連市の協力を得て実施します。プライバシーの保護に「干労に配慮し、個人を特定できる報告は一切行いませんので、ご姿心ください。もちろん、この調査は警察や入園管理局とはまったく関係ありません。

Esta pesquisa é realizada pela Mie Tanki Daigaku (Universidade) com a colaboração da prefeitura de Tsu. Pedimos tranqüilidade quanto seus dados pessoais, não serão divulgados de forma que possa ser identificado. Esta pesquisa não tem nenhuma relação com a Polícia ou o Departamento de Imigração.

調査票の整理番号は、調査が終ってした人と終ってしていない人を明確にするためのものです。あなたの氏名や住所などの個人情報については、調査終了後すべて津市市民部に返却され、廃棄されます。調査終了後は、この整理番号だけで調査製を管理し、集計します。

O número de cadastro da enquête é apenas para controle das pesquisas respondidas ou não. Após o término da pesquisa, todos dados pessoais, como o nome e endereço, serão devolvidos para o Setor do Cidadão da prefeitura de Tsu para serem destruídos. Utilizaremos somente os números de cadastro para o controle dos dados.

みなさんはお忙しいと思いますが、どうぞご協力ください。

Pedimos desculpas por tomar seu tempo e pedimos à vossa colaboração.

また、この調査に対する質問や意見があれば、遠慮なく主記の「問い合わせ発」までご堕落ください。 Se houver dúvidas ou opiniões a respeito do questionário, favor dirigir-se ao [Contato para informações] abaixo.

【簡い合わせ先】

〒514-0112 津市一身田中野 1 5 7 三重短期大学 地域問題研究所 調查責任者 三重短期大学 法経科 准 教授 楠本 孝

[Contato para informações]

₹514-0112 Tsu-shi Ishinden Nakano 157 Mie Tanki Daigaku(Universidade) Chiiki Mondai Kenkyuusho

Responsável pela pesquisa:

Prof. Kusumoto Takashi (Dep. de Direito e Economia, Mie Tanki Daigaku)

調査角紙に記入の上、返信用の封筒に入れて投窗してください。封筒に切手を貼る必要はありません。 Após o preenchimento dos questionários, favor colocar no envelope-resposta e nos devolver. Não é necessário selar.

資料 2 来日外国人生活実態調査 調査票 (ポルトガル語)

散理番号 Número de cadastro
来日外国人生活実態調査 調査票 Enquête de pesquisa sobre a situação dos estrangeiros residentes no Japão
如用 1 Pergunta 1
1) あなたが初めて音楽に楽たのはいつですか。 <u> </u>
2)あなたのお子さんが初めて日本に来たのはいつですか。 <u> </u>
到图2 Pergunta 2
1) あなたは、初めて日本に来てから何间帰国しましたか。
2) あなたのお子さんは、初めて日本に東てから何间帰国しましたか。
到用3 Pergunta 3
1) あなたは、初めて日本に来てから何回転居しましたか。 回 1) Quantas vezes você mudou de endereço no Japão? <u>vezes</u>
2) あなたのお子さんは、初めて自業に東てから自業の学校、外国人学校を含めて何回転校しましたか。
Quantas vezes seu filho(a) mudou de escola no Japão?(incluir escola japonesa e estrangeira) vezes
到用4 Pergunta 4
1) あなたは、現在週に何時間働いていますか。 時間 1) Quantas horas semanais você trabalha atualmente? horas
2) あなたの配偶者は、週に何時間働いていますか。あなたが現在配偶者と同居している場合にだけお答えください。
Quantas horas semanais seu cônjuge trabalha? (Somente para pessoas que moram com o cônjuge) horas

質問5。Pergunta 5

あなたは、現在の仕事に満足していますか。当てはまるものに〇を付けてください。また、そう「考える理菌も教え

Você está satisfeito com o seu trabalho atual? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. 藩算している

- 1. Estou satisfeito.
- 2. どちらかといえば満足している
- 2. Estou mais ou menos satisfeito.
- 3. どちらかといえば満足していない 3. Não estou muito satisfeito.

4. 満見していない

4. Não estou satisfeito.

Motivo			

質問6 Pergunta 6

あなた文はあなたの配偶者は、医療保険に加入していますか。当てはまるものに〇を付けてください。 Você ou seu cônjuge tem seguro de saúde? Circule a resposta correspondente.

- 1. 職場の医療保険 (健康保険) に加入している。
- 1. Tenho o seguro de saúde da empresa (Shakai).
- 2. 地域の医療保険 (国民健康保険) に加入している。
- 2. Tenho o seguro de saúde da prefeitura (Kokumin).
- 3. 医療保険には加入していない。なぜ、加入していないのか、理由も教えてください。
- 3. Não tenho seguro de saúde. Escrever o motivo.

理由 Motivo	

質問7 Pergunta 7

あなたのお子さんは、現在学校に通学していますか。当てはまるものにOを付けてください。また、どうしてそのような選択をしたのかも教えてください。

Atualmente, seu filho(a) freqüenta a escola? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo da sua decisão.

)

- 1. 日本の学校に随っている(学校名
- 1. Sim. Ele(a) frequenta a escola japonesa. (Nome da escola:
- 2. 外国人学校に通っている(学校名
- 2. Sim. Ele(a) frequenta a escola estrangeira no Japão.(Nome da escola:
- 3. 日本の学校にも外国人学校にも通っていない
- 3. Não. Ele(a) não frequenta a escola japonesa nem escola estrangeira.

理由	Motivo					

質問8 Pergunta 8

あなたのお子さんの。教育について、あなたは満足していますか。当てはまるものに〇を付けてください。また、そのように「考える理由も教えてください。

Você está satisfeito quanto à educação escolar do seu filho(a)? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. 満足している
- 1. Estou satisfeito.
- 2. どちらかといえば満足している
- 2. Estou mais ou menos satisfeito.
- 3. どちらかといえば満足していない
- 3. Não estou muito satisfeito.
- 4. 満足していない
- 4. Não estou satisfeito.

理由	Motivo					

費問9 Pergunta 9

あなたの。将来の計画についてお尋ねします。当てはまるものにÔを付けてください。また、そのように『考える連笛も教えてください。

Pergunta sobre o seu plano da vida. Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. 将来は日本に永住したい
- 1. Quero permanecer no Japão.
- 2. できれば日本に永住したいが、まだ未定である
- 2. Se possível gostaria de permanecer no Japão, mas ainda não decidi.
- 3. できれば帰国したいが、まだ未定である
- 3. Se possível gostaria de retornar ao meu país, mas ainda não decidi.
- 4. 将来は帰国したい
- 4. Futuramente, gostaria de retornar ao meu país.

理由	Motivo		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

第間10 Pergunta 10

あなたのお子さんの進学についてお尋ねします。当てはまるものにOを付けてください。また、そのように言うえる 連笛も教えてください。

Perguntas sobre a educação escolar superior de seu filho(a). Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. 日本の高校・大学に進学させたい
- 1. Gostaria que meu filho(a) estudasse no colegial e na faculdade do Japão.
- 2. できれば日本の高校・大学に進学させたいが、まだ未定である。
- 2. Gostaria que meu filho(a) estudasse no colegial e na faculdade do Japão, mas ainda não decidi.
- 3. できれば母国の高校・大学に進学させたいが、まだ未定である
- 3. Gostaria que meu filho(a) estudasse no colegial e na faculdade do país natal, mas ainda não decidi.
- 4. 母国の高校・大学に進学させたい
- 4. Gostaria que meu filho(a) estudasse no colegial e na faculdade do país natal.
- 5. 進学させるつもりはない
- 5. Não pretendo dar ensino superior.

理由 Motivo	 	

質問 131 Pergunta 11

あなたは、日本語がどのくらい理解できますか。当てはまるものにOを付けてください。 Qual o seu nível de conhecimento do idioma japonês? Circule a resposta correspondente.

- 1. 話すのも、読み書きも十分にできる
- 1. É suficiente para conversar, ler e escrever.
- 2. 話すのはできるが、読み書きは十分でない
- 2. Consigo conversar, mas não sei ler e escrever muito.
- 3. 読み書きはできるが、 話すのは 十分でない
- 3. Consigo ler e escrever, mas não consigo conversar muito.
- 4. 日常会話程度ならできる
- 4. Consigo comunicar-me com diálogo simples.
- 5. あいさつ程度ならできる
- 5. Só cumprimentos.
- 6. まったく理解できない
- 6. Não sei absolutamente nada.

質問1:2 Pergunta 12

あなたのお子さんは、日本語がどのくらい理解できますか。当てはまるものにÖを付けてください。 Qual o nível de conhecimento do idioma japonês do seu filho(a)? Circule a resposta correspondente.

- 1. 日本の学校の授業が十分理解できるし、読み書きもできる
- 1. Compreende as aulas da escola japonesa, também sabe ler e escrever.
- 2. 日本の学校の授業を理解できるが、読み書きは難しい。
- 2. Compreende as aulas da escola japonesa, mas sente dificuldade para ler e escrever.
- 3. 日本の学校の授業を理解するのは難しいが、日常会話ならできる。
- Sente dificuldade para compreender as aulas da escola japonesa, mas consegue comunicar-se com diálogo simples.
- 4. あいさつ程度ならできる
- 4. Só cumprimentos.
- 5. まったく理解できない
- 5. Não sabe absolutamente nada.

質問13 Pergunta 13

あなたは、日本語を學びたいと思いますか。当てはまるものにOを付けてください。また、その理能も教えてください。

Você gostaria de aprender o idioma japonês? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. ぜひ拳びたい
- 1. Quero aprender.
- 2. できれば挙びたい
- 2. Se possível, gostaria de aprender.
- 3. あまり草びたくない
- 3. Não tenho muita vontade de aprender.
- 4. 挙びたいと思わない
- 4. Não quero aprender.

123 山	Motivo			
埋四	MOUAO			

質問14 Pergunta 14

あなたのお子さんには肖本語を習得してほしいですか。当てはまるものにÓを付けてください。また、その理菌も 教えてください。

Você gostaria que o seu filho(a) aprenda o idioma japonês? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. ぜひ習得してほしい
- 1. Quero que ele(a) aprenda.
- 2. できれば習得してほしい
- 2. Se possível, gostaria que aprendesse.
- 3. 普段の生活のなかで自然に身につく程度でかまわない
- 3. Poderia aprender no dia a dia, naturalmente.
- 4. 日本語は理解できなくてもかまわない
- 4. Não tem importância que não compreenda o idioma japonês.

理由 Motivo	

質問15 Pergunta 15

あなたのお子さんは、色語がどのくらい理解できますか。当てはまるものに〇を付けてください。

Qual o nível de conhecimento da língua materna do seu filho(a)? Circule a resposta correspondente.

- 1. 会話も、読み書きもまったく問題ない
- 1. Não tem nenhum problema ao conversar, ler e escrever.
- 2. 会話は問題ないが、読み書きが十分でない
- 2. Consegue conversar, mas sente dificuldade para ler e escrever.
- 3. 会話も読み書きも十分でない
- 3. Tem dificuldade para conversar, ler e escrever.
- 4. 母語が理解できない
- 4. Não tem conhecimento da língua materna.

單間16 Pergunta 16

あなたは、全体としてみて、現在の生活に満足していますか。当てはまるものに色を付けてください。また、その理 歯も教えてください。

Você está satisfeito com a sua vida atual? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. 満足している
- どちらかといえば満足している
 どちらかといえば満足していない
 がちらかといえば満足していない
 Não estou muito satisfeito.
- 4. 満足していない

- 1. Estou satisfeito.

- 4. Não estou satisfeito.

理由 Motivo		
理由 Motivo		
理由 Motivo		
産田 MOOVO		
ZE MONO		

適間17 Pergunta 17

あなたのお子さんは、現在の生活に満足していますか。当てはまるものにひを付けてください。また、その理由も教 えてください。

Seu filho(a) está satisfeito com a vida atual? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. 滋覚している
- どちらかといえば満足している
 どちらかといえば満足していない
 Mão está muito satisfeito.
- 4. 満足していない
- 1. Está satisfeito.
- 2. Está mais ou menos satisfeito.
- 4. Não está satisfeito.

理由	Motivo			

第间18 Pergunta 18

日本社会への要望があれば自由にお書きください。

Se houver alguma opinião à sociedade japonesa, esteja livre para escrever.

保護者の要望 Opinião dos pais ou responsáveis	
子どもの要望 Opinião do filho(a)	

アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。 Agradecemos a vossa colaboração na pesquisa.

私 たちの 調査チームでは、外国人の方々の生活実態をより正確に把握するための聴き取り 調査に応じていただける方を募集しています。あなたは、聴き取り 調査に応じてもよいとおう考えでしょうか。当てはまるものに、を付けてください。

Nós, da equipe de pesquisa, estamos à procura de pessoas que possam colaborar na pesquisa verbal para que possamos ter conhecimento da situação dos estrangeiros com exatidão. Você poderia receber a nossa visita pessoalmente? Circule a resposta correspondente.

- 1. 応じてもよい
- Posso colaborar na entrevista.
- 2.応じたくない
- 2. Não posso colaborar.

「応じてもよい」に「**を付けられた芳には、聴き取り|関連の芳法や日時を事前に打ち合わせるための英書を |改めて送付いたします。その英書を見ていただいた上で、実際に聴き取り|関連に応じるかどうかを決めてく ださい。

みなさんはおだしいと思いますが、津市における多文化共生のあり芳を考えるための調査にご協力ください。

Enviaremos, antecipadamente, uma carta com o método, dia e horário da entrevista, para as pessoas que assinalaram o número 1. Leia a carta e decida se realmente pode colaborar com a pesquisa.

Pedimos desculpas por tomar o seu tempo e agradecemos pela contribuição na pesquisa de criação de uma sociedade multi-cultural na cidade de Tsu.

2 調査の方法

2007年調査では、外国人登録者から日本の学校の名簿に載っている子どもたちを差し引いて、残ったものに対してまず郵便による調査を行い、宛先不明のもの、返信があったものを除いた世帯に対して戸別訪問をして、不就学者を特定した。これに対し、2008年調査では、前記のように、日本の学校の名簿に載っている子どもたちを含めたすべての外国籍の子ども(特別永住者は除く)に調査対象を拡大したので、調査対象者数は大幅に拡大した。そのために、返信がない世帯すべてに対し戸別訪問をすることは、本調査PTの予算とスタッフの数からいって到底不可能であった。そこで、訪問調査の数を限定し、代わりに内容を充実させることにした。

2007年調査では、限られた期間でできるだけ多くの家庭を訪問することに主眼を置いたので、事前に連絡なく訪問せざるを得ず、そのため訪問しても面会できないことも多かった。 2008年調査では、訪問する家庭の数を限定し、その代わりに事前に連絡を取っておいて確実に面会し、長時間インタビューすることにした。具体的には、郵便によるアンケート調査で、調査用紙にヒヤリング調査に応じてもらえるかどうかを尋ねる欄を設け、応じてもよいとの返信を頂いた方に対して、改めて何曜日の何時頃伺えばよいか、日程調整のためにあなたの電話番号を教えて頂けないか、訪問する際に津市の職員が同行しても構わないか、ということを尋ねた協力依頼文(資料2参照)を郵送し、それに返信があった方に対して、電話で訪問日時を調整した上で訪問することにした。

(1) アンケート調査

2008年9月1日現在で津市に外国人登録している義務教育就学年齢の子どもは618人で、このうち17名は特別永住者であり、本調査の対象者は601人となった。この中にはもちろん兄弟もいるし、そもそもアンケートに答えて頂くのは子どもではなく、その保護者であるから、外国人登録上、世帯主となっている方にアンケート用紙を送ることになる。世帯数は481になった。国籍別の内訳は、ブラジル人家庭が312、ボリビアが57、フィリピンが36、中国が32、ペルーが13、インドネシアが9、等となっている(表2参照)。

調査票は、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、英語、フランス語の9ヶ国語に翻訳した。これ以外の言語については、三重県国際交流財団に翻訳していただける方を探していただいたが、翻訳者が見つからず、翻訳できなかった。翻訳できなかった言語を母語とすると思われる保護者には、やむを得ず、日本語でルビを振ったものと、英語のものを送った。なお、フィリピン人の保護者には英語とタガログ語のものを送った。他方で、子どもは外国籍でも保護者は日本人という世帯には、日本語だけの調査票を送った。この場合、「あなたが初めて日本に来たのはいつですか」というような質問項目は意味を成さないので削除したが、調査の内容自体は変わらないようにした。

アンケート用紙の返信数は、子どもの数にして104人分、世帯数で82世帯であった。返

信率で見ると、発送した全世帯 4 8 1 に対して返信があった割合は 17.0 %、宛先不明で帰ってきたもの (21 世帯)を除いた 4 6 0を分母にした場合は 18.4 %であった (表 3 参照)。あまり高い回収率とはいえないが、 2 0 0 2 年に可児市国際交流協会が実施した郵送によるアンケート調査でも回収率は 11.3 %に過ぎなかったと報告されており 2)、外国人を対象とする郵送によるアンケート調査では、18 %という回収率は予想された数字とも言える。だが、外国人にかかわる関係機関に対して事前に協力を依頼するなどすれば、回収率をもう少し上げることは可能であろう 3)。

(2) ヒヤリング調査

アンケート用紙を返していただいた方のうち、ヒヤリング調査に応じてもよいとの回答をいただいたのは43世帯であった。この方たちに対し、改めて前記のような内容の聴き取り調査依頼文を送付した結果、返信があったのは21人の方であった。ただ、折角このように積極的な協力の申し出があったにもかかわらず、調査の日程調整がつかず、このうち6人の方については訪問することができなかった。それは、例えば来週の土曜日の12時から15時までの時間ならヒヤリングに応じてよいとの回答をいただいたものの、その時間帯にはすでに別の人の訪問予定が入っていて、通訳の確保ができないので、調査に伺うことができないといった事情による。この方々については、電話もしくは書面でお詫びの連絡をした。

実際に訪問調査をすることができたのは、15世帯である。訪問時期は、2008年11月29日から12月14日までの約2週間である。訪問した世帯の国籍は、ブラジルが12世帯、フィリピンとインドネシアがそれぞれ1世帯、子どもと母親が中国籍で世帯主は日本人という世帯が1世帯である。

ヒヤリング調査は、依頼文には「20分程度」としていたのであるが、実際には、通訳を介して話を聴くということもあって、1時間に及ぶこともしばしばで、なかには1時間30分という長時間のインタビューになった例もある。津市は合併によって広域化したが、合併によって津市になった地域にも多くの外国人が居住しており、ヒヤリング調査は、旧津市地域だけでなく、河芸、久居、香良洲、白山など、ほぼ新津市全域に及んだ。

(3) 個人情報の保護等

調査を実施するために必要な情報は、津市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 5 号に従い、市民部市民課から提供を受けた。個人情報は記録媒体には入力せず、調査終了後は、提供された情報が記載された一切の文書を市民部市民課に返却し、市民課において破棄していただいた。

郵便による調査に当たっては、調査票とともに調査の趣旨を説明し協力を依頼する文書を併せて発送し、調査の趣旨をよく理解した上で回答していただくよう配慮した。宛名書きは、三重短のプロジェクトチームのスタッフが、すべて手書きで行った。調査票には連番コードを記入しておき、これによって同一人性の確認をした。調査票の自由記述の部分の翻訳は、NPO

法人「伊賀の伝丸」に依頼した。翻訳の依頼に当たっては、調査票のコピー(連番コードで管理されているので、個人を特定できる情報は含まれていない)を提供し、翻訳終了後は廃棄していただいた。

聴取り調査は本調査研究PTのメンバーが行った。調査に当たっては身分証明書を提示し、 改めて調査の趣旨を説明し、答えたくない質問には答える必要がない旨を告げ、同意を得た上 でインタビューを開始した。聴取りは保護者に対して行い、子どもからの聴取りは行っていな い。

表 2 「来日外国人生活実態調査」調査対象者

国籍	人数		内訳 (世帯数)						
	八奴	世帯数	1人	2人	3人	6人			
ブラジル	391	312	247	54	10	1			
ボリビア	72	57	44	11	2				
フィリピン	49	36	25	9	2				
中国	35	32	29	3					
ペルー	17	13	9	4					
インドネシア	10	9	8	1					
タイ	4	4	4						
ベトナム	4	4	4						
マレーシア	3	1			1				
バングラデシュ	3	3	2	1	カナダ	国籍と同居			
エジプト	3	1			1				
パキスタン	2	2	2						
ネパール	1	1	1						
チリ	1	1	1						
アルバニア	1	1	1						
カナダ	1	0		0	パングラデシ	1国籍と同居			
ロシア	1	1	1						
フランス	1	1	1						
無国籍	2	2	2						
合計	601	481	381	83	16	1			

表3 アンケート返信結果

国籍	Ę.		調子	左OK	調子	性NG	調査を	帝望無	合計		宛先不明		合計 (宛)	先不明餘)
·	人数	(世帯教)	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世群数	人数	世帯数	人数	世帯数
ブラジル	391	(312)	42	29	21	18	14	11	77	58	28	21	363	291
Park No. 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			① ②	21 6	① ②	15	•	9			① ②	14		
			3	1			3	1	and the state of the state of					
ボリビア	72	(57)	5	4			2	2	7	6	10	8	62	49
			① ②	3			(I)	2			① ②	6 2		
フィリピン	49	(36)	1	6					8	6			49	36
			(i) (2)	4 2										
中国	35	(32)	1			4	ı	2	9	9	_	2	33	30
ペルー	17	(13)	1	3	1	-4	(1)	2			① 2	1	15	12
									****		(2)	1		
インドネシア	10	(9)	1	1					1	1	1 	1	9	8
タイ	4	(4)											4	4
ベトナム	4	(4)							**		1	1	3	3
マレーシア	3	(1)									<u>(1)</u>	1	3	1
バングラデシュ	3	(3)											3	3
エジプト	3	(1)											3	1
パキスタン	2	(2)			1	1			1	1			2	2
ネパール	1	(1)											1	1
チリ	1	(1)			1	1			1	1	-		1	1
アルバニア	1	(1)					_						1	1
カナダ	1	(0)		パングララ	デシュ国籍	を同居							1	0
ロシア	1	(1)									-		1	1
フランス	1	(1)						-			1	1	0	0
無国籍	2	(2)									1	1	1	1
合計	601	(481)	59 ① ② ③ ⑥	43 32 9	27 ① ②	24 21 3	18 ① ② ③	15 13 1	104	82	46 ① ②	36 26 10	555	445
返信率 (/全人数・全		数)	9. 8%	8. 9%	4. 5%	5. 0%	3. 0%	3. 1%	17. 3%	17. 0%	7. 7%	7. 5%		
返信率 (/宛先不明故除 全)		:併数)	10. 6%	9. 7%	4. 9%	5. 4%	3. 2%	3. 4%	18. 7%	18. 4%				

資料3 聴き取り調査協力依頼文(ポルトガル語)

救珊来只	- [-		

聴き取り調査への協力のお願い

Pedido de colaboração na pesquisa verbal

覧旨は、「私」たちのアンケート「調査にご協"方いただきまして、ありがとうございました。その際に、 聴き取り「調査に応じてもよいとのご宣答をいただきましたので、聴き取り調査の方法と目時を打ち合わ せしたいと思います。

Agradecemos a vossa colaboração na pesquisa escrita. Como recebemos resposta afirmativa quanto a vossa colaboração na pesquisa verbal, desejamos combinar o dia, horário e o método da pesquisa verbal.

まず、「調査の芳宝は、全重短頭矢学の「調査賞と通説があなたのお宅を訪問してお話をうかがうで行いたいと思います。その際、浄市の多文化黄、宝笹雪の「職」賞が同行しても構わないかどうかお疑ねします。当てはまるものに○を付けてください。

- 1. 建市職(資が筒行しても構わない。
- 2. 建市職、資が同行するのは断わる。

Primeiro, a equipe de pesquisa junto com um tradutor visitarão a sua casa para realizar a entrevista. Gostaríamos de saber se mais um funcionário da Prefeitura de Tsu também poderia participar da entrevista? Circule a resposta correspondente.

- 1. Sim, aceito a participação do funcionário da Prefeitura de Tsu na entrevista.
- 2. Não, não aceito a participação do funcionário da Prefeitura de Tsu na entrevista.

後に、訪問いたします盲時を決めたいと思いますので、あなたがご裎笔で、「調査のために時間(20 芳程度)を空けてもよい電音と時間審をお知らせください。訪問「調査に思せられる時間審を管の「表」の 経から遠んで○を付けてください。(いくつでも句)

Segundo, gostaríamos de programar o dia e horário. Você poderia anotar no quadro abaixo o dia e o horário que a equipe de pesquisa pode ir à sua casa para realizar a entrevista (aproximadamente vinte minutos)? Marque com um circulo no quadro abaixo. (Pode marcar quantos desejar.)

	月曜日 Seg.	火曜日 Ter.	水曜日 Qua.	木曜日 Qui.	金曜日 Sex.	主曜日 Sábado	日曜日 Domingo
1 0時から1 2時 10:00 às 12:00							
1 2時から1 5時 12:00 às 15:00							
1 5時から1 8時 15:00 às 18:00							
1 8時から2 0時 18:00 às 20:00							

訪問する具体的な盲時は、電話であなたと打ち合わせて決めたいと思いますので、あなたの電話番号をお知らせください。

Combinaremos o dia e horário, exato, da pesquisa verbal pelo telefone. Escreva o número do seu telefone abaixo.

あなたの電話番号 Seu número de telefone:

この用紙に記入の主、返信用の封筒に入れて投窗してください。封筒に切手を貼る必要はありません。

Após o preenchimento deste questionário, favor colocar no envelope-resposta e nos devolver. Não é necessário selar.

みなさんはお「花"しいと思いますが、津市における多文化共『生のあり芳を『考』えるための「調』査にどうぞご論。『五ください。

Pedimos desculpas por tomar o seu tempo e agradecemos pela contribuição na pesquisa de criação de uma sociedade multi-cultural na cidade de Tsu.

【問い合わせ発】

〒514-0112 津市一身田中野157 三重短期大学 地域問題研究所

TEL: 090-2613-8698 FAX: 059-232-9647 E-mail: kusumoto@tsu-cc.ac.jp

調查責任者 三重短期大学 法経科 准教授 楠本 孝

[Contato para informações]

₹514-0112 Tsu-shi Ishinden Nakano 157 Mie Tanki Daigaku(Universidade) Chiiki Mondai Kenkyuusho

Responsável pela pesquisa:

Prof. Kusumoto Takashi (Dep. de Direito e Economia, Mie Tanki Daigaku)

资料4 聴き取り調査 記録用紙

	来日外国人 生活実態調査記録用紙												
1	個人コード												
2	子どもの氏名												
3	世帯主氏名												
4													
	** 下部は興査終了後切り取り、三重短大にて保管 **												
5	個人コード												
6	性別												
7	生年月日												
8	国籍												
9	在留資格												
10	居住地区												
11	来日時期	世帯主				12	帰国回数	世带主					
		子ども						子ども					
13	転居・転校回数	転居											
		転校											
14	労働時間	世帶主											
		配偶者											
15	仕事の満足度												
										-			
16	医疫保険加入の有無												
17	就学状況												
18	教育の満足度												
		ļ								!			
	1	<u> </u>											

19	将来の計画	
20	子どもの進学	
21	日本語能力	世帯主 子ども
22	日本語習得への意欲	
23	子どもの母語能力	
24	生活の満足度	世帯主
		子ども
25	日本社会への要望	世帯主
		子ども
26	備考	
	調査年月日	
28	調査員名	

3 調査の結果

(1) アンケート調査の結果

①来日時期(日本滞在期間)

質問1は来日時期を訊いたものである。来日してから10年以上たっているという回答が半数以上になっている。15年以上というものも20人いて、全体の4分の1を超えている(図1-1参照)。子どもの来日時期を訊いた(2)については、「日本で生まれた」という回答もいくつか含まれており、この場合は生まれてから現在までの年齢を日本滞在期間と考えて、例えば8歳の子どもであれば日本滞在期間を8年として集計してある。その結果、全体の約半数(48.4%)に当たる45人が、6年以上10年未満となっている。10年以上も14人(15.1%)いて、この二つを合わせて6年以上日本に滞在する子どもの割合は、63.4%に達し、やはり子どもの日本滞在期間もかなり長くなっている(図1-2参照)。来日外国人の定住化傾向ということが定説になっているが、本調査でもそのことが裏づけられたと言ってよいだろう。

②帰国回数

質問2では、日本に住みはじめてからこれまでに何回帰国したかを尋ねたものである。保護者の帰国回数では、4回以上が18人(23.4%)とかなり多いが、この中には、8回、12回、20回というような回数に上っている者も含まれていて、頻繁に帰国しているものが少なくない。2回以上帰国している保護者が44人(57.1%)に達しており、帰国回数はやはり多いといえよう。(図2-1参照)。これに対し、子どもの半数以上が一度も帰国していない。子どもについては、頻繁に帰国しているとは言いがたい(図2-2参照)。

③転居回数と転校回数

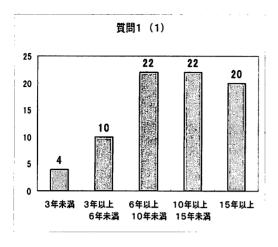
質問 3 は、保護者の転居回数と子どもの転校回数を訊いたものである。転居回数では、4 回以上が 2 8 人(36.4 %)にも上り、世情言われているように、来日外国人は頻繁に転居するということが言えそうであるが(図 3-1 参照)、転校回数では、約半数の子どもが一度も転校しておらず、保護者の転居に比べて子どもの転校は、それほど頻繁ではない(図 3-2 参照)。

4) 労働時間

質問4は、労働時間を訊いたものである。この集計結果については、留意していただきたい 点がいくつかある。

まず第一に、本アンケート調査は、前記のように2008年10月末に発送し、これに回答を記入していただいた時期は、おおむね11月である。したがって、2008年9月以降の不況の影響が既にこの地域の製造業に及んできている時期であり、もし調査の時期が半年前であれば、集計結果はまったく違ったものになった可能性があるし、さらに調査時期から半年を経過した現在では、集計結果がさらに別のものになっている可能性が高いということを念頭に置く必要がある。

第二に、これはわれわれの調査方法に問題があったのであるが、調査票(資料1-2)の質問4の文章を見ていただくと、その(1)で、「あなたの労働時間は週何時間ですか?」、(2)



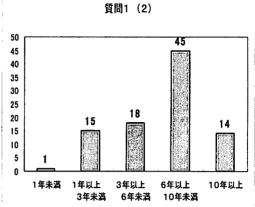
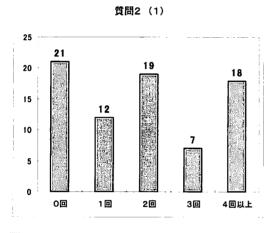


図2-1

図2-2



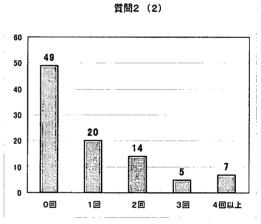
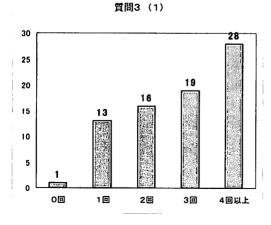
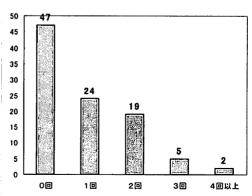


図3-1

図3-2





質問3 (2)

で「あなたの配偶者の労働時間は週何時間ですか?」と訊いているが、その「あなた」が父親であるか母親であるかを特定しない訊き方になっている。このアンケートに記入している者が父親なら、(1)で父親の労働時間が、(2)で母親の労働時間が記入されることになるが、記入しているのが母親なら、(1)で母親の労働時間が、(2)で父親の労働時間が記入されることになる。つまり、この「あなた」の意味をしっかり指定していなかったために、アンケートの回答からみると、それが父親の労働時間なのか、母親の労働時間なのか分からなくなっている。日本では、男性労働と女性労働との間に賃金格差があり、男性が主たる家計の担い手である場合が多いので、父親の労働時間と母親の労働時間を区別して調査することが必要であったが、質問文が不適切であったために、この区別がされていない。これは明らかに調査方法上のミスであり、これを教訓として次回以降の調査に生かしていきたい。

第三に、質問文は「労働時間は週何時間ですか?」と訊いているが、これに対する回答の中に、少数であるが、8時間とか10時間と書いてあるものがあった。これをどう解釈するか。実際に労働時間が減って週に8時間あるいは10時間しか働いていないのか? それとも週ではなく1日に8時間あるいは10時間働いていて、それをそのまま回答欄に記入したのか?注意深く質問文を読んでいただければ週当たりの労働時間を訊いていると分かるのだが、忙しい中でアンケートに答えている人が、1日当たりの労働時間を訊かれていると勘違いして答えてしまうということは十分にありうることである。そこで質問4の(1)(2)の回答については、例えば質問5で「現在の仕事に満足していますか」という質問をしているが、これに答えている内容などを参考にして、これは週ではなく1日の労働時間を書いたものだと明らかに判断できるものについては、週5日を労働日とみなして集計し直してある。そうした場合が、(1)(2)とも9例ずつあった。

以上のような留保付であるが、現在の労働時間を見ると、週40時間から50時間というところが一番多くなっていて((1)で 38.3 %、(2)で 47.7 %、合計で 42.5 %)、50時間以上((1)で 25.9 %、(2)で 12.3 %、合計 19.9 %)、60時間以上((1)で 17.3 %、(2)で 16.9 %、合計 17.1 %)もかなり多い(図4-1 及び4-2 参照)。2007年9・10月に行われた静岡県の外国人労働実態調査⁴⁾では、40時間以上50時間未満が 39.5 %、50時間以上60時間未満が 25.8 %、60時間以上が 22.7 %となっている(図4-3 参照)。これと比較すると、本調査での50時間以上、60時間以上の割合が小さくなっていて、長時間労働が減少していることが分かる。さらに、週労働時間が40時間に満たないものの割合が、本調査では(1)で 18.5 %、(2)で 23.1 %、合計で 20.5 %であるが、静岡調査では 7.1 %に過ぎず、この点からも本調査時点で労働時間が短くなっていることが見て取れる。そして、「あなたは、現在の仕事に満足していますか」という質問5の理由記述欄を見ると、「最近残業が減った」「いま仕事をしていない」という記載が多く、その結果として従来の労働時間よりも短い労働時間になったと考えられる。これは、調査時期が2008年11月だということと関連していよう。

図4-1

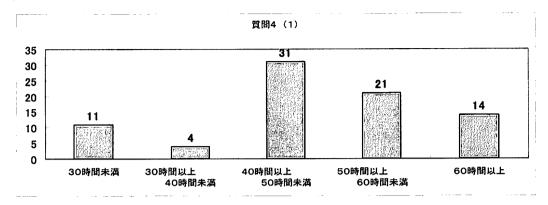


図4-2

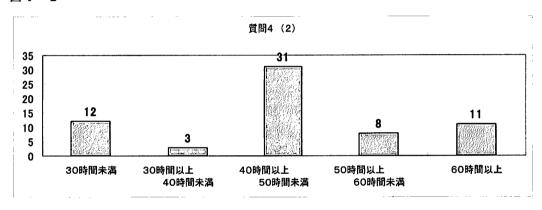
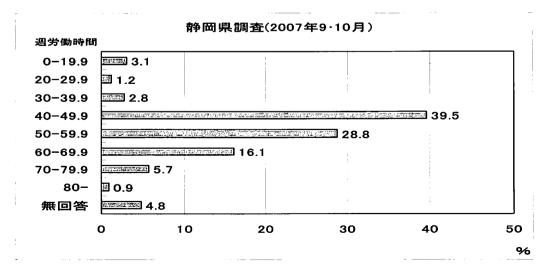


図4-3



⑤仕事に対する満足度

質問 5 は、現在の仕事に対する満足度を訊いたものであるが、「満足している」という回答が 55 %、「どちらかといえば満足している」という回答が 36 %、合わせて 90 %以上が「満足している」と答えている(図 5 参照)。しかし、理由欄を見ると、「満足している」と答えたものの中にも、「不安定で最近残業が減ってきた」と不安な心境を吐露するものが多いということに注意する必要がある。

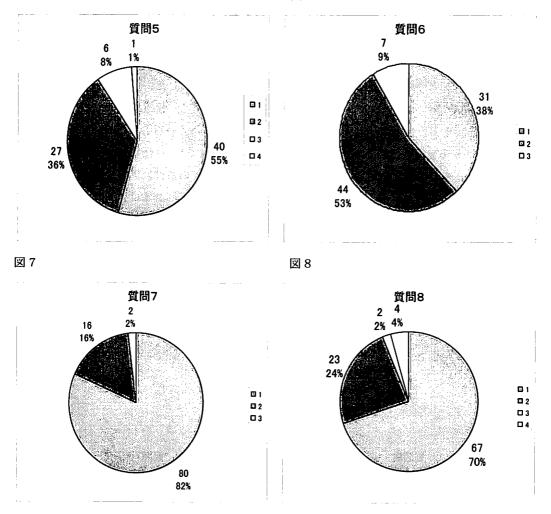
⑥医療保険への加入状況

質問6は医療保険に加入しているかどうかを訊いたものである。外国人労働者のなかに医療保険に未加入のものが多いということは、長い間外国人労働者をめぐる社会問題の一つとされてきた。本調査の対象は義務教育就学年齢の子どもを持っている家庭であることから、一般の家庭よりは医療保険に加入している率は高くなるだろうと推測される。結果は、職場の保険(外国人の間では「社会保険」といわれる)に加入しているものが 38 %、地域の保険(国民健康保険)に加入しているものが 53 %で、医療保険に加入していないと答えたものは7世帯 (9%)である(図6参照)。

ヒヤリング調査で「国民健康保険に加入しているが今保険料を滞納している」「期限があと 2ヶ月しかない」と話してくれた家庭があった。経済状況の悪化で無保険になる家庭が増える おそれがある。国会は2008年12月、国民健康保険法を改正して、国民健康保険の保険料を滞納した世帯主が同法9条5項の規定により被保険者証を返還した場合には、市町村又は特別区は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書を発行するが、その中に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者がいるときは、その被保険者に係る有効期間を六月とする被保険者証(短期被保険者証)を交付することとした(9条6項)。改正法施行の日(2009年4月1日)に改正前の規定により既に被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者がいるときも、同様に、世帯主に対し、当該被保険者に係る短期被保険者証を交付することとされている(改正法附則2項) 5)。この制度改革は外国籍の子どもにも及ぶが、短期保険証の発行の際には世帯主と面談することが市区町村に求められていることから、外国籍の子どもの保護者に制度改正の趣旨を周知することが求められる 6)。

⑦就学状况

質問7は、子どもの就学状況を訊いたものである。その結果、日本の学校に通っているものが82%、外国人学校に通っているものが16%である(図7参照)。どの学校にも通っていないと答えたものが1世帯2名(兄弟)いたが、これはいわゆる不就学ではなく、理由欄を見ると「今、二人はブラジルに帰っている」ということであった。つまり、今回の調査では、不就学者からの返信はなかったことになる。



⑧子どもの教育への満足度

質問8は、子どもが受けている教育に保護者が満足しているかを訊いたものであるが、「満足している」との回答が70%、「どちらかといえば満足している」との回答が24%で、両方を合わせて、ほぼ95%が満足していると答えている(図8参照)。

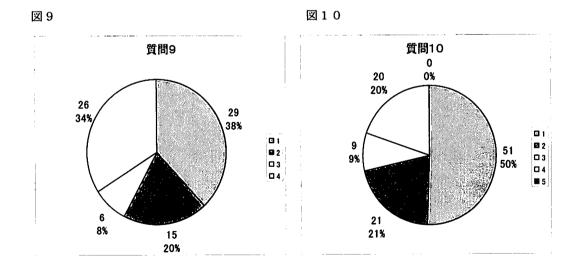
⑨将来の計画

質問9は、将来は日本に永住したいか、帰国したいかを訊いたものである。その結果、「永住を希望する」というものが 38 %、「できれば日本に永住したいが未定だ」というものが 20 %で、合わせて約6割のものが永住志向を示した。しかし、「将来は帰国したい」と言い切っているものも34%いる(図9参照)。

滞在年数が10年以上のものが多く、しかも仕事に満足していると答えたものが 90 %以上、子供の教育に満足していると答えたものが 95 %にもなっているので、永住志向がもっとはっきりと表れるかと思われたが、そうはならなかった。生活の実態としては、日本に定住していくという傾向を示しながら、いつかは帰国したいと考えているものが 30 %以上いるということである。これをどう解釈すればよいか。「できれば日本に永住したいけれど…」と答えたものや、「将来は日本に永住したい」と答えたものでも、理由欄に「最近経済の状況が悪くなっているから先行きどうなっているか分からないけれど」と書いているものが目立ち、将来の日本での生活に不安を持っているものが多い。ヒヤリング調査でも、「仕事もうまく行っているし、子どもも日本の学校に馴染んできて、今の生活に満足しているけれども、将来はブラジルに帰りたい」というものが何人かいた。それは「リタイアした後に日本に住むのはとても大変だ」、「仕事のあるうちはいいけれど、仕事ができなくなったときには日本にいられないだろう」と考えているものが多いということである。

00子どもの進学

質問10は、子どもを日本の学校に進学させたいか、母国の学校に進学させたいかを訊いたものである。これも将来の日本への永住の志向と重なっていると思われるが、「日本の学校に進学させたい」というものが50%、「できれば日本で…」と答えたものが21%あったが、「母国で…」という割合も30%弱あった。「進学させるつもりはない」という回答はなかった(図10参照)。



⑪子どもの日本語能力

質問12は、子どもの日本語能力を訊いたものである。質問10で見たように、子どもを日本で進学させたいと考えている保護者が約7割いるわけであるが、質問12は、子どもにそれ

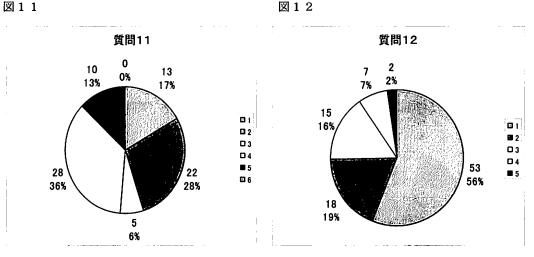
を可能にする学力がついているかという問題と関連しているといえる。結果は、「日本の学校 の授業が十分理解できるし、読み書きもできる」と答えた保護者が 56 %もあった (図11参 照)。これは、日本で生まれたり、滞在期間が長くなっている子どもが多くなっているという こともあって、日本語に不自由しない子どもが増えてきているということなのか、それとも保 護者の子どもの日本語能力に対する評価が甘いのか、はっきりしないが、子どもの日本語能力 についてかなり楽観的に見ている保護者が多いといえる。

外国人学校に通っている16人では、「読みも書きもできる」は3人に過ぎず、「日常会話 程度」が2人、「あいさつ程度」が6人、「まったく理解できない」が2人と(無回答3人)、 日本語能力を身につけていない子どもの割合が高い。

②保護者の日本語能力

質問11では、保護者に「あなたは日本語がどのくらい理解できますか」と訊いた。子ども の日本語能力が高まってきている反面、大人の日本語能力はなかなか高まらず、従来から保護 者が子どもに通訳を頼んで、そのために学校を休ませる例などが問題とされていたが、ここに きて政府・与党の政治家のなかから、日本語能力テストを実施して、在留期間の更新の際にそ れを考慮すべきといった見解が出されるなど、大人の日本語能力を問題にする場面が増えてき ていることから、この質問を設けた。結果は、「話すのも読み書きも十分にできる」と答えた ものが 17 %、「話すのは十分できる」 と答えたものが 28 %であったが、「日常会話程度だ」が 36 %、「あいさつ程度」というものが 13 %となっており、約半数の人が日本語で意思疎通できる が、約半数の人が日常会話程度しかできないということである(図12参照)。

図11



⑩保護者の日本語取得意欲

質問13は、保護者に「あなたは日本語を学びたいか」と訊いたものである。結果は、「学 びたい」、「できれば学びたい」 と答えたものを合わせると 96 %で、「学びたくない」 という

ものはほとんどいなかった(図13参照)。しかし、理由欄に「学ぶ機会がない」と書いているものが多いのである。「忙しくて日本語を勉強する時間がない」ということで、結局職場に日本人がたくさんいて日本人と話す機会が多ければそれだけ日常会話能力が高まっていくが、ブラジル人だけで話をしていて仕事ができるという場合には、日本語を学びたいという意欲があってもその機会がないということのようである。2008年11月に開かれた外国人集住都市会議の東京会議では、子どもだけではなく「大人の日本語教育をどうするか?どこが責任を持って教育に当たるべきか」ということが議論の大きな柱になり、「もっと企業が日本語教育を積極的に行うべきでないか」ということが言われていた。

個子どもの日本語習得への保護者の期待度

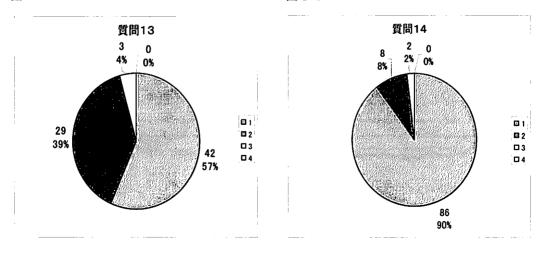
質問14では、保護者に「子どもに日本語を習得して欲しいか」を訊いている。結果は、90%の保護者が「ぜひ習得して欲しい」と答えている(図14参照)。理由は「日本で生活するのだから」というものが多いが、「経済的に有利だから」というものも見受けられる。日本の学校に通っている80人では、「ぜひ習得して欲しい」が73人と圧倒的に多く、「できれば習得して欲しい」2人、無回答5人となっているが、外国人学校に通っている16人では、「ぜひ習得して欲しい」が10人、「できれば習得して欲しい」が4人、「普段の生活のなかで自然に身につく程度でかまわない」が2人となっている。

15子どもの母語能力

質問15は、子どもの母語能力を訊いたものであるが、「会話も読み書きもまったく問題ない」という回答が43%、「会話は問題ないけれども読み書きは十分でない」が41%になっている。「会話も読み書きも十分でない」と答えたものが15%いるが、この15%を多いと見るか、少ないと見るかは、判断の分かれるところであろう(図15参照)。親とポルトガル語で話しているので日常会話は問題ないが、読み書きは十分でないという場合が多いようである。

図14

図 1 3



⑩現在の生活の満足度

質問16と17は、それぞれ保護者と子どもが、トータルで見て「現在の生活に満足してい るか」について訊いたものである。保護者については、「満足している」「どちらかといえば 満足している」がそれぞれ 49 %、40 %となっており、ほぼ 90 %の保護者が満足していると 答えている(図16参照)。子どもについても「満足している」が 67 %で、「どちらかといえ ば…」を加えると、やはり約 90 %が満足していると答えている (図17参照)。この種のアン ケートに答えてくれるのは生活が比較的安定している方に多いと考えられ、そうした回答者の **層に偏りがあることを考慮しなければならないが、調査の実施時期が経済状況の悪化が明白に** なってきた時期と重なるにもかかわらず、かなり高い満足度になっているといえるだろう。

図15



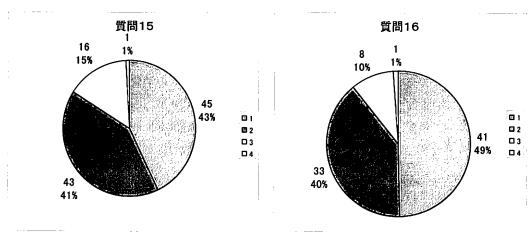
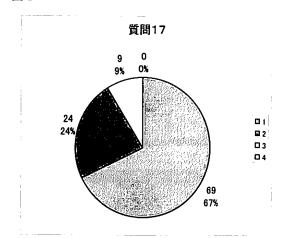


図17



⑰日本社会への要望

質問18は、日本社会への要望を自由に書いていただく欄であるが、ここで目に付くのは、 やはり差別の問題である。「日本人は、もっと外国人に対して心を開いて欲しい」というもの や、「ある特定の外国人が犯罪行為や問題行為をすることで、すべての外国人がそうであるか のように考えるのはやめて欲しい」という記述が多い。

(2) ヒヤリング調査の結果

ヒヤリング調査は、2008年11月末から12月中旬にかけて、全部で15世帯に対して行った。インタビューの時間は概ね1時間程度になったが、1世帯(父親が日本人で、子どもと母親が中国人という家庭)だけ、父親が夜勤に出る前のインタビューになったため、20分間という短い時間になったものがある。どの家庭でも、調査に協力的で、積極的に話をしていただいた。

①概要

訪問調査全体から受けた印象は、やはりこうした調査に協力していただける家庭は、基本的にあまり大きな問題を抱えておらず、保護者の仕事でも、子どもの学校生活でも、比較的良好な生活を送っている方が多く、その意味で調査対象者の層に偏りがあることは否定できない。今回のヒヤリング調査で大きな問題を抱えていると感じた家庭は2世帯で、これについては後で詳しく報告するが、その他の13世帯は、不況の中でも比較的安定した生活を送っているように見えた。

しかし、そうした比較的安定した生活を送っている家庭でも現下の不況の影響を受けないでいることはできない。ある世帯では、父親が最近になって長年働いていた会社を突然解雇され、つい先週次の仕事が見つかったばかりだった。一度に大量の解雇がなされたということで、多くの仲間がまだ失業中で、何人かはすでに帰国したという。「長年その会社で働いていながら、自分の落ち度じゃないのにクビを切られた」とインタビューの途中で涙ぐんでおられた。別の家庭では、両親ともに働いていて安定した生活をしているが、母親が使用者と現場の外国人労働者の中間的な立場で、現場で働いている同僚に解雇の通告をするのも自分の仕事になっていて、それが非常にストレスになっているとのことであった。このように、周辺には失業した人がたくさんいるけれども、本人はなんとか失業を免れている、あるいは母親は失業したけれども父親の仕事は続いていて、将来への不安を抱えながらも今はなんとか家計を維持しているという家庭が多く見られた。

②深刻な状況にあった例

次に、今回訪問調査したなかで深刻な状況にあった二つの世帯について概要を述べる。

一つの世帯は、父親しか働いておらず、鈴鹿の自動車関係の派遣で働いているが、訪問調査 に行った日(12月上旬)の先々週が3日間自宅待機、先週が4日間自宅待機で、先月は手取 りで5万円しかなかった。母親は、病気をして先日まで入院していて、入院医療費も払えてい ない。中3の男子の上に義務教育就学年齢を過ぎた姉が二人いるが、上の姉は働いていたけれども妊娠したことが会社にわかって解雇されてしまった。下の姉は、16歳だけれども、日本語ができず、今の状況では仕事がない。一番下の子が中学3年生で高校進学を控えているのだけれども、日本語能力は十分でなく、高校進学の意思をまだ中学の先生に伝えていないとのことであった。経済的に非常に困窮しているのであるが、それもさることながら、地域社会から孤立しているという点がいっそう問題で、日常生活のなかで近隣の住民との間にたびたびトラブルが起こっていた。強い疎外感、非差別感を持っていて、経済的にも心理的にもかなり追い詰められているように見受けられた。

もう一つの世帯は、小学生から中学生まで就学年齢の子どもが6人いて、しかも新しく生まれたばかりの赤ちゃんを含めて、就学以前の子どもが二人いる家庭である。この家庭も働いているのは父親だけで、2008年1月までは建設会社の準社員の身分で安定していたが、2月にそこを辞めて廃品回収業を始めた。鈴鹿に土地を借りて鉄とかアルミとかを集めて当初はうまくいっていたのだが、北京オリンピックが終わると同時にリサイクル品がまったく売れなくなった。売れても値が安く、大家族を支えられるような金額にはならない。借地にはリサイクル品が積み上がっていて、それを撤去するトラックを借りるのに相当なお金が要るので、やむなく借りたままになっているけれども、借地代も払わなければならない。仕事は警備員や草刈を請け負うなどしているが、安定的な収入は得られない。この家庭も経済的にかなり困窮していることが見て取れた。父親に「今何が必要か」と訊いたところ、「今は民間の借家で高い家賃を払っているので、公営住宅に入りたいけども、なかなか認めてくれない」ということであった。インタビューの際、学校に行っていなければならない時間に子どもが数人居たので、「学校は?」と訊いたら、「風邪気味なので休ませた」という返事が返ってきた。

③卒後就労していない若年者

本調査の直接の目的からは若干ずれるが、訪問調査の際に強く印象に残った点がある。それは、義務教育就学年齢を過ぎているものの高校には進学せず、働いてもいない16歳,17歳の子どもが見受けられたことである。15世帯のうち3世帯にそのような子どもがいた。1人は中学卒業時に高校受験をしたが失敗し、来年また受験するということであったが、他の二人は目的なく家に引き籠もっているように見えた。こうした子どもたちが、いったい何人いるのか、推測する手段もない。早急の調査が必要であると感じた。

注

1) 代表的なものとして、佐久間孝正『外国人の子どもの不就学』(勁草書房、2006 年) 74 頁以下。それによると、親の滞日計画がはっきりしないため、日本の学校にどっちつかずの状態で接しているうちに、子どもたちは学習意欲を喪失していく。「がまんしろ、もう少ししたら帰国するから」などという親の何気ない言葉が、子どもの学習意欲を左右する。雇用形態も親の日本での滞在意識を深く規

定し、親の出稼ぎ感覚が子どもの教育にも大きな影響を与える、と指摘している。他に、イシカワエウニセ アケミ「家族は子どもの教育にどうかかわるか―出稼ぎ型ライフスタイルと親の悩み」宮島喬/太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』(東京大学出版会、2005年)95 頁。

- 2) 小島祥美他「外国人の子どもの教育環境に関する実態調査」平成15年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業『多民族文化社会における母子の健康に関する研究』分担研究報告書、149頁。
- 3) 2006 年に浜松市が 16 歳以上の南米系外国人を対象に行った生活・就労実態調査(調査受託者:池上重弘)では、外国人登録データから無作為抽出し調査票をメール便で送付し返送してもらう方法での調査の調査票回収率は 28.6 %とされる。同じ調査で外国人雇用企業や、外国人学校、公立小学校を経由して調査票を配布回収する方法での調査の場合、調査票回収率はそれぞれ 59.2 %、55.7 %、65.4 %であり、調査全体では 48.5 %であったという(浜松市企画部国際課『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査報告書』(2007 年 3 月) ii 頁)。2007 年に静岡県が 16 歳以上のブラジル人を対象に行った労働実態調査 (調査受託者:池上重弘)でも、外国人登録原簿からの無作為抽出しメール便で送付・回収する方法での調査の調査票回収率は 28.2 %で浜松調査とほぼ同じ数字になっている。同じ調査で小中学校経由で配布・回収した場合は 56.3 %、高等学校経由で配布・回収した場合は 25.3 %、全体で 35.3 %となっている (静岡県県民部多文化共生室『静岡県外国人労働実態調査 (外国人調査)報告書』(2008 年 3 月) ii 頁)。この二つの調査からも、外国人と関わりの深い機関を通じて調査票を配布・回収する調査方法に比べて、郵送により送付・返送する調査方法の調査票回収率が低くなることは避けられないといえる。逆に言えば、そうした機関に働きかけて調査への協力を求めることで、郵送による送付・返送による調査方法でも調査票回収率を高められる可能性はある。
- 4) 上掲注3) の報告書、16頁参照。
- 5) 国民健康保険法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 97 号)。本法の制定過程と概要については、石引康裕「中学生以下の子どもの無保険状態を救済一児童に係る国民健康保険資格証明書問題の解決に向けて」時の法令 1832 号 6 頁以下参照。
- 6)国民健康保険法の一部を改正する法律の公布に伴って発せられた厚生労働省保険局国民健康保険課長等の通知「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について」(保国発第1226001号、雇児総発第1226001号、平成20年12月26日)には、以下のように記されている。「有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際には、滞納世帯主との接触の機会の確保に務めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触が取れない場合は、そのような状況を放置することは望ましくないものであることから、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に務めること」

【 調査 】

自動車リサイクル企業の現状と課題 --- 三重県下3社に対する訪問調査記録---

島内 高太

はじめに

地球環境問題の深刻化を背景に「持続可能な発展」や「循環型社会」の実現が模索されている。日本企業による「環境経営」への多様な取り組みもその一環として注目できる。なかでも 日本の自動車メーカーによる、ゼロエミッション化などの環境配慮型工場運営やハイブリッド カー開発などの環境配慮型製品の展開は先進的な位置にあるといえる。

しかし、循環型社会の実現を視野に入れて、製品の生産・使用にかかわる「動脈」産業と製品の再利用・処理にかかわる「静脈」産業のバランスの良い発展の必要性を説く植田和弘氏などの議論¹⁾を接用すれば、日本企業が近年進めている「環境経営」の多くは産業の「動脈」部における環境配慮行動であり、今後は、製品の再利用・処理を担う「静脈」部の発展も重要視されねばならないことが理解できる。たとえば自動車産業についていえば、メーカーが生産・販売し、消費者が購入・利用した後の使用済自動車をリサイクル・適正処理する主体(あるいはシステム)を発展させることは、一つの重要な課題となる。

だが、「動脈」部の中心に位置する自動車メーカーがその資本力と技術力を背景に「環境経営」を発展させている一方で、自動車リサイクルに関わる「静脈」部の事業者には中小零細規模の企業が多く、効率的かつ適正な自動車リサイクルの広範な推進には限界があることも指摘されてきた²⁾。また、使用済自動車を効率的かつ適正にリサイクルするには、その担い手である事業者が一定の技術、設備、人的資源を確保・蓄積することや、それらの経営資源を組み合わせて活用するための経営管理方式を発展させることも必要になる。そのための課題や道筋を明らかにすることは経営学の大きな課題であろう。

この点について、企業の「環境経営」を研究する所伸之氏は、企業は既存の社会経済システムにおいて最も環境に負荷を与えてきたと同時に、新たな社会経済システムを構築するうえで必要な資源を多く有する存在でもあると位置づけ、その取り組みに関する正確な事実認識とそれに基づく理論化を進めることが重要であるという。そしてまた、その研究の発展には理論化の基礎になる良質なケーススタディの蓄積が欠かせないと指摘する³)。しかし、貨隆夫氏が指摘するように、経営学はこれまで「動脈」部の企業の研究をベースに発展してきており、その分野の研究は厚く蓄積されているが、「静脈」部の企業については必ずしも十分な研究蓄積がないのも事実である⁴)。自動車産業・企業の持続可能な発展を展望するためには、これまで手薄であった「静脈」部の企業経営研究についても事実認識、ケースの蓄積、理論化を進めていく必要がある。

本調査ノートは、上述した問題意識に基づいて、三重県下の3つの自動車リサイクル事業者に対する訪問調査記録⁵⁾を整理したものである。その目的は、「静脈」産業の企業経営の特質について検討するための素材を提供することにある。なお本稿では、研究対象を自動車リサイクル企業(あるいは自動車リサイクル事業者)と呼んでいる。ここで自動車リサイクル企業とは、"廃車を仕入れ、廃車の解体処理を行い、そこで取り出した素材や部品の販売などを行っている事業者"つまりビジネスとして使用済自動車のリユース・リサイクルを展開する事業者を示す⁶⁾。以下、Iにおいて日本の自動車リサイクルシステム(2005年自動車リサイクル法施行後のシステム)の特徴を検討し、そのうえでIIにおいて訪問調査結果を整理する。

I 自動車リサイクルシステムの変化と自動車リサイクル企業の経営課題

日本国内では、毎年約 1,000 万台弱の自動車が生産され、その半分程度が国内販売されている。これに対して、国内販売台数に近い約 500 万台の使用済自動車が毎年発生しており、そのうちの約 400 万台程度が国内において解体・処理・リサイクルされている。

インボーター メーカー ディーラー等 ディーラー特 輸入甲販売 約28万台 新車販売 約552万台 日経ユーザー 使用消息動脈 约500万台 551)400万台。2 中古电线出 25% (約100万台) 路上放棄車 整偶级者 中华国内阿尔 (約1万8000社) (約8万社) (約5万社) 地方公共団体 CFC12:HFC134a(プロン) way kwendi フロン回収 破壊システム 解体菜者(約5000社) 廃車ガラ 再真源化部品 **再使用部品** エアバッグ (エンジン、タイヤ等を 取り外した外枠だけの状態) (エンジン 税望 非数金属、タイヤ) 約15% エアバッグ 部局、電視局) 20~30% tine: 適正処理 システム 55~65% (自主的取組) プレス(粉砕前処理) シュレッダー業者(約140社) ダスト 20~25% 素材としてリサイクル 50~55% 部品としてリサイクル 20~30% 埋立て・焼却 リサイクルボ 75~80%

図1 従来の自動車リサイクルシステム

出所) 竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004)より転載。 業の中心的存在は解体業者であるともいえる。

来の中心的仔住は胖体来有じめるともv'んる。 なお、解体業者による解体処理から発生した"廃車ガラ"はシュレッダー業者に引き渡され

ここではまず、自動車リサイク ルのプロセス7)を概観しよう。 図1のように、使用済になった自 動車は最終ユーザーから直接、あ るいは整備業者・中古車専門店・ ディーラーを経由して、解体業者 に持ち込まれる。解体業者はその 使用済自動車から、フロンやエア バッグなど専門的処理を要する もの、エンジンや変速機など中古 部品として再利用できるもの、そ して鉄やアルミなど再生資源と してリサイクルできるものを、そ れぞれ回収する。このように、自 動車リサイクルの中心には解体 業者が位置しており、多くの場合、 こうした解体業者は回収した中 古部品や再生資源の販売を事業 の柱に据え、収益を確保している。 その意味で、自動車リサイクル企

て、材料リサイクル向けの金属スクラップとゴミであるシュレッダー・ダストに選別され、こ のうち処理の難しいダストの部分は産業廃棄物として埋め立て処分される。

以上が従来のリサイクルのプロセスであるが、それは、使用済自動車から回収される中古部 品や金属の価値の高さ故に、「市場原理による自動車のリサイクル・処理」 8) として展開されてきたという点には注意が必要がある。つまり自動車リサイクルは、解体業者を中心とする自動車リサイクル企業が、購入代金を支払って使用済自動車を確保し、回収した中古部品や再生資源の販売で収益をあげ、また廃車ガラも有価物としてシュレッダー業者に販売するというように、関連主体のビジネスとして市場を媒介に展開されてきたのである。

ところが 1990 年代になると、従来の自動車リサイクルシステムの機能不全が指摘されるようになる。1985 年のプラザ合意を発端とする円高を反映した安価な鉄スクラップ輸入の増加が鉄スクラップ価格を大幅に下落させ、さらに産業廃棄物最終処分場の逼迫は、処分場での適正処理が義務付けられているシュレッダー・ダストの処分費を高騰させたため、解体業者の経営は圧迫され、不法投棄の増加も懸念されるようになったからである⁹⁾。実際、大規模産廃不法投棄事件である「豊島事件」など社会問題も発生し、シュレッダー・ダスト問題への対応を中心に社会的関心も高まっていった。

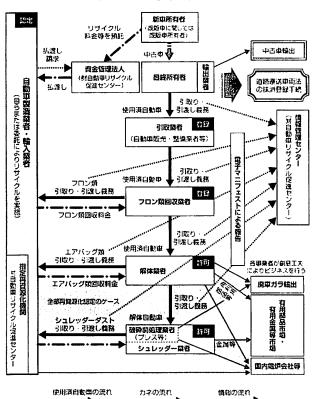


図2 自動車リサイクル法下のリサイクルシステム

出所) 竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004) より転載。

こうしたことを背景に、使用済自 動車のリサイクル・適正処理を持続 的に実施できる体制を整備して不法 投棄防止・最終埋立処分量極小化を 図ろうと、2002 年 7 月に制定され たのが自動車リサイクル法(「使用済 自動車の再資源化等に関する法律」) である¹⁰⁾。では、同法下で展開さ れる新たなリサイクルシステム11) の特徴はどこにあるのだろうか。そ の第1の特徴は、リサイクル・適正 処理の促進のために各事業者の既存 の役割分担をベースにしつつ、リサ イクル・適正処理の持続性という観 点から、関連主体の義務・役割を明 確化したことにある。

そこでは、図2に見られるように、 自動車所有者については、リサイク ル料金の預託と使用済自動車の引き 渡し義務が明確化された。また、自 動車メーカー(および輸入者)に対しては「拡大生産者資任」制度が導入された。それまで自動車メーカーは、自動車リサイクルシステムに深いかかわりをもってこなかったが、同法は、シュレッダー・ダスト、エアバッグ類、フロン類の「指定三品目」の引取りとリサイクル・適正処理をメーカーに義務付けたのである。さらに、自動車リサイクル関連事業者の義務・役割が明確化された。関連事業者(新車・中古車販売業者、整備事業者、解体業者、破砕業者等)に対して許可・登録制が導入され、使用済自動車のリサイクル・適正処理を確実にするためのルートや事業者のハード(処理設備等)・ソフト(オペレーション)にかかわる法的基準が整備された12)。

このように同法は、自動車リサイクルの持続性を高める基盤を整備するものであった。たと えば 2004 年 9 月に 218,359 件であった自動車の不法・不適正保管件数が、2007 年 3 月には 35.064 件にまで約 8 割も減少したことを考えると、一応の成果を上げていると評価できる¹³⁾。

ところがその一方で、自動車リサイクル法の施行は自動車リサイクルの中心的な担い手である自動車リサイクル企業にとっては、実は「従来にはない厳しい試練と淘汰の時代」¹⁴⁾ の幕開けを意味していた。というのも、自動車リサイクル関連事業を営むためには自治体からの許可取得が必要になったため、関連事業者の多くは法基準を満たすための追加投資を必要とされることになったのである¹⁵⁾。また、自動車リサイクル法では使用済自動車のリサイクル・適正処理の責任を自動車メーカーに課しているため、自動車メーカーはリサイクル過程における問題発生(事故や不適正処理の発覚)を回避しようと、制御しやすいリサイクル企業をパートナーに選ぶ可能性が高まることが指摘されている¹⁶⁾。こうして、自動車リサイクル法は業界の再編淘汰を加速させる契機になったといえる。

第2に、自動車リサイクル法施行を新しい事業機会と捉え、解体業者以外の多様な主体(中古車販売業、シュレッダー業、商社、および協同組合など)も自動車リサイクル事業に本格的に参入するようになっている。2006 年度末において、自動車リサイクルシステムに参加する事業者数は全体で約12万、解体業者で約6,500事業者に及んでいるが、新規参入組には大規模な設備投資を前提に進出する企業もあり、自動車リサイクル企業の潜在的処理能力は、すでに国内流通使用済自動車の合計台数を上回るとも言われている¹⁷⁾。そのため、生き残りをかけた激しい企業間競争が繰り広げられていると考えられる。

次に、自動車リサイクル法以降の新たな自動車リサイクルシステムの第3の特徴は、「全部利用」あるいは「全部再資源化」という新たな手法が提起されたことである。これは、処理困難なシュレッダー・ダストを一切出さずに処理する方法のことであり、「解体自動車全部利用」(法第 31 条)と呼ばれる。具体的には、自動車リサイクル企業が廃車ガラをプレスして鉄鋼原料に仕上げ、電炉・転炉メーカーがその廃車由来の鉄鋼原料を燃料として用いるものであり¹⁸⁾、自動車リサイクル企業と電炉・転炉メーカー、そして両者を調整する商社の三者が、トヨタやホンダを中心とする TH チームと日産等を中心とする ART チームのいずれかあるいは両方において「コンソーシアム」を組んで実行する¹⁹⁾。

この仕組みでは、本来は自動車メーカーが引き取って適正処理すべきシュレッダー・ダストが一切発生しないため、チームからコンソーシアムに対して全部再資源化費用が支払われる。その一部が自動車リサイクル企業にも支払われるため新たな収入源になってきている。しかし、「全部利用」を実行する「コンソーシアム」を組むためには、当事者となる三者はリサイクル率や経費の明細を自動車メーカーに提案し、自動車メーカーによる審査選定を通過する必要がある。その際の基準は "銅分を 0.3%以下まで落とした廃車由来スクラップを提供できるかどうか" にあると言われており、自動車リサイクル企業には精緻な解体処理が求められることになる。つまり、自動車メーカーにとって好都合な、"シュレッダー・ダストが一切発生しない仕組み"は、自動車メーカー主導による一定レベルの事前選別とそれに対応しようとする自動車リサイクル企業の企業努力によって成立するのである²⁰⁾。

以上のように、自動車リサイクル法の施行は、関連主体の役割・義務と主体間の関係性の明確化、そして新たな処理方法の提案を通じて、たしかに持続的な自動車リサイクルを実現する 基盤を整備するものであった。しかしそれはまた、自動車リサイクル業界の再編淘汰や企業間 競争の激化を促し、自動車リサイクル企業にはより一層の企業努力が求められるようになって いる。

中谷勇介氏によれば、解体業者を中心とする自動車リサイクル企業の事業は、①引き取った使用済自動車から市場価値のある部品を取り出して中古部品として販売を行うビジネスと、② 部品などを取り外して残ったガラを「鉄スクラップ」として電炉メーカーなどに販売するビジネス、の二つに大別されるという²¹⁾。また JETRO「産業レポート」は、自動車リサイクル法施行以降、新たにシュレッダー・ダストのリサイクル市場が創出されたことを指摘している²²⁾。いずれにしても、自動車リサイクル企業にとっては、どの事業を戦略の柱に据えて自社のポジショニングを確立するかが重要になっている。

また、具体的な事業運営については、事業の出発点となる使用済自動車を安定的に確保する 仕組みの構築や、法的基準を満たしかつ精緻な自動車解体と高品質の中古部品生産を実現でき る解体処理システムの構築など、購買・生産職能における能力構築がとくに重要になっている。

以上のことを踏まえると、自動車リサイクル企業の経営を検討する場合、限りある使用済み 自動車をどのように確保・解体処理し、いかなる販路で収益化するか、また一連のプロセスを どのような経営資源(設備や人的資源)や経営管理方式の展開により実現するか、という点が 注目される。以下では、こうした諸点に留意しながら、訪問調査結果を整理したい。

Ⅱ 調査記録

1 A協同組合

(1) プロフィール

A協同組合は、2004年11月にディーラーを中心とする鈴鹿市の企業46社の出資により設立された。自動車リサイクル法施行を契機に、自動車関連企業の多い「鈴鹿にリサイクル拠点

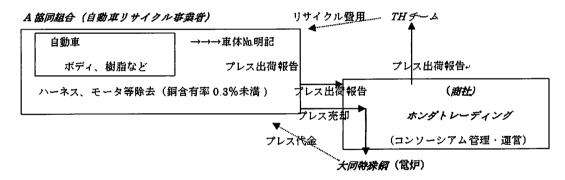
を」との機運が高まり、行政と商工会議所の協力のもとで設立された自動車リサイクル法施行 以降の新規参入組である。自動車リサイクル業界では最大級の最新鋭工場を保有しているとい う。調査時点における従業者数は合計 36 名、資本金は 9.580 万円である。

(2) 事業の特徴

A協同組合では「『ゆりかご』から『ゆりかご』へ」という事業方針を掲げ、使用済自動車の100%リユース・リサイクルの実現を目指している。事業の中心は使用済自動車の解体処理を通じた中古部品の生産・販売と再生資源の販売であるが、処理プロセスから発生する廃車ガラのシュレッダーレス処理、つまり自動車リサイクル法の主目的であるシュレッダー・ダスト減量のための「全部利用」にも力を入れている。

後者について A 協同組合は、自動車リサイクル法「第 31 条」認定業者として TH チームおよび ART チームの両方で認定を受けて「全部利用」に参加している。たとえば、TH チームに関しては、電炉メーカーの大同特殊鋼および商社のホンダトレーディングと三者でコンソーシアムを組んでいる。電炉メーカーからはプレス代金が、自動車メーカー(チーム)からはリサイクル費用が支払われるなど、シュレッダーレス処理もひとつの収益源になっている。(図 3)

図3 A協同組合における第31条認定コンソーシアム



出所) A 協同組合配布資料を参考に筆者作成

しかし、シュレッダーレス処理に対して支払われる全部再資源化費用は1台当たりコンソーシアムに対して数千円程度であり、そこから自動車リサイクル事業者に配分される部分だけでは採算は取れない。つまり、「全部利用」に力は入れているものの、そこからあがる収益が低く、手続きも煩雑なため、事業の柱は、中古部品販売や再生資源販売ということになる。

中古部品販売については、約 4500 種類ほどの部品を扱っており、その販路は 7 割が国内販売、3 割が海外輸出である。国内販売の場合は、中古部品在庫共有ネットワーク NGP グループを通じた販売も多い。また中古部品販売と再資源化の割合は、3:7 (昨年) ~7:3 (今年)と幅がある。昨年は資源高騰を受けて再資源化に回す割合を増加させたが、リサイクルや再資源化の本来の趣旨から考えると、市場価格の変動で事業が左右されるという点には多少疑問も感じるという。いずれにしても、A 協同組合は中古部品と再資源化の割合を市況に応じて変化

させながら事業運営している。そのため、部品や素材の価格を常に把握する力や、販路選択と 価格設定について判断する「目利き」といわれる能力が重要になるという。

(3) オペレーション

表 1 A協同組合における使用済自動車仕入と生産(10カ月間の推移)

単位: 台

	Dec-05	Jan-06	Feb-06	Mar-06	Apr-06	May-06	Jun-06	આ-06	Aug-06	Sep-06	合計	平均
仕入	897	326	461	835	610	567	1109	1028	766	960	7559	755.9
生産	342	289	462	783	766	746	1020	1019	712	1107	7246	724.6

出所) A協同組合配布資料を参考に筆者作成

①使用済み自動車の確保

Iで述べたように、自動車リサイクル事業の出発点は使用済自動車の確保にある。調査時の配布資料によれば、A協同組合の2005年12月~2006年9月の10カ月間の仕入実績は約7,559台である(表1)。仕入先は個人、ディーラー、中古車販売店、整備業者など様々である。個人を除けば、三重県内の約100社と取引しており、ディーラーに限れば地元のホンダ系からの確保が多い。また全体としては国内販売シェアに比例したような割合で使用済自動車が入ってくる。使用済自動車の安定的な仕入れのために、会員企業でもあるホンダ系、トヨタ系のディーラーから多く仕入れているという。

②解体処理工程

こうして仕入れた使用済自動車の解体処理について見よう。処理プロセスの全体を簡略化して示せば、前処理→中古部品・再生資源回収→圧縮成型によるプレス製品化、の3段階がある。はじめ、使用済自動車は駐車場のような受け入れヤード(500 台収容可能)に保管され、そこからフロン類・エアバッグ類の処理工程、そしてガソリンなどの燃料とウォッシャー液などの液類の回収工程へと進む。これらが前処理工程である。

前処理工程の後には、事業の柱となる中古部品や再生資源を取り外す解体処理工程(あるいは生産工程)が続く。A協同組合の解体処理工程は、ジブクレーンや車体反転機などで構成されており、自動搬送装置でライン化されているわけではないが、工程はライン状に配置されており、それに沿って配置された作業者が順次、取り外し作業を行う。その際、「全部利用」の基準である「銅含有率 0.3%未満」をクリアするためにワイヤーハーネスやモータなどの取り外しには特に気を使う。その後、解体処理工程を経て排出される廃車ガラは、フォークリフトで30tのプレス機に運ばれ、そこで処理時間 4分で 1m 四方のプレス品に加工される。銅含有率が低く、そのまま転炉で利用されることから「エコプレス」とも言われる。これが商社経由で自動車リサイクル法「第 31 条」認定業者の電炉メーカーに出荷され、そこで燃料として電炉

に投入される。

A協同組合の工場は、2直=16時間で稼働した場合、月間 2500 台の処理が可能であるが、調査時点では1直稼働で月に約500 台程度を処理していた。仮に1カ月の稼働日を22日とすれば、1日23 台ほどの処理ということになるから、1時間に2~3台のペースで解体処理が進められている。解体処理の対象となる使用済自動車は、メーカー・車種によって部品形状や取り外し順序が異なっているため作業者が柔軟に対応する必要がある。そのため、A協同組合では手バラシ解体を重視している。これは柔軟性のみならず、部品や素材を出来るだけ細かく分別するためであり、A協同組合が重視する「全部利用」の基準(銅含有率0.3%未満)の達成にも役立っている。作業者のなかにはディーラー整備士の経験をもつ整備士免許保有者などもいる。

解体処理の方式について、従来この業界ではスピードや処理量の観点からニブラ(ショベルの先端が大きなハサミになっている重機)を用いた解体法が広く採用されてきたが、正確な解体処理によってリユース・リサイクルを促進しようとすれば、人手に頼った方が良いという。また、人手に頼るという点について、解体処理工程において製造業で盛んなQCサークルのような改善活動にも取り組みたいが、組織もまだ新しく、従業員も若いため、内部教育も含めて今後の課題になっているとのことであった。

2 B社

(1) プロフィール

(2) 事業の特徴

B社の事業の中心は中古部品の国内販売である。取り組む事業は、①中古部品の国内販売、②素材の国内販売、③部品・素材の貿易(輸出)の3つに大別されるが、売上高の8割が中古部品の国内販売によるものであり、素材の国内販売と貿易はそれぞれ1割にとどまっている。このような事業構成をとるのは、自動車リサイクル事業の収益構成を考えた場合に、中古部品の国内販売が最も安定しているからである。素材の販売も事業として重要ではあるが、価格

. 相場が不安定であるためそれに依存することはできないという。そのため、修理工場や個人向けの中古部品販売を重視している。なお、中古部品在庫共有ネットワークを通した国内販売は、国内販売全体の50%ほどを占める。国内部品販売は、扱う部品点数も多く、コンピュータネットワークを利用した仕事も急増しているため、その領域では、中途採用を中心に若年層も積極的に採用したいと考えている。

以上の事業に加え、解体処理後に排出される廃車ガラについて、2006 年からは自動車リサイクル法「第 31 条」の全部再資源化認定業者(TH チーム、ART チームの両方)として、廃車ガラ全体の 2 割程度(両チーム 1 割ずつ)を「全部利用」に回している。「全部利用」に回す分が 2 割程度にとどまっているのは、仕入れ車両が多い時には精緻な解体作業を行う時間的余裕がなくなるためであり、また、電炉メーカーの都合やプレス品の納入価格の変動を見ながら経済性を追求する必要があるためである。とはいえ、少ない割合でも「全部利用」に参加するのは、経営の質を高める、あるいは環境に配慮出来る企業としての証明を得る、という積極的な意義があるからだという。

(3) オペレーション

①使用済み自動車の確保

さて、事業の出発点となる使用済自動車の確保について見よう。調査時点では、月に約 350 台を仕入れていた。主に、自動車整備業者から 6 割、新車・中古車販売店から 2 割ということである。ただし近年、使用済自動車の確保において企業間競争が激化し、値上げ競争のような様相を呈しているという。使用済自動車の買い取り代金は、一台当たり平均 13,000 円程度²³となっており、人件費、設備費と並んで大きな費用負担となっている。

そのため、仕入れ段階において、一台の使用済自動車からどの程度の売上があがるのかを判断する「目利き」の力が重要になるという。解体して再生資源を販売する場合は排気量等から売上を計算し易いが、中古部品生産の場合は、どの部品がいくらで売れるのかを判断する必要がある。国内向け中古部品販売が売上全体の8割を占めているため、この能力は特に重要になる。この能力、ノウハウは経験を積んで習得するしかないと言われており、それを担っているのは20年程度の経験を持つ従業員であるが、その数は限られているという。

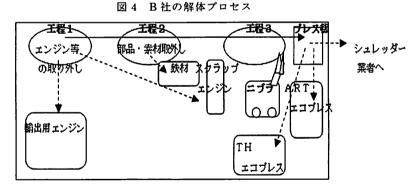
②解体処理工程

次に、仕入れた使用済自動車の解体処理の流れを見る。まず、仕入れた使用済み自動車は入庫車両チェックコーナーで、中古部品生産用と再資源化用に区別される。仕入れた約350台のうち、約150台は中古部品を回収するため商品化工場へ運ばれる。商品化は中古部品を取り外して販売用に商品化する過程であるため「生産」とも呼ばれている。それ以外の車両は(そして、商品化工場で部品取り外しの済んだ車両も)再資源化工場にまわる。1カ月の稼働日数は23日間であり、商品化工場では1日6.5台、再資源化工場では1日15台ほどを処理している。

解体処理の概要を商品化工場について見ると、ここでは国内販売向けの中古部品生産が行われる。まず車両は、テスト棟に運ばれて各種テスター機を使った、エンジン、ミッション等の機動テストにかけられる。そしてその後、再使用できる部品を商品化工場で取り外す。商品化工場は、同時並行で3台ほどの処理が出来るようになっている。そこでは、使用済み自動車を定位置でリフトアップして、部品(エンジン、フェンダー、ドアパネル、ドライブシャフトなど)を一つひとつ手作業で取り外し、内製したキャスターに置いていく。一台分の作業が済むと、工場内のチェックスペースへと運び、そこで取り外した部品の形状、仕様、色、傷などを目視検査し、品質情報として作業指示書(販売部署が発行する)に記入する。その後、部品は商品化工場に併設された商品在庫棟で保管されるが、在庫管理はすべてB社が加入している中古部品在庫共有ネットワークのネットワークと連動しており、オンライン管理されている(部品一つひとつにQRコードが付与される)。

B社は国内向け中古部品販売事業に力を入れているため、この商品化(=生産)工程については特に重視しているようである。たとえば専用テスト設備を設けて品質確認を行っていることについては、"本当はそこまでやらなくてもやっていけるのだろうが、顧客との信頼関係を築くにはそこまでの企業努力が必要だ"とのことであった。また中古部品の徹底したオンライン在庫管理は、スピーディーな在庫確認と品質確認を可能にしている。

次に、再資源化工場を見よう。工程は、前処理(フロン類・エアバッグ類の回収とオイルや 廃液の抜き取り)→解体処理の順で進む。図4は、解体処理工程の流れを示している。



出所) 訪問時のメモより籤者作成

輸出用エンジンとスクラップ用エンジンに分別する工程がある。次に、足廻りの鉄材を取り外す。そして三つ目に、ニブラを用いてワイヤーハーネス等を細かく分別する作業がある。ニブラとはショベル機の先端に大きなハサミがついた重機だが、意外に器用に分別していく。この各作業工程は、車両が順次工程を進むように配列されているが、基本的に人力で作業対象を移動させている。また、この再資源化工場(解体工場)の雰囲気は、商品化工場とは大きく異なっている。作業環境や設備など、B 社自身も認めるように 3K 職場である。この点の改善は、

今後の同社の発展を考えたとき大きな課題になるように思われる。

以上の解体処理を経て排出される廃車ガラは、プレス機でプレス品に加工され、シュレッダ 一会社向けと全部利用者向けに区別して保管、出荷される。

3. C社自動車リサイクル事業部

(1) プロフィール

C 社は、現会長が 1976 年に中古車販売事業者として設立した企業である。設立以来、中古車販売から整備業、板金業まで事業を拡大してきた。今回訪問したのは、C 社が 2002 年に設立した自動車リサイクル関連の事業部である (以下、自動車リサイクル事業部とする)。新事業部設立の動機は、それまで解体業者に引き渡していた使用済自動車を用いて事業を多角化したいということであり、また「きれいな地球を取り戻す」という C 社の経営理念を実現する一環としても位置付けている。事業部設立時期や経緯を踏まえると、中古車販売業から事業範囲を拡大して自動車リサイクルに新規参入してきたタイプの事業者である。C 社全体の資本金は 5,000万円、自動車リサイクル事業部の従業員数は 25 名 (C 社全体では 92 名) ほどである。

(2) 事業の特徴

前述したように、同自動車リサイクル事業部は、新車・中古車販売から車検・板金・塗装・保険・カスタマイズまで広範に手掛ける C 社の一事業部であるが、実はそのことが同社の自動車リサイクル事業の特色を生み出している。というのも C 社自体が多様な自動車関連事業を内包していることに加え、C グループと呼ばれる関連会社のなかには、日本最大級の中古カー用品チェーン店を 3 店舗経営する有限会社 C やバッテリー、レアメタル等の再生事業を行う企業も抱えており、自動車リサイクル事業で生産した中古部品や補修部品を販売・利用する体制が整っているのである。

ここで自動車リサイクル事業部の事業内容について見ると、使用済自動車を利用した事業には2つの柱がある。ひとつは中古部品販売であり、国内販売と海外輸出を行っている。国内販売は自社が経営する中古カー用品チェーン店や中古部品販売ネットワーク(エコライン)を通して販売している。また、もうひとつの柱は再生資源の販売である。しかしこの部分は素材市場が不安定だという点に問題を感じているという。

以上の2つの事業のうち特に重視しているのは中古部品販売である。そのことは中古部品の品質に対する厳しい自己評価にも表れている。例えば1cm強の傷であっても2cmと評価するなど、ユーザーの目線に立って敢えて厳しく評価する。中古部品販売については、業界で15年程度の経験を持つ従業員が、価格の決定や中古車販売ネットワークへの登録などの仕事をこなしているという。

しかし最近では、中古部品の海外輸出にも力を入れている。それは、自動車リサイクル事業 者全体が素材市場の不安定性を認識して中古部品事業に注目するようになっており、中古部品 の供給過剰から単価が下がる傾向があるからである。また、国内部品販売とはいえ、販売時期は顧客主導であるため不透明になるということも海外輸出に力を入れ始めた理由である。そこで同自動車リサイクル事業部では、海外バイヤーと定期的にコンテナを出す予定を立てて輸出事業を展開し、安定した収益源にしようとしている。そのため、海外バイヤーが常駐できるように敷地内に宿泊施設を設け(一人一泊 1200 円)、またバイヤーが部品回収・商品保管・荷造りをするスペースも開放するなど様々な工夫をしている。

以上の他に、解体処理の後に発生する廃車ガラを、シュレッダー会社向けと全部利用者向けに分けて処理している。TH チーム、ART チームの両方の「全部利用」コンソーシアムに参加しており、そこに廃車ガラ全体の7割程度を割り当てている。しかし、コンソーシアムを組んでいるといっても電炉メーカーの都合によって「荷止め」に合うこともあり、シュレッダー会社の引き取り価格と天秤にかけながら、収益を考えて販売割合を決定している。

(3) オペレーション

①使用済み自動車の確保

C社自動車リサイクル事業部における使用済自動車の確保について見よう。この点についてまず指摘されたのは、近年、使用済自動車の確保が困難になりつつあるということである。使用済自動車自体が減少しているほかに、自動車リサイクル企業間の競争が激化していること、そして中古自動車のオークション会場(出品手数料が収益源となる)が生き残り策として使用済自動車を出品させるようになり自動車リサイクル企業に流れる使用済自動車が減少していることなど、多様な要因がある。そのため、どの事業者も仕入れ台数は、3~4割程度は減少しているのではないかとのことである。

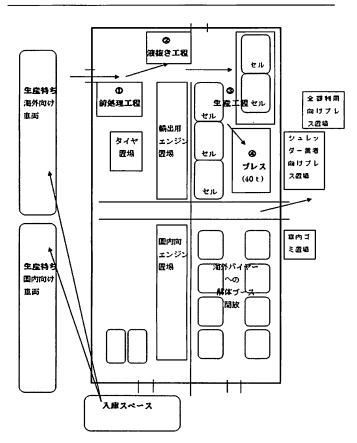
こうしたなか、同事業部は基本的には競合者が多い地元は避けて、近隣の市町村や県外から 仕入れを行っている。また、追加的に必要になった分については、逆にオークション会場で競 り落として確保している。国内部品販売や再資源化に加えて、近年ではコンテナ輸出も重視し ているため、使用済自動車を一定量確保する必要性が高まり、オークション会場での買い付け も活用するようになっているのである。

②解体処理工程

以上のように仕入れた使用済自動車は、図5に示したような順序で処理されていく。まずは じめに使用済自動車の入庫票整理が行われる。同事業部ではこの時点で、一番利益のあがる販 路について検討し、決定している。そのため、入庫チェックの工程では、現車を見て販路を判 断する「目」が必要になる。新入社員の配属についても入庫チェックから経験させるなど、出 来るだけ早期に販路を判断する「目」を育成しようと工夫しているのは特徴的である²⁴⁾。

こうした入庫チェック作業の後、使用済自動車は国内向けと海外向けに分けて保管(在庫は 平均4日分:150~160台程度)され、解体処理を待つ。 工塩

浄水場



出所) 訪問時のメモより筆者作成

さて、ここでは同事業部の大きな特徴である生産工程(中古部品や再生資源を取り外す工程)について見てみよう。

図 5 の③のように、工場には生産用セルが 5 つほど並んでいる。前処理、液抜き処理を終えてセルに運ばれた車両には、1 台につき

作業者が1人割り当てられ、全ての取り外し作業が行われる。作業は、ボルト外しを中心とした部品取り外し作業である。メーカー・車種によって部品形状等は異なるが、部品の締め付け構造は基本的に同じであるため、部品取り外し作業それ自体は習熟困難なものではないという。ただし、車両によって取り外しの順序等が異なり、それが処理の効率性に大きく影響を与えるため、経験を通じて覚えていくことも多い。解体処理にかかる時間は、軽自動車であれば一台40分程度、トヨタのクラウンクラスの車であれば一台1.5~2時間程度必要になる。工場の処理能力は月1000台であり、1カ月22日稼働とすれば、1日約45台、1人1日9台ほどの処理を行うことになる。

セルといわれるように、解体処理工程はライン状に配列されてはいない。各セルには、内製 した「マルチクレーン」が設置されており、これを使って車両の反転・移動を行いながらセル のなかで1台の取り外し作業を一人の作業者がすべて行う。

以上に見たように、同工場の大きな特徴はセルでの一人解体方式である。同工場がこうした 方式を採用する理由について紹介しておきたい。ひとつは経路依存的な理由である。つまり整 備業を手掛けてきた経験から「自動車解体は人手による解体を行うべきである」という意識が あり、また、中古車販売業を手掛けてきた経験から「使用済自動車も大切な商品だ」という意 識がある。そのため、重機ではなく人手できれいに取り外すという考えが貫かれている。

また、セル方式に固有の特長に注目している。まず、セルにおいて 1 人が 1 台の解体作業を すべて経験するようにすれば作業者のスキル向上に結び付くことに注目している。また、その 過程で一人ひとりの能力を見極めることができるともいう。さらに、使用済自動車の仕入れ状 況に応じてセル数を変動させ、各セルの稼働率は維持しながら業務量に応じた柔軟な解体処理 を行う工夫がなされている。そのため、あくまでもセルの設備は簡素である。

こうした処理方式は、中古部品生産や再資源化のみならず、同事業部が取り組む「全部利用」においても効果を発揮しているという。セルでの解体処理を終えて排出される廃車ガラは、40 t プレスで 70 cm四方のプレスに加工され、一部はシュレッダー業者(豊田メタル)に、そして 7 割ほどの部分は「全部利用」に割り当てる。セルでの人手による徹底的な分別は、自動車リサイクル法「第 31 条」認定の基準として知られている銅含有率 0.3%未満を十分に超え、銅分をほぼ 100%取り除くことに成功しているという。

おわりに

以上、本調査ノートの前半部分では 2005 年の自動車リサイクル法施行後における自動車リサイクルシステムの現状と自動車リサイクル企業の経営課題について整理した。自動車リサイクル法は、関連主体の役割・義務と主体間の関係の明確化や新たなリサイクル手法の提起によって自動車リサイクルの持続性を高める働きを果たしているが、その一方で自動車リサイクル業界の再編淘汰や企業間競争を促し、自動車リサイクル企業においては新たな経営課題が生じている。

このことを踏まえて本調査ノートの後半部分では、実際に訪問した三重県下の3つの自動車 リサイクル事業者の調査記録について、そのプロフィール、事業の特徴、オペレーションの特 徴を整理した。3つの自動車リサイクル事業者は、それぞれ自動車リサイクル業界の経営環境 の変化に対応するため、使用済自動車の確保、事業構成・販路の決断、および解体処理システ ムの構築などの諸点において企業努力を重ねており、そこには共通点とともに差異がみられた。 以下では、結びにかえて興味深い点をいくつか取り上げておくことにしたい。

①経営理念の共通性

まず、地球環境問題への対応の重要性が社会的にも広く認識されていることもあり、自動車 リサイクル事業を営む3つの事業者はいずれも、地球環境保全を経営理念や事業方針のなかに 位置付けていることを確認できた。自らの事業それ自体が地球環境保全に貢献するものである ことを自覚して理念に反映させていることには注目する必要がある。

②リサイクルビジネスの特徴

具体的な事業内容については、どの事業者も中古部品販売と再生資源販売という従来から存在する事業分野を事業の柱に据えていること、また素材市場の価格相場が不安定なために中古部品販売に力点を置く傾向があること、さらに国内販売安定化のために中古部品在庫共有ネットワークに加入するという共通点のあることが確認できた。

さらに、近年は自動車リサイクル法で提起された廃車ガラの「全部利用」処理をひとつの収益源と位置付けていることも共通している。しかしこの点については、「全部利用」をいくら強調しても、それだけでは採算が取れないことも事実である。「全部利用」で回収できる金額は低く、手続きも煩雑であるため、シュレッダーレス処理を実現する「全部利用」の積極的意義は理解していても、事業の中心に位置づけることは難しくなっている。

リサイクルという社会的課題へのビジネスとしての取り組みにおいては、やはり経済性、収益性が重視されるという現状がある。

③「目利き」の能力

事実発見の中で興味深いのは、具体的に販路を決断するに当たって、経営上「目利き」という能力が重要になっているということである。たとえば A 協同組合では、部品・素材の価格を常に把握し、販路や価格を決定する能力が事業の構成を考えるうえで重要になっていると指摘された。

また具体的な業務レベルについても、業界全体の傾向としてどの事業者も使用済自動車の仕入れに苦労しているために仕入れた使用済自動車から出来るだけ効率的に売上をあげることが課題になっており、やはり「目利き」が重要になっている。この点について、B社、C社での指摘は興味深い。B社では、仕入れ段階において、一台の使用済自動車からどの程度の売上があがるのかを判断する「目利き」能力が必要になると指摘を受けた。また、C社では仕入れた使用済自動車の入庫確認の時点で、一番利益の上がる販路について決定するための「現車を見て販路を判断する目」が必要になると指摘を受けた。

このように、使用済自動車の価値を見極めることが現在の自動車リサイクル事業においては 重要になっている。ところが、この種の能力形成には長期間を要する。そのため、現時点では 経営者自身やベテラン従業員の担当領域となっているようである。今後はこうした経験やノウ ハウを客観化・制度化することや、技能継承・人材形成の仕組みづくりを行っていくことも、 企業の発展にとっては重要になると思われる。

④解体処理プロセスの多様性

中古部品や素材を取り外す解体処理工程のあり方についても言及しておく必要がある。まず、調査した3つの事業者の解体処理プロセスの特徴はいずれも異なっていた。たとえばA協同組合は、潜在処理能力の大きさからも推測されるように、効率を重視してライン状に処理プロセスを形成している。しかし「全部利用」を強調しているため作業自体については手バラシ解体を重視している。これに対して、C社は簡素な設備で構成されるセルでの一人解体方式を採用し、精緻な解体とそれを通した人材育成によって仕入れ最変動に対応できる柔軟な解体処理を志向している。B社は両者の中間に位置づけられる。中古部品を取り外す商品化工程では定置式で丁寧な解体を心がけるが、再資源化工程ではライン状の工程配置やニブラの利用など、効率性を追求しているように見受けられた。いずれにしても、処理量、処理スピード、精緻な解体、仕入れに対応した柔軟な処理など、各事業者の事業上の力点に応じた多様な解体処理システムが構築されている。

ここで注目しておきたいのは、解体処理プロセスの発展方向である。まず、一部に残る 3K 労働実態の克服は基礎的課題といえる。また今後、「静脈」産業の中心として自動車リサイクル 企業が発展するために、セル方式の採用や改善活動への着想など「動脈」産業における生産システムのあり方や人的資源管理の経験を生かせるかどうかにも注目したい。

訪問調査に基づく事実発見から、興味深い点のみ拾い上げてみた。自動車リサイクル企業の経営基盤充実を考える場合、オペレーションの側面では効率的かつ精緻な解体を可能にする解体処理(生産)工程の構築、使用済自動車の効果的な仕入れ、あるいは販路の決断などがポイントになるが、そのいずれについても共通して指摘されたのが人的資源の重要性であった点は興味深い。また今後、自動車リサイクル企業がその収益性追求とリサイクル推進という社会的課題をいかに統合し、またそのなかでどのような経営戦略と経営管理を展開していくのか、「静脈」産業の企業の発展を考えるうえで興味深いポイントとなろう。

参考文献

- ・荒木健史 (2008)「自動車リサイクル法の施行状況について」『産業と環境』 2008 年 5 月号
- ・植田和弘(1992)『廃棄物とリサイクルの経済学―大量廃棄社会は変えられるか―』有斐閣
- ・北川克也 (2005)「自動車リサイクル法施行後のリサイクル事業について」、環境経営学会『サステイナブルマネジメント』第5巻第1号
- ・外川健一(2007)「自動車リサイクル法の概要と最近の動向―指定 3 品目の処理・リサイクルの現況について―」『廃棄物学会誌』第 86 巻第 1 号
- ・竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著 (2004)『自動車リサイクル―静脈産業の現状と未来―』東洋経済新報社
- ・所伸之(2005)『進化する環境経営』税務経理協会

- ・中石斉孝(2000)「自動車リサイクル法の施行状況について」『JAMAGAZINE』第 40 巻第 12 号
- ・中石斉孝 (2006)「自動車リサイクルについて」『日本機械学会誌』Vol.109 No.1055
- ・中谷勇介(2006)「静脈ビジネスの産業か―自動車解体の生産組織に関する一考察―」『工学 院大学研究論費』第 43 巻第 2 号
- ・日本貿易振興機構(2006)『ジェトロ産業レポート 自動車リサイクルビジネスの動向』
- ・貫隆夫(2005)「環境問題に批判経営学はどう取り組むか」、丸山恵也編著『批判経営学一学生・市民と働く人のために一』新日本出版社
- ・濱島肇(2000)「自動車解体業の活性化に関する研究」『中京経営研究』第9巻第2号
- ・広田民郎(2005)『自動車リサイクル最前線』グランプリ出版
- ・丸山恵也 (2000)「日本の自動車産業と環境問題」、丸山恵也他著『自動車』大月書店

注

- 1) 植田和弘(1992)61-62ページ、参照。
- 2) 丸山恵也 (2000) 234-236ページ、参照。
- 3) 所伸之(2005) 16-19 ページ、参照。
- 4) 質隆夫(2005) 105-106 ページ、および 110 ページ、参照。
- 5) A協同組合に対する調査は、策者が参加した中央大学企業研究所「企業の社会性」研究チームによるもの、B社と C社に対する調査は、三重短期大学地域問題研究所における策者の個人研究「地域企業における CSR の現状と課題」の一環として実施したものである。
- 6) この定義については、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004)39ページ、を参照。
- 7) このプロセスについては、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004)2-3 および、36-38 を参考に整理した。
- 8) 中石斉孝 (2006) 807ページ。
- 9) 中石斉孝(2006) 807 ページ、参照。また、こうした環境条件の変化によって廃車・廃車ガラ取引が「有償」から「逆有償」へと変化した 1990 年代以降の時期を、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004) は、解体業者の「混迷期」と捉えている(同費、53-55 ページ)。
- 10) この法律は、2000 年に施行された「循環型社会形成促進基本法」を起訴枠組とする個別のリサイクル法の1つである。竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004)は、自動車リサイクル法の制定を説明する仮説として、EUによる自動車リサイクル指令の発令や、日本政府による環境産業育成の機運という要因もとりあげている。
- 11) 新たなシステムでは、リサイクル料金や特定3品目の引取・取渡情報を指定管理法人である側自動車リサイクルセンターが一元的に、しかもインターネットを通じて管理している(電子マニフェスト制度)。
- 12) 新たなシステムの概要については、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著 (2004) 序章、および 中石斉孝 (2006) を参照。
- 13) 荒木健史(2008) 23ページ、参照。
- 14) 竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著 (2004)、263ページ、参照。
- 15) 自動車リサイクル企業からすれば、このことを契機に「油まみれの土の上にコンクリートを敷き、 屋根をつけ、油水分離層を設けるなど、工事の必要が生じた」という点が注目されている。この点に ついては、北川克也 (2005) 63-64 ページ、参照。

逆に、「自動車リサイクル法で確実に良くなるのは、日本の解体業者の再編成をもたらす点かもしれない。廃油の垂れ流し、フロンガスの大気放出といった犯罪行為を能天気におこなってきた悪質業者は、この法律でたぶん 100%いなくなるのではなかろうか」と評する論者もいる。広田民郎(2005)、24ページ。

- 16) たとえば竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004) は、拡大生産者責任に対する自動車メーカーの対応の結果、フロン回収事業者が選別されていく問題について明らかにしている(同書、17-18ページ。
- 17) 荒木健史(2008) 22 ページ、および中石斉孝(2006)、北川克也(2005) などを参照。また、JETRO (2006) によれば大手資本の使用済自動車処理能力は、既存業者の約10倍(年間一万台程度) と言

われている (同書、3ページ)。

- 18) 樹脂をはじめ、ウレタン、繊維、ゴムなどで構成されるシュレッダーダストは、電炉の中で一種の 助燃材料となり、エネルギー源となり都合がいいという。広田民郎 (2005) 22 ページ、参照。
- 19) 自動車リサイクル法下では、「指定三品目」のなかでも特に処理が難しいシュレッダー・ダストのリサイクルについて、自動車メーカーを、トヨタ・ホンダ・ダイハツ・日野と主要輸入企業からなる TH チームと日産、三菱、マツダやトラック・バスメーカーから成る ART チームに分けて展開されている。それは、規模の利益によるコスト削減および競争原理の導入による効率化の達成を求めているからであると言われる。
- 20) 竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004) 24 ページ、参照。
- 21) 中谷勇介 (2006) 57ページ、参照。
- 22) JETRO (2006) 3ページ、参照。
- 23) なお、13,000 円程度で仕入れた使用済自動車一台からあがる売り上げは、平均 20,000 円程度であるという。
- 24) ひとつの車種であっても、エンジンなどには数多くの種類(サイズや案材)があり、車検証などから判別できない部分も多い。車の年式やエンジン、キャブレター等の種類を入力すれば販路が決められるようなソフトウェアを作ることもできるし、その基礎になるデータも蓄積しているが、まずは社員が経験のなかで理解し、自分自身で決定できるようになることを重視している。

轺檐

お忙しいなか対応いただきました各事業者の担当者様には、ここに深く感謝申しあげます。なお本 ノートの記述内容に関する一切の責任は策者にあることを明記しておきます。

2008 年度地域問題研究所活動記録 (2008年1月~2009年3月)

- 1 地域問題研究所概要
- 2 地域問題研究所活動日誌
- 3 地域問題研究所刊行物
- 4 受入図書·雑誌
- 5 研究活動
- 6 研究員業績一覧(2008年1月~2009年3月)

1 地域問題研究所概要

(1) 学則

第10章の2

(地域問題研究所)

第63条の2 本学に。地域問題研究所を置く。

2 地域問題研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 地域問題研究所規定

三重短期大学地域問題研究所規程
この研究所は、三重短期大学学則第65条に基づき、三重短期大学付属施設として設置
し、三重短期大学地域問題研究所(以下研究所という)と称する。
研究所は、本学がよって立つ地域社会に関わる賭問題の調査研究を行い、もって、地域
社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教育・研究の発展に資することを目
的とする。
本学の専任教員は研究所の所員となる。
所員は総会での議決を行う。また、研究所の施設・資料の利用、研究所の刊行物への研
究成果の掲載を行うことができる。
研究所は、その目的を達するため、必要に応じて三重短期大学地域連携センターと協力
して次の事業を行う。
一 調査および研究
二 文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流
三 研究会の開催及び研究成果の公表
四 その他研究所の目的達成のために必要と認められる事業
研究所の刊行物に掲載された著作物の著作権は研究所に属する。
研究所には、研究所長、総会、運営委員会を置く。
研究所長は、総会の推薦に基づき、学長が任命する。
所長は、研究所の業務を革理し、研究所を代表する。
所長の任期は2年とし、再任を妨げない。
基本事項は総会において審議・決定する。
議長は所長とし、所長は必要と認めた時、または所員から要請があった時に総会を招集
する。総会は所員の過半数の出席により成立する。
本条第1項にいう基本事項とはつぎのものをいう。
一 年度事業計画及び予算の作成、決算の承認
二 研究員の推薦
三 研究所長の推薦
 四 その他研究所に関する重要事項

第9条(運営委員会)	研究所の運営を行うため、運営委員会を置く。
2	運営委員は、所長、両科選出の運営委員2名、研究員の互選による若干名とし、学長が
	任命する。
3	運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4	運営委員会の議長は所長とし、所長は研究所の運営のために、定期的に委員会を開催
	する。
第10条(研究員)	研究員は、研究費の支給を受けて地域研究を進め、また互選により研究所運営委員とな
	ることができる。
2	研究員は、所長が総会にはかって、所員の中から推薦し、教授会の議を経て学長が任命
	する。
第11条(特別研究	特別研究員は、広く学内外に人材を求め、所長が総会にはかって推薦し、教授会の議を
員)	経て学長が任命する。
第12条(雑則)	この規程に定めるものの他、規程の施行に関し必要な事項は別に定める。
付則	本規程は2008年4月1日から施行する。
2	この規程の施行の際、旧研究室規程により現に室長、運営委員または研究員となってい
	る者の取り扱いについては、それぞれ新規程による、所長、運営委員、研究員とみなす。

(3) 2008 年度研究所構成員

所長 岩田 俊二(生活科学科教授)

運営委員 長友 薫輝(生活科学科准教授)

茂木 陽一(法経科教授) 雨宮 照雄(法経科教授) 島内 高太(法経科講師)

研究員 東福寺一郎(法経科教授)

石原 洋介(法経科准教授)

梅澤 真樹子 (生活科学科教授)

北村 香織 (生活科学科講師)

南 有哲(法経科教授)

山川 和義(法経科准教授)

駒田 亜衣 (生活科学科助教)

楠本 孝 (法経科教授)

助手 田中 里佳

2 地域問題研究所活動日誌

2008年1月9日 第37回地域問題研究交流集会

法経科共同研究室 13:00~

島内髙太 「自動車産業における生産・労働実態の調査研究」

長友薫輝 「国民皆保険・国保の持続可能性-医療費抑制策からの転換-」

藤野奈津子「ローマ帝国の支配-刑事裁判の検討から-」

南有哲 「動物虐待に関する試論」

雨宮照雄 「税収格差是正と地方税改革」

茂木陽一 「近代三重県域における堕胎罪体制成立についての考察」

楠本孝 「外国人問題プロジェクトについての報告」

石原洋介 「東アジアにおける金融安定化への課題」

31日 地研通信 第88号発行

「税源移譲に伴う個人住民税の調整控除について」 雨宮照雄 「東アジアにおける金融安定化への課題」 石原洋介

事務局会議

法経科共同研究室 16:00~

各担当報告、地域問題研究所設置規則案の検討、その他

2月7日 総会

法経科共同研究室 12:45~

地域問題研究所規程案の審議、その他

3月3日 総会

法経科共同研究室 12:50~

2008年度研究員承認について、2008年度所長選出について

24日 総会

第一演習室 12:50~

2008年度研究員追加申請について

31日 地研通信 第89·90合併号発行

第36回 地域問題研究交流集会報告

「津市における『多文化共生』のあり方を考える」

「裁判例からみる『消えた年金』問題」 小西啓文

地研年報 第13号発行

論説

「近代三重県域における堕胎取締の推移について-近代三重県域における人 口動態の研究(5)-」茂木陽一

「東アジアにおける金融安定化への課題」石原洋介

「地域医療の現状と課題-自治体病院をめぐる動向について-」長友薫輝 研究ノート

「ローマの元首政について-モムゼンのDyarchie-Theorie (「二員政論」) をめ ぐる近時の学説から-」藤野奈津子

「自然中心主義と人間中心主義の対立について」南有哲

審評

「猿田正機著『トヨタウェイと人事管理・労使関係』」島内高太 地研研究員活動報告(2007年1月~12月)

地研研究員名簿

地研規約

『津市における外国人児童・生徒の就学状況調査報告書』発行

2008年4月1日 地域問題総合調査研究室 → 地域問題研究所へ

11日 第1回 運営委員会

地研事務室 15:00~

運営委員会の構成と分担について、監査規定・予算案作成と総会開催について、 奨励研究員の募集方針について、交流集会の企画・コーディネート担当について 、外国人問題プロジェクトの予算措置について

5月7日 第2回 運営委員会

法経科共同研究室 9:00~

定例会議について、奨励研究員について、2008年度予算案、購入希望雑誌アンケート中間報告、地研通信発行計画、所員総会懸案事項

15日 第1回 総会

第一演習室 13:50~

2008年度運営体制・奨励研究員・予算配分の承認

6月4日 第3回 運営委員会

法経科共同研究室 13:00~

購入希望雑誌の最終決定、研究交流集会の企画について、2008年度地研年報について いて

7月9日 第4回 運営委員会

地研事務室 13:30~

「地研通信」発行スケジュールについて、新規購脱雑誌受入状況、研究交流集会の開催案について、予算執行状況、今後の地研の活動(研究会・シンポジウムのあり方)について、『地研年報』への地研規定・論文掲載規程の掲載について、ホームページ更新状況の報告

8月7日 地研通信 第91号発行

「新たに出発した地域問題研究所の課題」 岩田俊二 「占領期沖縄の社会福祉政策序論」 北村香織 2008年度 地域問題研究所研究員一覧

10月1日 第5回 運営委員会

法経科共同研究室 13:00~

次年度研究交流集会等の催しについて、みえ届用創出会議主催シンポジウムの後 援依頼について、各担当の業務確認

31日 地研通信 第92号発行

「『70歳まで働ける企業』の実現に関する法政策の意義」 山川和義 「生活習慣病予防の取組について」 駒田亜衣

11月7日 第6回 運営委員会

法経科共同研究室 11:00~

楠本研究員からの研究費増額要請について、地研年報発行スケジュールについて 、地研主催(連携センター協力による)連続セミナーの実施について、来年度市 費予算内示

27日 第2回 総会

第一演習室 13:45~

地研年報発行スケジュールについて、投稿規程・執筆要項の制定および地研規約 の改正について、地研主催(連携センター協力による)連続セミナーの実施について、奨励研究員からの研究費増額要請について

12月3日 第7回 運営委員会

法経科共同研究室 11:00~

「来日外国人の生活実態調査」にかかる研究費の増額について

20日 第38回 地域問題研究交流集会

アスト津 第2会議室 14:00~

「津市における来日外国人の生活実態調査」報告会

2009年1月21日 第8回 運営委員会

法経科共同研究室 11:00~

楠本研究員の研究費増額にともなう予算執行について、来年度地検連続セミナー の研究テーマ選択について、各担当の業務確認

28日 第39回 地域問題研究交流集会

法経科共同研究室 13:00~

岩田俊二「農業・農村から見た地方都市の都市形成史ー津市を事例にしてー」 雨宮照雄「地方財政をめぐる諸問題」

茂木陽一「近代三重県域におけるマビキ慣行の研究」

梅澤真樹子「津市内中高年女性の食物摂取頻度調査から」

北村香織「占領期における三重県下の医療・福祉政策」(継続)

長友薫輝「住民のための地域医療のあり方-公立病院をめぐる状況を中心に-」 南 有哲「環境概念についての試論」

楠本孝 「来日外国人の生活実態調査」

30日 地研通信 第93号発行

「ヴァル・ドルチャとアルト・ドウロの文化的景観を訪ねて」岩田俊二 「伊勢商人と地域社会」漫籤(その2)茂木陽一

3月31日 地研通信 第94号発行

第38回地域問題研究交流集会報告

「津市における来日外国人の生活実態調査」報告会

「伊勢商人と地域社会」漫箪(その3)茂木陽一

3 地域問題研究所刊行物

【地研通信】

号数	発行日	頁数
第88号	2008年1月31日	8 頁
第89・90合併号	3月31日	32頁
第91号	8月 7日	8頁
第92号	10月31日	8頁
第93号	2009年1月30日	12頁
第94号	3月31日	24頁

【地研年報】

第13号 2008年3月31日 発行 103頁

論説

近代三重県域における堕胎取締の推移について-近代三重県域における人口動態の研究 (5) - (茂木陽一)

東アジアにおける金融安定化への課題 (石原洋介)

地域医療の現状と課題-自治体病院をめぐる動向について- (長友薫輝)

研究ノート

ローマの元首政についてーモムゼンの Dyarchie-Theorie (「二員政論」) をめぐる近時の学説か ら- (藤野奈津子)

自然中心主義と人間中心主義の対立について (南有哲)

專評

猿田正機著『トヨタウェイと人事管理・労使関係』(島内高太)

地研研究員活動報告(2007年1月~12月)

地研研究員名簿

地研規約

4 受入図書·雑誌

(1) 収集図書点数(2008/1/1~2009/3/31) 201点

(2) 受入雑誌一覧

部落解放研究 自治総研 地域問題研究 広報津 ほっと通信 三銀レポート 調査News 地域社会 学術センター通信 CURES 地域政策 部落問題研究 人権と部落問題 新都市 国際人流 週刊教育资料 月刊介護保険 月刊イオ 判例 地方自治 日経ものづくり 工場管理 エコジン AFF 人と国土 労働法令通信 労政時報 協同の発見 総合社会福祉研究 福祉新聞 労働と医学 日経メディカル 月刊切り抜き保健 中小商工業研究 教育展望 教育 厚生の指標 財政金融統計月報 社会教育 社会福祉研究 住民と自治 自治研究 人口問題研究 地方税 地方財政 地域開発 都市問題研究 都市政策 月刊福祉 文部科学時報 自治体学研究

5 研究活動

(1) 個別研究

研究者	名		
(共同研究	者名)	研究テーマ	研究概要
	2 二 代子)	農業・農村から見た地方都市の 都市形成史 一津市を事例にして一 (継続)	昨年も同一テーマで申請したが、研究成果を発表できなかったので、今年も継続する。津市を事例に地方中心都市の都市計画史については、一応研究をまとめているが、 更に 農業・ 農村から見た地方中心都市の都市形成史をまとめる計画である。都市側と 農村側の両面から地方都市の近代都市形成過程をまとめ今後の地方計画や中央地方との関係改善に資することを目的としている。
東福寺	一郎	高齢学生の学習動機と行動	第二部に在籍する高齢(50 才以上)学生を対象に学習の動機や過去を含めた学習行動について調査する。また、若齢者についても質問紙調査を行い比較対象とする。
雨宮 照	段雄	地方財政をめぐる諸問題	第二期地方合権改革が検討されている現在、地方税、地方交付税、 国庫支出金、地方債(財政健全化法を含む)など全般的な地方財政 制度について分析する。
茂木 陽	易一	近代三重県城におけるマビキ 慣行の研究	地研年報7号、13号での分析を踏まえて、明治10年代〜昭和戦前期までのマビキ慣行の実態を網羅的に調査・研究する。
石原 泊	羊介	東アジア共同体の特殊性と現 実性 - E U との比較による検討-	昨今、日本と東アジア諸国とのEPA交渉が続々と締約され、次のステップとして東アジア共同体への発展が模索されつつある。東アジア共同体が抱える特殊性、問題・課題などをEUとの比較で検討する。
島内商	第太	地域企業におけるCSRの現 状と課題	企業の社会的責任いわゆるCSRの重要性が高まっている。近年、多くの大企業がCSRに関する取組みを充実させているが、地域の中小企業は、地域社会との密接な関係をもつにもかかわらず、その取組みには多くの課題があると思われる。そこで三重県下の企業におけるCSRの取組みについて調査することで、その現状と課題を出来る限り明らかにしたい。
梅澤 真	樹子	津市内の大学生に対する食育 活動	大学生以下の背少年や働く成人に対する食育活動は盛んに行われているが、大学生、特に一人暮らしの人遠の食生活はどのようなものか報告数も少ない。本研究は、大学生に対して食生活調査を行うことで、問題点をさぐり、どのような食育活動が効果的なものとなるのかを検討するものである。
北村 香	手織	占領期における三重県下の医療・福祉政策 (継続)	占領期における社会福祉政策の構築過程を医療政策との関連から明 らかにしていく作業を継続して行う。特に伊賀の医事史資料を中心 に分析を行う。
長友 薫	文 輝	住民のための地域医療のあり 方 一公立病院をめぐる状況を中 心に一	総務省の公立病院ガイドラインが 2007 年 12 月末に明らかとなり、 公立病院をめぐる状況が大きく変化しつつある。そのような状況の もと、住居のための地域医療のあり方について、再編・統合あるい は地域連携などによって生き残り策を模索する公立病院への調査・ 研究を行う。
南有	哲	多文化共生と環境倫理	多文化共生と理念的に整合する環境倫理のあり方を、捕鯨論争の分 析等を通じて検討する。
山川 和	印義	高齢者屈用の現状と法的問題	少子高齢化に伴って、高齢労働力の有効活用の必要性が高まっている。しかし、多くの企業では60歳定年制がとられており現実に高齢者屈用が円滑に進められていくかは調査・研究が必要となる。本研究では、現行法制度に照らして現状の分析によりその法的問題と対処方法を探る。
駒田 亜	重衣 .	生活習慣病発症リスクと食生 活に関する研究	特定健診のデータから生活習慣病を発症するリスクを推定し、食生活との関連を解析するにあたり、基礎調査として 2008 年度の特定健診データや食生活調査から三重県の現状を把握する。特に三重県は糖尿病の福患率が高いことから、糖尿病に焦点をあてて生活習慣等を検討する。

(2) 奨励研究

- 「来日外国人の生活実態調査」
- · 楠本孝 (代表) / 南有哲/島内高太/長友薫輝/北村香織/駒田亜衣
- ·研究活動概要

アンケート調査期間

10月 24日~1月31日

送付対象者 481 世帯 601 名 アンケート返信者 82 世帯 104 名

訪問調査期間

- 11 月下旬~12 月上旬
- 15 世帯

6 研究員活動報告(2008年1月~2009年3月)

期大学地域問題研究所, 2009年1月

岩田 俊二

論文

岩田俊二・中井加代子:「実効性ある景観政策の検討-四日市市及び伊賀市の景観条例と景観 法を比較してー」,三重短期大学生活科学研究会紀要 No. 57, 2009 年 3 月, pp21-29 「ヴァル・ドルチャとアルト・ドウロの文化的景観を訪ねて」,『地研通信第 93 号』,三重短

学会発表

「地方都市の景観方策に関する市民の意向 -三重県伊賀市を対象に-」,日本建築学会大会, 2008 年 9 月 18 日、広島大学

講演

「農村景観の価値と整備の課題」,農林水産省東海農政局・(社)農村環境整備センター主催「景観配慮に関する研修会」,2008年3月7日,岐阜県恵那市

その他

津市環境基本計画策定市民委員会会長 2007 年 4 月~2008 年 3 月 津市環境基本計画推進市民委員会会長 2008 年 4 月~ 津市農業振興地域整備計画策定協議会会長 2006 年 9 月~ 津市福祉有償運送協議会会長 2005 年 4 月~ 津市建築審査会会長代理 2007 年 1 月~ 四日市市開発審議会会長代理 2008 年 11 月~ 三重県公共事業等総合評価意見聴取会委員 2006 年 4 月~ 三重県公共事業評価審査委員会委員 2008 年 4 月~

東福寺 一郎

調査

短期大学生の男女共同参画意識ー質問紙調査に基づいて-単著 三重短大紀要 No.56 19-28 2008年3月20日発行

学会発表

女子短期大学生の男女共同参画意識について 単独 日本心理学会第72回大会 2008年9月 20日(土)発表(論文集1428頁)

講 演

2008 年 11 月 9 日 男女共同参画フォーラム〜みえの男女 2008〜 ワークショップ A「働く人の意見大集合! これがフツーじゃなかったの?〜あなたの会社の常識を考える〜」 講師・コーディネータ (フレンテみえ・研修室 A)

学外の委員会等 (継続中のもののみ)

亀山市生涯学習推進会議委員 1992 年 8 月~

三重県男女共同参画センター運営協議会委員 2003年6月~

津市社会教育振興会評議員 2005年4月~

「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰選考委員 2005 年 11 月~

三重県公立学校職員互助会監事 2006年4月~

三重県男女共同参画審議会委員 2007年4月~

三重県立亀山髙等学校評議員 2007年4月~

津市市民交流計画策定懇話会委員長 2007年11月~

茂木 陽一

学術論文·学術書

「近代三重県域における堕胎取締の推移について-近代三重県域における人口動態の研究 (5)」、地研年報 13 号、2008 年 3 月

「近代三重県域におけるマビキ慣行」、『部落問題研究』第 184 号、2008 年 4 月

その他の著作

「『伊勢商人と地域社会』漫筆その2」、『地研通信』第93号、2008年12月 「『伊勢商人と地域社会』漫筆その3」、『地研通信』第94号、2009年3月

講演

「伊勢商人と商人道」、三重アカデミックセミナー市民大学講座「企業と社会」第一講、2008 年7月

その他

津市文化財審議会委員(1995/10-現在)

三重県史編纂専門委員(1988/4 - 現在)

伊勢市史編纂委員 (2002/8 -現在)

松阪市長谷川家文書調査指導員(2008/4-現在)

石原 洋介

学術論文・学術書

「第 10 章 アジアにおけるグローバリゼーション」、樱谷勝美・野崎哲哉編『新自由主義改革と日本経済』三重大学出版会、pp.167-184、2008 年 3 月。

「東アジアにおける金融安定化への課題」『地研年報』第 13 号、pp.23·52、三重短期大学地域問題総合調査研究所、2008 年 3 月。

学会·研究会報告

『新自由主義改革と日本経済』(三重大学出版会)出版記念シンポジウム「いま、改革の是非を問う!-『市場原理主義』から脱却せよ!-」三重大学、2008 年 4 月 27 日

その他

2008年みえ短祭生協主催講演会「フェアトレードが変える世界のかたち」三重短期大学、2008年 11月8日。

島内 髙太

研究ノート

「日本的生産システムと日系人労働者―階層的企業間システムに注目して―」三重短期大学法 経学会『三重法経』第 133 号 (2008 年度第 3 号)

学会報告

「社会と企業:現場疲弊の観点から」2008年7月 日本比較経営学会第33回全国大会ワークショップ(社会と企業)

「雇用戦略の変化と日本的技能形成システムへの影響」2008 年 9 月 工業経営研究学会第 23 回全国大会自由論題報告

梅澤 眞樹子

その他の社会活動など

あのつアカデミー講座「メタボリックシンドロームを予防する食事」, 津、2008年2月

北村 香織

学術論文

「米軍占領下の沖縄における社会福祉政策」『日本の科学者』490号、2008年11月

紀要など

「「里」とは何か-古代・近代・現代それぞれのふるさと」『大阪保険医雑誌』No.493、2008年1月

「占領期沖縄の社会福祉政策序論」『地研通信』第91号、2008年8月

その他、社会的活動

社会福祉士国家試験受験対策講座「社会保障論」、京都府社会福祉士会、2008年9月、11月、 12月

津市公共交通システム検討委員会委員 津市まちづくり市民委員会委員

2007年11月8日~2009年3月31日まで 2007年12月21日~2009年3月31日まで

長友 薫輝

学術論文

「地域協働と社会連帯 - 三重県福祉セミナー実行委員会の取り組み - 」『総合社会福祉研究』 第32号、2008年3月

「地域医療の現状と問題点」『おおさかの住民と自治』No.354、2008 年 5 月

「介護・福祉労働」『医療労働』No.504、2008年7月

「社会保障としての国保再生のために」『中小商工業研究』No.97、2008 年 10 月

「国民健康保険制度の再生を - 破綻の現状、課題、展望 - 」『経済』No.158、2008 年 11 月 「地域協働で取り組む生活ケア実態調査 - 本調査への課題 - 」『国民医療』No.254、2008年 11月

著書

「府民生活への影響 医療・福祉」『笑顔で暮らせる大阪府再建の道』せせらぎ出版、2008 年7月

「地域医療の崩壊と再生へ向けて」『地域医療と自治体病院』自治体研究社、2008年9月

紀要など

「地域医療の現状と課題・自治体病院をめぐる動向について」『地研年報』2008 年 3 月 「座談会 困窮する府民生活を問う」『大阪府保険医雑誌』No.501、2008 年 10 月

その他、社会的活動

津市介護保険事業等検討委員会委員2008年10月1日~2010年9月30日まで津市人権施策審議会委員2008年12月14日~2010年12月13日まで亀山市総合環境研究センター研究員2008年6月~2009年5月までかめやま環境市民大学院2008年6月~2009年5月まで

講演:「自治体病院と地域医療」「自治体病院と地域医療シンポジウム」和泉市・青年会議所 等主催 2008 年 7 月 など

マスコミ出演:よみうりテレビ「ニューススクランブル」番組内「特集 地域医療」2008 年12月など

南 有哲

論文

Anthropocentrism, Non-anthropocentrism, and Alienated-anthropocentrism; the Basic Formation of Environmental Ideologies 三重法経(単著)/131, p1-8 2008 年 12 月 高島善哉における「風土」と「民族」 哲学と現代(単著)/24, p102-116 2009 年 2 月

研究ノート

民族的同化についての試論 三重法経(単著)/130, p111-118 2008 年 3 月

学会報告

The Confrontation between Nature-centrism and Anthropo-centrism The 3rd WAPE Forum (LANGFANG, HEBEI, CHINA), 24-25 May 2008

山川 和義

論文

「ドイツにおける一般平等立法の意味」日本労働研究雑誌574号(2008年5月) (和田 隆名古屋大学大学院教授と共著)18頁

判例研究

「パイロットに関する六〇歳定年制と年齢差別」労働法律旬報1668号50頁(2008年3月)

「労働者派遣期間途中の交代・解雇と賃金請求」三重法経第130号119頁(2008年3月)

「経営上の理由による解約告知の人選と年齢差別」労働判例 958 号(2008年7月)96頁 その他

「『70 歳まで働ける企業』の実現に関する法政策の意義―三重県の事例を参考に」地研通信92号(2008年10月)

翻訳

ウルリッヒ・ツァヒャルト、山川和義(訳) 「労働紛争の解決システムに関する日独法比較」 名古屋大学法政論集221号1頁(2008年3月)

書評

「櫻庭涼子著『年齢差別禁止の法理』」日本労働研究雑誌579号(2008年10月)77 頁

楠本 孝

学術論文・学術書

「外国籍の子どもの就学義務化をめぐる法的諸問題」日本の科学者488号(2008年9月)

その他

「第38回地域問題研究交流集会報告」地研通信94号(2009年3月)

駒田 亜衣

学術論文

「基本健康診査データから計算した男性の心疾患リスクスコアと食事摂取量に関する研究」、 共著、2008.12、Health Sciences, vol.24, No.4, 2008

「基本健診データから算出した脳卒中リスクスコアの高値群とその他の群の食品・栄養素等摂取量の比較に関する研究」、共著、2008.4、栄養学雑誌、第66巻、第2号

著書

「NGO施設での栄養士活動と現地の食習慣について」、単著、2008.9、海を渡った栄養士たち, 社団法人青年海外協力協会

紀要等

「加濃式社会的ニコチン依存度調査票を用いた食物栄養学専攻学生の社会的ニコチン依存度に 対する意識調査」、共著、2009.3、紀要、三重短期大学生活科学研究会、No.57

「食事満足度の因果分析」、共著、2009.3、紀要、三重短期大学生活科学研究会、No.57

「生活習慣病予防の取り組みについて~三重県の糖尿病予防対策の現状とこれから~」、 2008.10、地研通信第92号

学会発表

生活習慣問診票 質問項目の生活習慣病スクリーニングテスト精度に関する検討,2008年度青森県保健医療福祉研究発表会,2009.2(青森市)

国保レセプトと住民基本健診診断データを用いた「脳卒中」と「虚血性心疾患」のリスクスコア計算法の的中度の比較、2008年度青森県保健医療福祉研究発表会、2009.2(青森市).

健康指数と栄養素等摂取量および食品群別摂取量との関連に関する研究、第67回日本公衆衛生 学会総会抄録集pp601、2008.11(福岡市)

Japanese Health Practice Index適用可能性に関する研究、第67回日本公衆衛生学会総会抄録 集、2008.11(福岡市)

生活習慣問診表質問項目の生活習慣病に対する寄与の検討、日本健康科学学会第24回学術大会、 2008.9(坂戸市)

食事指導におけるアセスメント問診票の活用、ヒューマンケア科学学会第1回学術集会 日本ヒューマンケア科学会誌vol.1、No.2、2008、2008.9(青森市)

Influence of Dietary Constituents on Stroke Risk Score 、15th International Congress of Dietetics(ICD 2008)Abstract pp205、September 2008(横浜市)

Effect of Health Education Program on the Health Indices of Local Residents、15th International Congress of Dietetics(ICD 2008)Abstract pp245、September 2008(横浜市)

脳卒中と心疾患の推定リスクを知った健診受診者の各リスクの年次的低下効果について、第40 回日本動脈硬化学会総会・学術集会 プログラム・抄録集、2008.7(つくば市)

住民基本健診受診者に占めるメタボリックシンドロームの割合について、第40回日本動脈硬化 学会総会・学術集会 プログラム・抄録集、2008.7(つくば市)

住民基本健診データから生活習慣病の一次予防に資するリスク推定に関する研究、第40回日本 動脈硬化学会総会・学術集会 プログラム・抄録集、2008.7(つくば市)

助成研究

「糖尿病を中心としたメタボリックシンドロームの地域別調査と改善効果の検討」(代表者 駒田亜衣)、岡三加藤文化振興財団平成20年度研究助成、平成20年4月~22年3月

「祭りを通した伊賀食文化圏の特徴について」(代表者 駒田亜衣)、日本食生活文化財団調査 研究助成、平成20年6月~21年3月

執筆者紹介

岩田 俊二 本学生活科学科教授·所長 中井 加代子 本学生活科学科助手

石原 洋介 本学法経科准教授 南 有哲 本学法経科教授

茂木 陽一 本学法経科教授

山川 和義 本学法経科准教授 楠本 孝 本学法経科准教授

島内 高太 本学法経科准教授

地研年報 第14号

2009年5月31日発行

編集兼発行者 地域問題研究所長

岩田 俊二

発 行 所 三重短期大学地域問題研究所

〒514-0112 三重県津市一身田中野157

TEL 059-232-2341

印 刷 所 合資会社黒川印刷

〒514-0008 三重県津市上浜町二丁目11

TEL 059-226-4877

ANNALS OF

THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES

TSU CITY COLLEGE

No.14 2009

(Articles)	
A Study on the Rural Infrastructure Improvement History of the	
Minor City Based on the Example of Tsu City	
Shunji IWATA and Kayoko NAKAI	(1)
The present situation and problems of East Asian community I	
Yousuke ISHIHARA	(31)
Ethnos, State, and the National Independence	
····· Arisato MINAMI	(55)
Study on the Dynamics of Population in Early Modern Mie 7	
····· Youichi MOGI	(65)
(Research)	
The measures for employment security for the aged in Mie Prefecture	
Kazuyosi YAMAKAWA	(83)
A Report on the examination of the actual conditions of	
foreign resident's lives in Tsu	
	(105)
Report on the management of Automobile Recycle Company at Mie Prefecture	
Kota SHIMALICHI	(130)

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College

Tsu, Mie, Japan